

# 秦野市地域防災計画

(資料編)

— 令和3年度修正 —

秦野市防災会議



## 目次

## ◇ 資 料 編 ◇

項	目	頁
<b>1 連絡先一覧</b>		
関係機関電話番号一覧表	1-1	1
<b>2 情報伝達</b>		
防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1	3
デジタル移動無線機一覧表	2-2	6
携帯電話等配置先一覧表	2-3	8
災害時優先電話一覧表	2-4	9
神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図	2-5	10
消防本部消防無線施設一覧表	2-6	11
消防団消防無線施設一覧表	2-7	14
市有広報用車両一覧表	2-8	16
被害の報告票（第1号様式）〔非常災害被災者調査原票〕	2-9	17
被害の報告票（第2号様式）〔人、住家の被害（速報、確定）〕	2-10	18
被害の報告票（第3号様式）〔〇〇施設被害（速報、確定）〕	2-11	19
被害の報告票（第4号様式）〔農林業被害（速報、確定）〕	2-12	20
被害の報告票（第5号様式）〔水道施設被害（速報、確定）〕	2-13	21
<b>3 避難・救護</b>		
広域避難場所一覧表	3-1	22
広域避難場所開設報告書（第1号様式）	3-2	23
避難所一覧表	3-3	24
避難所収容者世帯別名簿報告書（第2号様式）	3-4	27
避難所設置及び収容状況（第3号様式）	3-5	28
神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程・編成表	3-6	29
行方不明捜索届出書（第1号様式）	3-7	34
遺体処理台帳（第2号様式）	3-8	35
埋葬台帳（第3号様式）	3-9	36
主な応急教育実施予定場所一覧表	3-10	37
市内県立学校等一覧表	3-11	37
市立学校等一覧表	3-12	38

項	目	頁
<b>4</b>	<b>ライフライン等</b>	
	大規模災害に備えた業務継続マニュアル	4-1 40
	電力施設災害応急対策	4-2 42
	ガス施設災害応急対策計画	4-3 43
	交通施設災害応急対策計画	4-4 45
	秦野市上下水道業務継続計画【概要版】	4-5 46
	秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画	4-6 59
	電力施設の応急活動対策	4-7 70
	東日本電信電話株式会社神奈川事業部地震防災応急計画 （「大規模災害に備えた業務継続マニュアル」に定めるところによる。）	4-8 73
	神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画	4-9 74
	神奈川中央交通株式会社地震発生時における乗務員の措置要綱	4-10 78
	小田急電鉄株式会社の災害時及び地震時の対応方法等について	4-11 80
	秦野市災害廃棄物等処理計画	4-12 91
<b>5</b>	<b>物資・復旧資機材</b>	
	防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1 111
	機械器具保有一覧表	5-2 113
	応急給水用機材の整備状況	5-3 114
	鋼板等プール設置状況一覧表	5-4 114
	非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表	5-5 115
	水源種別取水施設一覧表	5-6 116
	主要食料等配布台帳（第1号様式）	5-7 118
	主要食料等調達台帳（第2号様式）	5-8 119
	物資の支給・配布状況（第1号様式）	5-9 120
	物資の調達台帳（第2号様式）	5-10 121
	応急仮設住宅台帳（第1号様式）	5-11 122
	住宅応急修理記録簿（第2号様式）	5-12 123
	作業員動員台帳（第1号様式）	5-13 124
	機械器具借上台帳（第2号様式）	5-14 125
	義援物資・義援金受付簿	5-15 126
	義援金品引継書	5-16 128
	義援金受領用領収書	5-17 129

項	目	頁
<b>6</b>	<b>緊急輸送</b>	
	各課等配属庁用車一覧表 .....	6-1 131
	神奈川県緊急輸送路線・緊急交通路指定想定路線・秦野市優先確保路線等 一覧表 .....	6-2 132
	輸送記録簿（第1号様式） .....	6-3 157
	車両出動記録簿（第2号様式） .....	6-4 158
	緊急通行車両確認証明書 .....	6-5 159
<b>7</b>	<b>水防</b>	
	重要水防区域一覧表 .....	7-1 160
	重要水防箇所一覧表 .....	7-2 160
	重要水防区域重要度評定基準 .....	7-3 161
	重要水防箇所位置図 .....	7-4 163
	水防管理団体水防実施状況報告書（第1号様式） .....	7-5 164
	水防警報（第2号様式(その1)） .....	7-6 165
	水防警報（第2号様式(その2)） .....	7-7 166
<b>8</b>	<b>消防</b>	
	消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表 .....	8-1 167
	消防力の現況（常備消防）別表1 .....	8-2 168
	消防力の現況（非常備消防）別表2 .....	8-3 169
	地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表3 .....	8-4 170
<b>9</b>	<b>条例、要綱、規程等</b>	
	秦野市災害対策本部条例 .....	9-1 171
	秦野市災害対策本部要綱 .....	9-2 172
	秦野市災害対策本部の機構・組織表 別表第1・第2 .....	9-3 175
	地区配備隊の機構 別表第3 .....	9-4 182
	地区配備隊の業務 別表第4 .....	9-5 183
	職員動員報告書（第1号様式） .....	9-6 185
	災害対策連絡票（第2号様式） .....	9-7 186
	警報・注意報発表用紙（第3号様式） .....	9-8 187
	情報等受信原簿（第3号様式の2） .....	9-9 188
	情報等受信原簿（第3号様式の3） .....	9-10 189
	情報等受信原簿（第3号様式の4） .....	9-11 190
	神奈川県記録的短時間大雨情報（第3号様式の5） .....	9-12 191

項	目	頁
被害状況等報告（第4号様式）	9-13	192
被害の程度（第4号様式の2）	9-14	193
被害の分類認定基準	9-15	195
地区配備隊情報収集班用記録用紙	9-16	199
地区配備隊無線班用交信記録用紙	9-17	200
鶴巻現地災害対策本部設置要領	9-18	201
秦野市防災会議条例	9-19	203
秦野市防災会議運営要綱	9-20	205
秦野市防災会議委員名簿	9-21	207
秦野市地震災害警戒本部条例	9-22	209
秦野市地震災害警戒本部運営要綱	9-23	211
秦野市地震災害警戒本部の機構 別表第1	9-24	213
秦野市地震災害警戒本部の組織及び業務 別表第2	9-25	214
応急対策要員の配備及び参集場所 別表第3	9-26	217
秦野市地震災害警戒本部員名簿	9-27	218
り災証明書交付申請書	9-28	220
り災届出証明書交付申請書	9-29	221
り災証明書	9-30	222
り災届出証明書	9-31	223
<b>10 協定、覚書、協約等</b>		
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1	224
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	10-2	240
神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-3	250
航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表		254
応援側市町の保有するヘリ性能		256
<b>11 その他</b>		
「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく法指定区域一覧表 及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	11-1	258
土石流危険溪流・土砂災害防止法に基づく法指定区域一覧表	11-2	259
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（土砂法）	11-3	267
浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（水防法）	11-4	270
現在の人口と世帯数	11-5	273
過去における主な自然災害の状況	11-6	275
大地震の記録	11-7	281

# 1 連絡先一覧

## 関係機関電話番号一覧表

名 称	所 在 地	電 話
神奈川県庁	横浜市中区日本大通1	045(210)1111
陸上自衛隊東部方面混成団	横須賀市御幸浜1-1	046(856)1291
陸上自衛隊第1施設団第4施設群	座間市陸上自衛隊座間分屯地	046(253)7670
横浜地方気象台	横浜市中区山手町99	045(621)1563
神奈川県警察本部	〃 中区海岸通2-4	045(211)1212
秦野警察署	秦野市新町5-5	0463(83)0110
秦野市役所	〃 桜町一丁目3-2	0463(82)5111
秦野市上下水道局	〃 上大槻190	0463(81)4113
		0463(83)2111
		0463(83)2112
		0463(83)2113
秦野市消防本部	〃 曾屋757	0463(81)0119
日本郵便(株)秦野郵便局	〃 室町2-44	0463(81)0352
東日本電信電話(株)神奈川西支店	藤沢市朝日町1-6	0466(22)8961
東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	小田原市本町1-9-25	0465(87)2608
神奈川中央交通西(株)秦野営業所	〃 曾屋620-1	0463(81)1803
小田急電鉄(株)秦野駅	〃 大秦町1-1	0463(81)1661
〃 渋沢駅	〃 曲松一丁目1-1	
〃 鶴巻温泉駅	〃 鶴巻北二丁目1-1	
〃 東海大学前駅	〃 南矢名一丁目1-1	
東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463(32)2867
農林水産省関東農政局神奈川県拠点	横浜市中区北仲通5-57	045(211)0584
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡一丁目3-1	0463(22)2711
平塚土木事務所	平塚市西八幡一丁目3-1	0463(22)2711
平塚保健福祉事務所秦野センター	秦野市曾屋二丁目9-9	0463(82)1428
国立病院機構神奈川病院	〃 落合666-1	0463(81)1771
秦野赤十字病院	〃 立野台1-1	0463(81)3721
八木病院	秦野市本町一丁目3-1	0463(81)1666
くず葉台病院(休業中)	秦野市東田原340番地	0463(82)5858
鶴巻温泉病院	秦野市鶴巻北一丁目16-1	0463(78)1311
東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	0463(93)1211
平塚市民病院	平塚市南原一丁目19-1	0463(32)0015
秦野ガス(株)	秦野市室町2-11	0463(84)0281

国土交通省関東地方整備局	厚木市恩名 1-6-50	046 (221) 0004
横浜国道事務所厚木出張所		
秦野伊勢原医師会	秦野市曾屋 11 (事務局)	0463 (81) 5018
秦野伊勢原歯科医師会	秦野市今川町 1-3 (事務局)	0463 (83) 3117
秦野市薬剤師会	秦野市本町 2丁目 1番 32号 三宝ビル 4F	0463 (85) 3434
一般社団法人秦野建設業協会	秦野市平沢 2550-1	0463 (82) 6063
秦野商工会議所	〃 平沢 2550-1	0463 (81) 1355
秦野市農業協同組合本所	〃 平沢 477	0463 (81) 7711

## 2 情報伝達

## 防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表

(令和4年3月現在)

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
本町	1	はだのこども館	秦野市寿町3-12	庁舎屋根
	2	柳川原水源	〃 曾屋4820-3	エースマスト
	3	浄水管理センター	〃 上大槻190	庁舎屋根
	4	市役所本庁舎	〃 桜町1-3-2	庁舎屋上
	5	山谷自治会館	〃 曾屋6037-1	パンザマスト
	6	曾屋配水場	〃 水神町9-23	エースマスト
	7	曾屋原自治会館	〃 曾屋381	パンザマスト
	8	市営片町駐車場	〃 本町1-10	パンザマスト
	9	上大槻(安居院卓二宅内)	〃 上大槻1038	パンザマスト
	10	河原町命徳寺公園	〃 河原町1-5	パンザマスト
	11	市営入船住宅公園	〃 入船町9-36	鋼管ポール
	12	上大槻中里	〃 上大槻615-1	鋼管ポール
	13	はだのクリーンセンター	〃 曾屋4624	庁舎屋上
	14	くずはの家入口	〃 曾屋1148-1	エースマスト
南	15	寿徳寺	〃 大秦町3-12	エースマスト
	16	保健福祉センター	〃 緑町16-3	庁舎屋上壁面
	17	中井町境別所	足柄上郡中井町境別所554	エースマスト
	18	まえばだ公園	秦野市西大竹218-2	パンザマスト
	19	みなみがおか公園	〃 南が丘1-7	パンザマスト
	20	南町会館	〃 平沢1692	ホース掛け
	21	八幡山配水場	〃 尾尻447	庁舎屋根
	22	カルチャーパーク陸上競技場	〃 平沢148	パンザマスト
	23	農協本所	〃 平沢477	パンザマスト
	24	きたなかはら公園	〃 平沢231-5	エースマスト
	25	上方町自治会館	〃 尾尻264-1	パンザマスト
	26	南公民館	〃 今泉598	庁舎屋上壁面
	27	みそだした公園	〃 今泉1127-24	パンザマスト
	28	南が丘公園	〃 南が丘3-5	パンザマスト
	29	平沢児童館	〃 平沢979	鋼管ポール
	30	さつき南	〃 今泉1596	エースマスト
	31	たての台東公園	〃 立野台2-1-1	エースマスト
32	いまいずみ台南公園	〃 今泉台3-9-1	エースマスト	
33	諏訪町せせらぎポンプ場	〃 今泉2090	エースマスト	
34	三協会館	〃 平沢1485-3	エースマスト	
35	しんちょう児童遊園地	〃 新町594-140	エースマスト	
東	36	東田原神社	〃 東田原576	エースマスト
	37	名古屋火の見櫓跡	〃 名古屋木456	エースマスト
	38	落合精米	〃 落合571-5	エースマスト
	39	潭広院	〃 西田原97	エースマスト
	40	蓑毛運動公園	〃 蓑毛313-1	パンザマスト
	41	農協東支所	〃 寺山1	パンザマスト
	42	くずは台南公園	〃 東田原200-1	エースマスト
	43	蓑毛合会館	〃 蓑毛139	パンザマスト
	44	落合配水場	〃 落合844-2	パンザマスト
	45	いこの家あづま荘	〃 寺山466-2	鋼管ポール
	46	蓑毛バス停	〃 蓑毛520-1	鋼管ポール
	47	名古屋(上原)	〃 名古屋216	エースマスト

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
北	48	菩提消防団車庫待機室	菩提 471-19	ホース掛け
	49	戸川消防団車庫待機室	戸川 696-12	ホース掛け
	50	羽根消防団車庫待機室	羽根 96-9	ホース掛け
	51	山神神社	戸川 1275	パンザマスト
	52	みなせ児童遊園地	三屋 43-41	パンザマスト
	53	加羅古神社裏地	横野 796-1	パンザマスト
	54	子之神社境内地	菩提 1117-1	エースマスト
	55	戸川西遊園地	戸川 410-1	パンザマスト
	56	戸川防災倉庫跡地	戸川 114	パンザマスト
	57	羽根須賀神社	羽根 714	鋼管ポール
	58	とかわ台公園	戸川 156	鋼管ポール
59	にしごたんち児童遊園地	菩提 210-18	エースマスト	
大根・鶴巻	60	鶴巻会館	秦野市鶴巻南 1-8-1	エースマスト
	61	矢名原市営住宅	南矢名 3-1	パンザマスト
	62	下大槻	下大槻 865-1	エースマスト
	63	大根分署	南矢名 550-1	庁舎屋上壁面
	64	いづか南公園	南矢名 1130	パンザマスト
	65	大根台みどり公園	北矢名 666	パンザマスト
	66	つくだ公園	南矢名 5-5	エースマスト
	67	ひかりの街中央公園	鶴巻南 4-8-3	エースマスト
	68	下大槻団地	下大槻 410	パンザマスト
	69	弘済学園	南矢名 2170	パンザマスト
	70	鶴巻上部会館	鶴巻 2160-1	パンザマスト
	71	鶴巻東ヶ丘自治会館	鶴巻南 2-33-14	パンザマスト
	72	黄金塚横谷	鶴巻 1698	パンザマスト
	73	鶴巻芦谷	鶴巻北 1-15	パンザマスト
	74	下大槻団地ジャンボ公園	下大槻 410	パンザマスト
	75	南平自治会館	下大槻 1289	パンザマスト
	76	鶴巻公民館	鶴巻 2182	パンザマスト
	77	さんのうした公園	南矢名 808-8	パンザマスト
	78	鶴巻善昌寺	鶴巻南 3-6-11	鋼管ポール
	79	宿矢名	南矢名 349-1	鋼管ポール
80	鶴巻ポンプ場	鶴巻 618	エースマスト	
81	北矢名北部	北矢名 417	エースマスト	
82	下大槻東脇取水場	下大槻 1004	エースマスト	
83	北矢名児童館	北矢名 240-8	エースマスト	
西	84	旧西支所	並木町 3-1	エースマスト
	85	渋沢駅南口	曲松 1-3-4	エースマスト
	86	堀山下消防団車庫待機室	堀山下 843	ホース掛け
	87	千村配水場	千村 4-7-55	エースマスト
	88	なかじま南公園	渋沢 3-23-9	エースマスト
	89	峠	渋沢 2922	エースマスト
	90	本町第12取水場	堀川 7	エースマスト
	91	渋沢中学校校	渋沢 2047-1	パンザマスト
	92	波多川公民館	堀西 808	パンザマスト
	93	反房配水場	堀山下 888	パンザマスト
	94	いなりもり公園	堀川 819-11	パンザマスト
	95	ばんばした公園	渋沢 2-11	パンザマスト
	96	黒木・欠畑自治会館	堀西 1119-1	エースマスト
	97	新橋交差点付近	堀山下 631	エースマスト
98	はぎはた児童公園	千村 1-11-23	鋼管ポール	
99	まがりまつ児童遊園地	若松町 4-39	エースマスト	
100	よねやま公園	堀西 482	鋼管ポール	
101	ちむら台公園	千村 3-6-1	エースマスト	
102	堀川児童館	堀川 103-1	エースマスト	

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
西	103	大倉	// 堀山下 1288	エースマスト
	104	渋沢一丁目	// 渋沢 1-27	エースマスト
	105	やなぎちょう公園	// 柳町 1-122-6	エースマスト
	106	さくらどて公園	// 堀山下 408	エースマスト
上	107	ゆのさわ緑地	// 八沢 1146-13	エースマスト
	108	農協上支所	// 菖蒲 1578	コンクリート柱
	109	本八沢火の見櫓	// 八沢 580	コンクリート柱
	110	三廻部消防団車庫待機室	// 三廻部 544-2	コンクリート柱
	111	湯の沢公園	// 菖蒲 58-39	エースマスト
	112	府川電気駐車場横	// 菖蒲 551	エースマスト
	113	柳川	// 柳川 420	鋼管ポール
	114	菖蒲小原	// 菖蒲 1865-1	エースマスト
	115	菖蒲配水場下	// 菖蒲 252	鋼管ポール
基地局		消防庁舎	// 曾屋 757	庁舎 2階無線機械室
中継局		弘法山公園	// 曾屋 5890	中継局及びエースマスト 2本

局数：114（令和4年3月現在）

呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名	呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名
100	市長	移動	秘書課	121	避難所21	移動	渋沢中学校
1	災害対策本部1	移動	防災課	122	同上22	移動	堀川小学校
2	同上2	移動	同上	123	同上23	移動	上小学校
3	同上3	移動	同上	150	建設部1	移動	建設部
4	同上4	移動	同上	151	同上2	移動	同上
5	同上5	移動	同上	152	同上3	移動	同上
6	同上6	移動	同上	153	同上4	移動	同上
7	同上7	移動	同上	154	同上5	移動	同上
8	同上8	移動	同上	155	同上6	移動	同上
50	秦野建設業協会	移動	協会事務局	156	同上7	移動	同上
51	同上	移動	同上	157	同上8	移動	同上
52	同上	移動	同上	170	建築指導課	移動	建築指導課
101	避難所1	移動	本町小学校	171	高齢介護課	移動	高齢介護課
102	同上2	移動	本町中学校	172	生活福祉課	移動	生活援護課
103	同上3	移動	末広小学校	173	商工課	移動	産業振興課
104	同上4	移動	南小学校	174	自治振興課	移動	市民活動支援課
105	同上5	移動	南中学校	175	教育総務課	移動	教育総務課
106	同上6	移動	総合体育館	190	秦野市社会福祉協議会	移動	秦野市社会福祉協議会
107	同上7	移動	南が丘小学校	200	清掃事業所1	移動	環境資源対策課
108	同上8	移動	南が丘中学校	201	同上2	車載	同上
109	同上9	移動	東中学校	202	同上3	車載	同上
110	同上10	移動	東小学校	203	同上4	車載	同上
111	同上11	移動	北小学校	204	同上5	車載	同上
112	同上12	移動	北中学校	205	同上6	車載	同上
113	同上13	移動	大根小学校	206	同上7	車載	同上
114	同上14	移動	大根中学校	207	同上8	車載	同上
115	同上15	移動	広畑小学校	208	同上9	車載	同上
116	同上16	移動	鶴巻中学校	209	同上10	車載	同上
117	同上17	移動	鶴巻小学校	210	同上11	車載	同上
118	同上18	移動	西中学校	211	同上12	車載	同上
119	同上19	移動	西小学校	212	同上13	車載	同上
120	同上20	移動	渋沢小学校	213	同上14	車載	同上

呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名	呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名
214	清掃事業所15	車載	環境資源対策課	600	消防本部1	移動	消防本部
215	同上16	車載	同上	601	消防本部2	移動	同上
216	同上17	車載	同上	602	消防本部3	移動	同上
217	同上18	車載	同上	701	分団1	移動	消防団
218	同上19	車載	同上	702	同上2	移動	同上
219	同上20	車載	同上	703	同上3	移動	同上
220	同上21	車載	同上	704	同上4	移動	同上
221	同上22	車載	同上	705	同上5	移動	同上
222	同上23	車載	同上	706	同上6	移動	同上
223	同上24	車載	同上	707	同上7	移動	同上
224	同上25	車載	同上	800	孤立可能性地域	移動	八沢自治会
225	同上26	車載	同上	801	同上	移動	蓑毛自治会 連合会
226	同上27	車載	同上	802	同上	移動	小原町自治会
227	同上28	車載	同上	803	同上	移動	三廻部自治会
300	下水道1	移動	上下水道局	850	不二家秦野工場	移動	不二家秦野工場
301	同上2	移動	同上	851	スタンレー電機	移動	スタンレー電機
302	同上3	移動	同上	852	日産車体	移動	日産車体
303	同上4	移動	同上	853	小田急電鉄	移動	秦野駅
304	同上5	移動	同上	854	神奈川中央交通	移動	秦野営業所
305	同上6	移動	同上	900	健康づくり課	移動	健康づくり課
306	同上7	移動	同上	901	同上	移動	保健福祉 センター
307	同上8	移動	同上	902	同上	移動	休日診療所
308	同上9	移動	同上	903	同上	移動	大根小学校
309	同上10	移動	同上	904	同上	移動	末広小学校
500	水道局1	移動	同上	905	同上	移動	西中学校

## 携帯電話等配置先一覧表

## 災害対策本部

090-3089-5158	090-3089-5160
090-3089-5159	
衛星 88216-6876-1407	
無線 はだの001~008	

消防本部	上下水道局
881623411502(衛星)	090-4169-9075
881623411503(衛星)	090-4174-9718
	080-9434-9508

## 本町地区

本町小地区配備隊	090-3089-5166 (優先)
〃 (無線)	はだの101
本町小学校	0463-81-1610
本町中地区配備隊	080-1078-3537
〃 (無線)	はだの102
本町中学校	0463-81-0342
末広小地区配備隊	080-1078-3716
〃 (無線)	はだの103
末広小学校	0463-82-5255

## 南地区

南小地区配備隊	090-3089-5162 (優先)
〃 (無線)	はだの104
南小学校	0463-81-1630
南中地区配備隊	080-1078-3845
〃 (無線)	はだの105
南中学校	0463-81-0113
カルチャーパーク総合体育館 地区配備隊	080-1078-4318
〃 (無線)	はだの106
総合体育館	0463-84-3333

## 南が丘地区

南が丘小地区配備隊	090-3089-5163 (優先)
〃 (無線)	はだの107
南が丘小学校	0463-82-8400
南が丘中地区配備隊	080-1078-4545
〃 (無線)	はだの108
南が丘中学校	0463-82-8402

## 東地区

東中地区配備隊	090-3089-5164 (優先)
〃 (無線)	はだの109
東中学校	0463-81-0082
東小地区配備隊	080-1078-4621
〃 (無線)	はだの110
東小学校	0463-81-1620

## 北地区

北小地区配備隊	090-3089-5165 (優先)
〃 (無線)	はだの111
北小学校	0463-75-1640
北中地区配備隊	080-1078-4708
〃 (無線)	はだの112
北中学校	0463-75-1717

## 大根地区

大根小地区配備隊	090-3479-1917 (優先)
〃 (無線)	はだの113
大根小学校	0463-77-1650
大根中地区配備隊	080-1078-4715
〃 (無線)	はだの114
大根中学校	0463-77-0446
広畑小地区配備隊	080-1078-4994
〃 (無線)	はだの115
広畑小学校	0463-77-5445

## 鶴巻地区

鶴巻中地区配備隊	090-4002-5677 (優先)
〃 (無線)	はだの116
鶴巻中学校	0463-78-3769
鶴巻小避難所	080-1078-5047
〃 (無線)	はだの117
鶴巻小学校	0463-78-3262

## 西地区

西中地区配備隊	090-3479-1754 (優先)
〃 (無線)	はだの118
西中学校	0463-88-0022
西小避難所	080-1078-5066
〃 (無線)	はだの119
西小学校	0463-88-0013
堀川小避難所	080-1078-5280
〃 (無線)	はだの122
堀川小学校	0463-88-4809
渋沢小避難所	080-1078-6182
〃 (無線)	はだの120
渋沢小学校	0463-88-7066
渋沢中避難所	080-1078-6335
〃 (無線)	はだの121
渋沢中学校	0463-87-2527

## 上地区

上小地区配備隊	090-3089-5168 (優先)
〃 (無線)	はだの123
上小学校	0463-88-0274

# 災害時優先電話一覧表

## ○ 市役所関係

・市役所	82-1872 (地域安全課 内線2371)
・〃	82-1873 (防災課 内線3302)
・〃	82-1874 (防災課 内線3303)
・〃	82-5131 (防災課 内線3301)
・〃	82-5132 (建設管理課 内線2253)
・〃	82-5133 (3A会議室 内線2316)
・〃	82-1813
・〃	82-1818 (記者クラブ)
・〃	82-4100 (市長室 内線2300)

(出先機関等)	
・保健福祉センター	84-5511
・文化会館	81-1211
・総合体育館	84-3333
・浄水管理センター管理棟	82-4111
	81-4258
	81-2592
(FAX兼用)	81-4027
	82-6552
・環境資源対策課	82-4401
・はだの歴史博物館	87-5542
・図書館	81-7012
・教育研究所	86-9102
・はだのこども館	81-7011
・ほうらい会館	81-8310
・末広ふれあいセンター	82-4936
・中野健康センター	82-7596
・田原ふるさと公園	84-1281
・おおね公園	77-7888
・サンライフ鶴巻	78-2330
・広畑ふれあいプラザ	77-6061
・曲松児童センター	88-2321

## ○ 消防関係

・消防本部	81-0119
	81-5450
	84-5451
	83-0022 (119ファックス)
	119番転送用回線 2回線
	招集用回線 3回線
・西分署	87-0119
・大根分署	76-0119
・南分署	84-0119
・鶴巻分署	78-0119

## ○ 学校関係

(小学校全13校)	
・本町小学校	81-1249
・南小学校	81-1634
・東小学校	81-1641
・北小学校	75-4216
・大根小学校	77-2621
・西小学校	88-1031
・上小学校	87-0150
・広畑小学校	77-5446
・渋沢小学校	88-7191
・末広小学校	82-1836
・南が丘小学校	82-8401
・堀川小学校	88-9807
・鶴巻小学校	78-3423

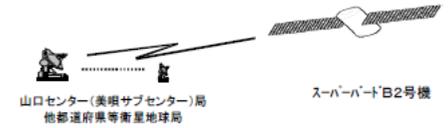
(中学校全9校)	
・本町中学校	81-0746
・南中学校	81-6097
・東中学校	82-5218
・北中学校	75-4223
・大根中学校	77-0197
・西中学校	88-1984
・南が丘中学校	82-8403
・渋沢中学校	87-6157
・鶴巻中学校	78-3774

(幼稚園全7園)	
・本町幼稚園	81-0946
・南幼稚園	81-3606
・東幼稚園	81-6325
・北幼稚園	75-1326
・上幼稚園	88-1645
・西幼稚園	88-2663
・ほりかわ幼稚園	88-4821

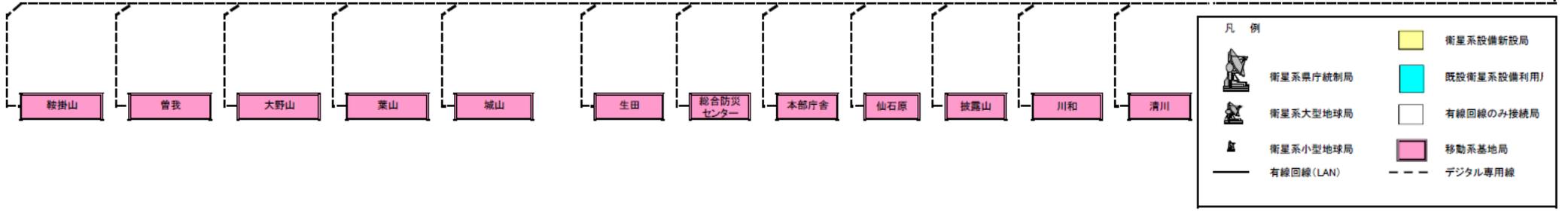
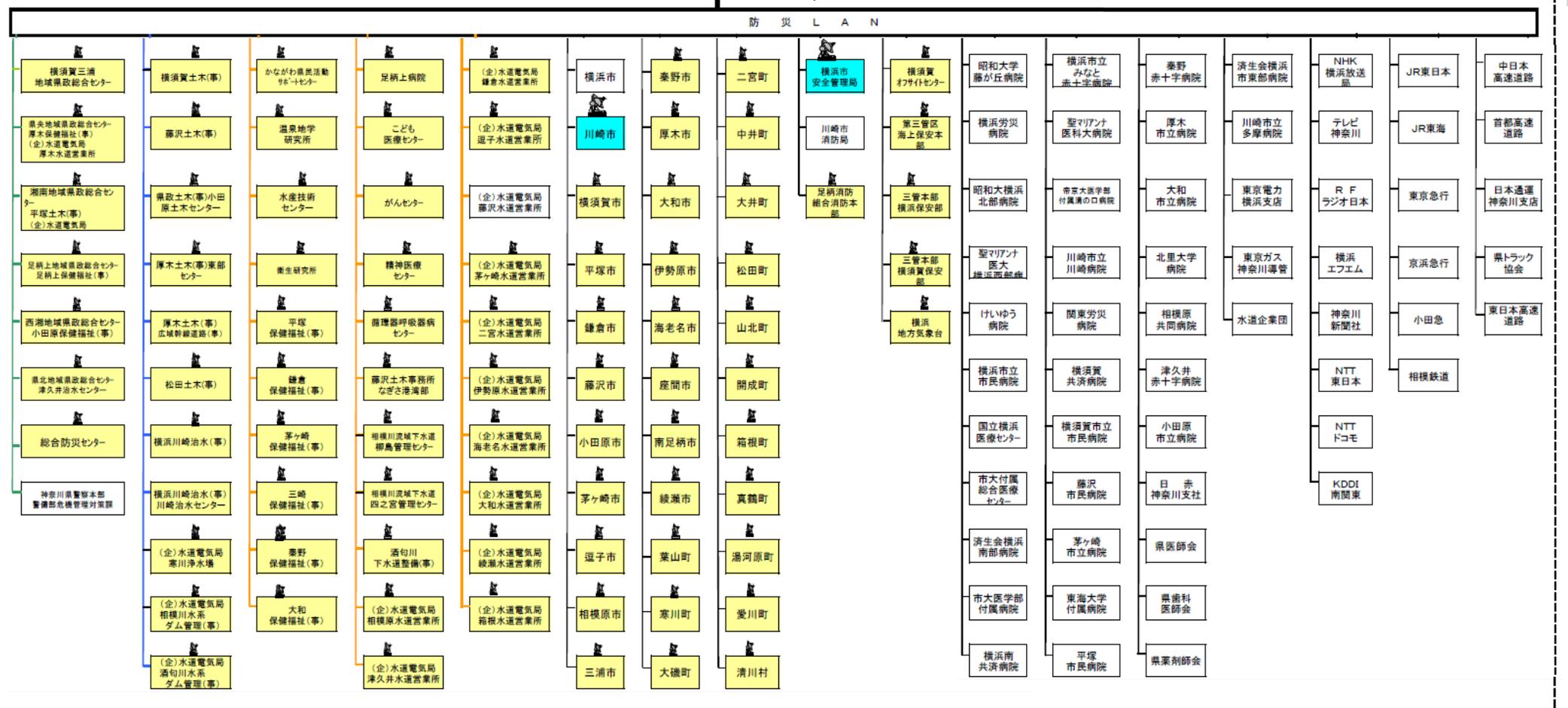
(こども園5園)	
・すえひろこども園	82-4556
・つるまきこども園	78-3424
・ひろはたこども園	77-3434
・しぶさわこども園	87-1021
・みどりこども園	81-1629

○災害時優先電話とは  
 大規模災害が発生すると通信設備がマヒ状態になり、電話がかかりにくくなります。このような時でも、災害時の応急対策等に必要な重要通信が確保できるよう、NTTが法律（電気通信事業法）に基づき指定している電話が災害時優先電話です。（発信時のみ利用可能）

# 防災行政通信網構成機関及び回線系統図



## 統制局 ( 県 庁 )



## 消防本部消防無線施設一覧表

(令和3年10月1日現在)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	種別
超短波 (VHF)	消防本部		しょうぼうはだの	基地局
		指令 1	はだの しらい 1	車載型移動局
		総務 1	〃 そうむ 1	〃
		警防 1	〃 けいぼう 1	〃
		予防 1	〃 よぼう 1	〃
		予防 2	〃 よぼう 2	〃
	本署	指揮 1	〃 しき 1	〃
		指揮 2	〃 しき 2	可搬型移動局
		本署 1	〃 ほんしよ 1	車載型移動局
		本署水槽 1	〃 ほんしよすいそう 1	〃
		本署搬送 1	〃 ほんしよはんそう 1	〃
		本署救助 1	〃 ほんしよきゆうじよ 1	〃
		本署はしご 1	〃 ほんしよはしご 1	〃
		本署救急 1	〃 ほんしよきゆうきゆう 1	〃
		本署救急 2	〃 ほんしよきゆうきゆう 2	〃
		本署救急 3	〃 ほんしよきゆうきゆう 3	〃
	西分署	西 1	〃 にし 1	〃
		西化学 1	〃 にしかがく 1	〃
		西搬送 1	〃 にしはんそう 1	〃
		西救急 1	〃 にしきゆうきゆう 1	〃
		西救急 2	〃 にしきゆうきゆう 2	〃
	大根分署	大根 1	〃 おおね 1	〃
		大根救急 1	〃 おおねきゆうきゆう 1	〃
		大根小型搬送 1	〃 おおねこがたはんそう 1	〃
	南分署	南 1	〃 みなみ 1	〃
		南化学 1	〃 みなみかがく 1	〃
		南小型搬送 1	〃 みなみこがたはんそう 1	〃
		南救急 1	〃 みなみきゆうきゆう 1	〃
	鶴巻分署		しょうぼうつるまき	基地局
		鶴巻 1	はだの つるまき 1	車載型移動局
		鶴巻 2	〃 つるまき 2	〃
		鶴巻搬送 1	〃 つるまきはんそう 1	〃
		鶴巻はしご 1	〃 つるまきはしご 1	〃
鶴巻救急 1		〃 つるまききゆうきゆう 1	〃	
鶴巻水槽 1		〃 つるまきすいそう 1	〃	

消防無線の種類	配 置	車 両 等	呼 出 名 称	局 別	
超短波 (VHF)	消 防 本 部	消 防 長	はだしょう 1	携帯型移動局	
		情報指令課保管	” 4	”	
		情報指令課保管	” 8	”	
		情報指令課保管	” 36	”	
		緊急消防援助隊用	” 37	”	
		緊急消防援助隊用	” 38	”	
		情報指令課保管	” 75	”	
		消防総務課 (消防総務担当)	” 91	”	
		警防課(地域消防担当)	” 92	”	
		警防課(警防担当)	” 93	”	
		予 防 課	” 94	”	
		本 署	消 防 署 長	” 2	”
			警 備 課 長	” 3	”
	指 揮 隊 長		” 5	”	
	指 揮 1		” 6	”	
	指 揮 2		” 7	”	
	予備編成隊救急小隊長		” 9	”	
	救 急 隊 長		” 10	”	
	消 防 隊 長		” 11	”	
	消 防 小 隊 長		” 12	”	
	本 署 1		” 13	”	
	本 署 水 槽 1		” 14	”	
	救 助 隊 長		” 21	”	
	救 助 小 隊 長		” 22	”	
	本 署 救 助 1		” 23	”	
	本 署 は し ご 1		” 24	”	
	山 岳 救 助 隊 用		” 25	”	
	西 分 署		救 急 1 小 隊 長	” 40	”
		消 防 隊 長	” 41	”	
		消 防 小 隊 長	” 42	”	
		西 化 学 1	” 43	”	
		西 搬 送 1	” 44	”	
		救 急 2 小 隊 長	” 45	”	
	大 根 分 署	救 急 小 隊 長	” 50	”	
		消 防 隊 長	” 51	”	
		消 防 小 隊 長	” 52	”	
大 根 小 型 搬 送 1		” 53	”		

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
超短波 (VHF)	南分署	救急小隊長	〃 60	携帯型移動局
		消防隊長	〃 61	〃
		消防小隊長	〃 62	〃
		南化学 1	〃 63	〃
		南小型搬送 1	〃 64	〃
	鶴巻分署	救急小隊長	〃 70	〃
		消防隊長	〃 71	〃
		消防小隊長	〃 72	〃
		鶴巻搬送 1	〃 73	〃
		鶴巻はしご 1	〃 74	〃

## 消防団消防無線施設一覧表

(平成30年4月1日現在)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
極超短波 (UHF)	消防本部 1	消防総務課	はだの 600	移動局
	消防本部 2	警備課	〃 601	〃
	消防本部 3	情報指令課	〃 602	〃
	消防団本部	消防団本部	団 本	〃
	消防団 1	第 1 分 団	分 団 1	〃
	消防団 2	第 2 分 団	〃 2	〃
	消防団 3	第 3 分 団	〃 3	〃
	消防団 4	第 4 分 団	〃 4	〃
	消防団 5	第 5 分 団	〃 5	〃
	消防団 6	第 6 分 団	〃 6	〃
消防団 7	第 7 分 団	〃 7	〃	

(消防団波)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
超短波 (VHF)	消防団本部	消防団本部	はだの団 1	移動局
	第 1 分 団	第 1 部	〃 1 1	〃
		第 2 部	〃 1 2	〃
		第 3 部	〃 1 3	〃
		第 4 部	〃 1 4	〃
		第 5 部	〃 1 5	〃
		第 6 部	〃 1 6	〃
		第 7 部	〃 1 7	〃
		第 8 部	〃 1 8	〃
	第 2 分 団	第 1 部	〃 2 1	〃
		第 2 部	〃 2 2	〃
		第 3 部	〃 2 3	〃
		第 4 部	〃 2 4	〃
		第 5 部	〃 2 5	〃
		第 6 部	〃 2 6	〃
	第 3 分 団	第 1 部	〃 3 1	〃
		第 2 部	〃 3 2	〃
		第 3 部	〃 3 3	〃
		第 4 部	〃 3 4	〃
		第 5 部	〃 3 5	〃
	第 4 分 団	第 1 部	〃 4 1	〃
		第 2 部	〃 4 2	〃
		第 3 部	〃 4 3	〃
	第 5 分 団	第 1 部	〃 5 1	〃
		第 2 部	〃 5 2	〃

		第 3 部	〃	5 3	〃
		第 4 部	〃	5 4	〃
	第 6 分 团	第 1 部	〃	6 1	〃
		第 2 部	〃	6 2	〃
		第 3 部	〃	6 3	〃
		第 5 部	〃	6 5	〃
		第 6 部	〃	6 6	〃
		第 7 部	〃	6 7	〃
		第 7 分 团	第 1 部	〃	7 1
	第 2 部		〃	7 2	〃
	第 3 部		〃	7 3	〃
	第 4 部		〃	7 4	〃

市有広報用車両一覧表

番号	所属課名	車種	登録番号	種別・用途
1	広報広聴課	スバル サンバー	湘南 480 か 3366	軽・貨物
2	財産管理課	スバル サンバー	湘南 480 え 3316	軽・貨物
3	防災課	日産 エクストレイル	湘南 800 す 6308	普通・特殊
4	〃	日産 キャラバン	湘南 800 す 8471	普通・特殊
5	地域安全課	日産 ADバン	湘南 400 ち 2627	小型・貨物
6	〃	ダイハツ テリオスキッド	湘南 580 す 6420	軽・乗用
7	こども育成課	スバル サンバー	湘南 480 え 8115	軽・貨物
8	教育総務課	スズキ エブリィ	湘南 480 え 5152	軽・貨物

市有（上下水道局）広報用車両一覧表

番号	課名	車種	登録番号	種別・用途
1	経営総務課	スズキ エブリィ	湘南 480 す 7781	軽・貨物
2	〃	スバル サンバー	湘南 480 か 6806	軽・貨物
3	営業課	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 1529	軽・貨物
4	水道施設課	スバル サンバー	湘南 40 く 1144	軽・貨物
5	〃	スバル フォレスター	湘南 800 す 3183	普通・特殊
6	〃	スズキ エブリィ	湘南 480 か 3104	軽・貨物
7	〃	スズキ キャリィ	湘南 480 こ 2956	軽・貨物
8	〃	日産 アトラス	湘南 88 す 7545	小型・特殊
9	〃	日野 デュトロ	湘南 800 す 2862	普通・特殊
10	〃	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 1244	軽・貨物
11	〃	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 1245	軽・貨物
12	〃	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 1246	軽・貨物
13	〃	スズキ エブリィ	湘南 480 こ 3034	軽・貨物
14	下水道施設課	スバル サンバー	湘南 480 か 6807	軽・貨物
15	〃	スバル フォレスター	湘南 800 せ 8472	普通・特殊

非常災害被災者調査原票

(自治会)

調査責任者氏名

調査番号

(年 月 日現在)

世帯主氏名		住所				避難先					
被害の程度		全焼 全壊 流失 半焼 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 土砂流入有無									
住家の状況		住家 棟 m <sup>2</sup>			非住家 棟 m <sup>2</sup>			住民票登録 有 無			
		自家 借家		アパート1階 2階以上		下宿1階 2階		間借1階 2階			
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業	在学学校名及び学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	要助産	備考
	(計 人)					小学生 人 中学生 人					
課税の状況	非課税 均等割 所得割			世帯類型	救助対象 (被保護 身障 老人 母子 要保護 その他) 救助対象外						
必要な救助	応急仮設住宅 住宅応急修理 資金の貸付 生活保護法適用 その他 ( )										

## 第2号様式

No. _____													
人、住家の被害（速報、確定）													
年 月 日 時 分 現在					受信時刻 月 日 時 分								
発信機関					発信者								
受信機関					受信者								
人的被害	死者				住家の被害		棟数						
	行方不明者						世帯数						
	負傷者	重傷					人員						
		軽傷					棟数						
住家の被害	全壊	棟数				床下浸水	棟数						
		世帯数					世帯数						
		人員					人員						
	半壊	棟数				非住家の被害	全壊棟数						
		世帯数					半壊棟数						
		人員					被害の発生状況						
	一部損壊	棟数											
		世帯数											
		人員											
	全焼	棟数				必要な応急対策							
		世帯数											
		人員											
半焼	棟数												
	世帯数												
	人員												
部分焼	棟数												
	世帯数												
	人員												

## 第3号様式

No. _____					
○○施設被害（速報、確定）					
年 月 日 時 分 現在			受信時刻	月 日 時 分	
発信機関				発信者	
受信機関				受信者	
全般的被害状況	種別				
	区分			計	
	箇所数				
	被害額	千円	千円	千円	千円
重大な被害状況	施設名				
	被害の程度				
	応急対策				
	復旧見込				
	被害額	千円	千円	千円	千円

## ※ 被害報告

## 1 被害速報

各班長は、被害速報を毎日17時までに災害対策本部に提出するものとする。

## 2 被害確定報告

各班長は、被害調査が終了し、確定したときは、被害確定報告書を災害対策本部に提出するものとする。

## 第4号様式

農 林 業 被 害 (速 報、確 定)													
年 月 日 時 分 現在											受 信 時 刻	月 日 時 分	
発 信 機 関									発 信 者				
受 信 機 関									受 信 者				
全 般 的 被 害 状 況	種別 区分	面積		被害額		面積		被害額		箇所			
		面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	箇所	被害額		
	流失	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円	( )	千円		
	埋没												
	冠水												
	その他												
	計												
重 大 な 被 害 状 況	場 所												
	被害種別												
	発生日時												
	被害の程度												
	被害額		千円				千円				千円		
	復旧見込												
	備 考												

(注) 全般的被害状況の種別額欄は、水稻、みかん、野菜等の種別及び農業用施設、林業施設名称を記載する。

## 第5号様式

No. _____						
水道施設被害(速報、確定)						
年 月 日 時 分 現在			受信時刻	月 日 時 分		
発信機関				発信者		
受信機関				受信者		
全般的被害状況	種別		上水道	簡易水道	専用水道	計
	区分		( )	( )	( )	
	箇所数					
被害額		千円	千円	千円	千円	
重大な被害状況	施設名					
	給水戸数又は給水人口					
	被害の程度					
	応急対策					
	復旧見込					
	被害額		千円	千円	千円	千円

(注) 全般的被害状況の箇所数欄の( )には、被害額が判明している箇所数を記載する。

# 3 避難・救護

## 広域避難場所一覧表

番号	名称	割当地区自治会
1	本町小学校 (文京町1-5)	中曾屋、下曾屋、大道、乳牛第1、乳牛第2、乳牛第3、乳牛第4、本町上宿、東道、台町、仲宿、片町、上大槻、中里、ストリームタウン
2	本町中学校 (富士見町1-1)	西の庭、桜町、乳牛柳町、上曾屋
3	末広小学校 (末広町6-6)	入船、山谷、池の島、蔵ノ前、御門、県営秦野団地、河原町、中野、斉ヶ分、くず葉台、公団くずは台団地、下落合、ライオンズガーデン秦野、小金沢、落合東の一部、フローレンスパレス秦野、落合西、道場下、日神パレスステージ秦野中央、日神パレスステージ秦野
4	南小学校 (今泉699)	北町の一部、南町、小原町、西町、味噌田下、上町、峰ノ台、中町、諏訪町、サンライフ秦野グランディア、今川町一、今川町2、上今川町、上方町、白井戸町第2、ハイタウン
5	南中学校 (緑町16-1)	三協町、宮町、北町の一部、清水町、緑町、鈴張町
6	南が丘小学校 (南が丘4-1)	新田町、開戸町、東町、秦野南が丘さざんか街区、南が丘さくら、秦野南が丘ウェルシー、秦野南が丘エクシード、秦野南が丘オリーブ、白井戸町第1
7	南が丘中学校 (南が丘1-6)	小原台、八幡山、秦野南が丘さつき東、さつき南、南が丘アベリア
8	カルチャーパーク総合体育館 (平沢148)	曾屋原、はだの台、富士見町、ダイアパレス秦野、新町、三屋、みなせ
9	東小学校 (寺山512)	上宿上、上宿中、上宿下、谷戸池端、上宿西、西沢、道場、才玉、上原、入の沢、落合東の一部、落合官舎、落合原
10	東中学校 (寺山509)	下宿、井之城、中庭、八幡、前原、象ヶ谷戸、蓑毛上、蓑毛中、蓑毛下、小蓑毛、角ヶ谷戸、竹ノ内、久保、ニツ沢、清水、宝ヶ谷戸、宝作、東ノ原
11	北小学校 (菩提380)	羽根東、羽根中、羽根西、菩提原、菩提中東、菩提中西、菩提上東、菩提上西
12	北中学校 (横野101)	横野上、横野下、戸川上、戸川中、戸川原、戸川西
13	大根小学校 (南矢名4-29-1)	南矢名下部第1、南矢名下部第2、南矢名下部第3、南矢名学園台、宿矢名の一部
14	大根中学校 (南矢名4-28-1)	北矢名日の出、東映団地、秦野マンション、東海大学前パークホームズ
15	広畑小学校 (下大槻174-4)	南矢名上部、南矢名中部、南矢名オレンジヒル、興人南矢名、下大槻第1、下大槻第2、下大槻南平、下大槻団地、クリオ東海大学前壺番館、宿矢名の一部
16	鶴巻小学校 (鶴巻2240-1)	鶴巻中部、鶴巻第1、鶴巻第2、鶴巻第3、代々木、鶴美ヶ丘、鶴巻東ヶ丘、鶴巻団地、黄金台、鶴巻ひかりの街、鶴巻ひかりの丘、ライオンズマンション鶴巻温泉、プランベール鶴巻、コスモステージ鶴巻温泉
17	鶴巻中学校 (鶴巻2220)	鶴巻上部、大椿台、コーポ鶴巻、鶴巻サマリヤマンション、ベルヴィル鶴巻 北矢名東部、北矢名南部、北矢名北部、北矢名第1、おおね台団地
18	西小学校 (並木町8-1)	上大倉、大倉、鍛冶ヶ谷戸、宮久保、北、上関、森戸、黒木、欠畑、波多川、新生町、学校前1、学校前2、堀川上、堀川中、堀川中道、堀山下東、下関の一部
19	西中学校 (柳町2-5-1)	沼代1、沼代2、沼代3、沼代4、沼代5、沼代6、学校前3、学校前4、曲松4
20	渋沢小学校 (渋沢上1-12-1)	千村1、千村2、千村3、千村4、千村5、千村6、千村台、渋沢上 曲松新町、新渋沢、曲松1、曲松2、曲松6、曲松7、曲松9、曲松10
21	渋沢中学校 (渋沢2030)	渋沢中、渋沢下、渋沢上窪、渋沢中第1、渋沢新光団地、峠、石打場、北の沢南、栃窪、渋沢相互住宅
22	堀川小学校 (堀川105-3)	学校前5、学校前6、学校前7、堀川下、北の沢、曲松3、曲松5、曲松8、曲松11、曲松12、堀川東、下関の一部
23	上小学校 (柳川25-3)	菖蒲1、菖蒲2、菖蒲3、菖蒲4、柳川1、柳川2、八沢、三廻部、秦野湯の沢団地

第1号様式

F No.

年 月 日

神奈川県知事

様

秦野市長

印

広域避難場所開設報告書

- 1 災害の規模及び状況
- 2 開設年月日
- 3 開設場所及び収容人員
- 4 開設期間見込み
- 5 その他

## 避難所一覽表

(令和4年3月現在)

地区	番号	第一次開設避難所	所在地	広域避難場所 収容可能人員(人)	第一次避難所 収容可能人員 (人)	電話	構造	
							木造	非木造
本町	1	市立本町小学校	文京町1-5	7,190	940	81-1610		RC4
	2	市立末広小学校	末広町6-6	5,890	920	82-5255		RC4
	3	市立本町中学校	富士見町1-1	6,460	970	81-0342		RC3
南	4	市立南小学校	今泉699	4,180	1,030	81-1630		RC4
	5	市立南が丘小学校	南が丘4-1	5,990	820	82-8400		RC4
	6	市立南中学校	緑町16-1	7,350	690	81-0113		RC4
	7	市立南が丘中学校	南が丘1-6	5,440	600	82-8402		RC4
	8	カルチャーパーク総合体育館	平沢148(平沢101-1)	46,840	1,790	84-3333		RC2
東	9	市立東小学校	寺山512	2,880	750	81-1620		RC4
	10	市立東中学校	寺山509	5,910	540	81-0082		RC4
北	11	市立北小学校	菩提380	4,840	1,080	75-1640		RC3
	12	市立北中学校	横野101	5,660	720	75-1717		RC4
大根・鶴巻	13	市立大根小学校	南矢名四丁目29-1	5,110	1,130	77-1650		RC4
	14	市立広畑小学校	下大槻174-4	4,490	1,100	77-5445		RC4
	15	市立鶴巻小学校	鶴巻2240-1	5,240	920	78-3262		RC4
	16	市立大根中学校	南矢名四丁目28-1	5,270	960	77-0446		RC4
	17	市立鶴巻中学校	鶴巻2220	5,530	810	78-3769		RC4
西	18	市立西小学校	並木町8-1	4,800	1,070	88-0013		RC4
	19	市立渋沢小学校	渋沢上一丁目12-1	4,800	1,150	88-7066		RC3
	20	市立堀川小学校	堀川105-3	4,460	830	88-4809		RC4
	21	市立西中学校	柳町二丁目5-1	7,340	990	88-0022		RC4
	22	市立渋沢中学校	渋沢2030	4,770	790	88-2527		RC4
上	23	市立上小学校	柳川25-3	4,230	360	88-0274		RC2

地区	番号	第二次開設避難所	所在地	収容可能 人員	電話	構造	
						木造	非木造
本町	1	はだのこども館	寿町3-12	170	81-7011		R C 3
	2	秦野市ほうらい会館	曾屋5798-3	80	81-8310		R C 2
	3	末広ふれあいセンター	末広町6-53	100	82-4936		R C 2
	4	県立秦野曾屋高等学校	曾屋3613-1	280	82-4000		○
	5	上智大学短期大学部	上大槻999	300	81-7801		○
	6	市立本町幼稚園	文京町1-10	200	81-0946		R C 2
	7	市立すえひろこども園	末広町6-35	190	82-4556		R C 2
	8	中野健康センター	上大槻190	120	82-7596		S 1
	9	市立本町公民館	入船町12-2	200	84-5100		R C 2
南	10	市立南公民館	今泉598	170	81-3001		R C 2
	11	市立いずみ児童館	今泉98-1	20	81-5466	W 1	
	12	市立平沢児童館	平沢979-4	20	81-8206	W 1	
	13	市立西大竹児童館	西大竹218-1	30	81-2650	W 1	
	14	県立秦野総合高等学校	南が丘一丁目4-1	1,030	82-1400		○
	15	市立南幼稚園	今泉699	140	81-3606		R C 2
	16	市立みどりこども園	緑町16-2	170	81-1629		R C 2

地区	番号	第二次開設避難所	所在地	収容可能 人員	電 話	構 造	
						木 造	非木造
南	17	市立南が丘公民館	南が丘 4-2	200	84-6411		RC地上2 地下1
	18	市立東公民館	東田原 1538-3	140	82-3232		R C 2
東	19	秦野市田原ふるさと公園	東田原 999	30	84-1281	W 2	
	20	市立谷戸児童館	西田原 923	20	81-5464	W 1	
	21	秦野市老人いこいの家あずま荘	寺山 466-2	20		W 1	
	22	市立東幼稚園	寺山 509	140	81-6325		R C 2
	23	市立北公民館	菩提 354-3	270	75-1678		R C 2
北	24	市立表丹沢野外活動センター	菩提 2046-5	60	75-0725	W 2	
	25	市立戸川児童館	戸川 684	20	75-1867	W 2	
	26	市立横野児童館	横野 609-1	20	75-2285	W 1	
	27	市立三屋台児童館	戸川 154-1	30	75-3148	W 1	
	28	秦野市老人いこいの家くずは荘	羽根 534	10		W 1	
	29	市立北幼稚園	菩提 375	170	75-1326		R C 2
	30	県立山岳スポーツセンター	戸川 1392	100	87-9025	○	
	大 根・ 鶴 巻	31	市立鶴巻公民館	鶴巻 2182	150	76-0463	
32		市立北矢名児童館	北矢名 214-1	30	77-4555	W 1	
33		市立広畑児童館	下大槻 410-3	30	77-7515		S 1
34		県立秦野高等学校	下大槻 113	470	77-1422		○
35		東海大学湘南キャンパス	平塚市北金目 1117	840	58-1211		○
36		市立ひろはたこども園	下大槻 138	240	77-3434		R C 2
37		市立つるまきこども園	鶴巻 2248-1	160	78-3424		R C 2
38		おおね公園温水プール	鶴巻 940	130	77-7888		S R C 1
39		サンライフ鶴巻	鶴巻 1768-1	320	78-2330		R C 2
40		広畑ふれあいプラザ	下大槻 174-4	230	77-6061		R C 4
西	41	市立渋沢公民館	渋沢上二丁目 9-1	160	87-7751		RC地上2 地下1
	42	曲松児童センター	曲松一丁目 3-23	70	88-2321		S 3
	43	市立渋沢児童館	渋沢 2141	20	88-0617	W 1	
	44	市立堀山下児童館	堀山下 843	30	88-0335	W 1	
	45	市立堀川児童館	堀川 103-1	40	87-5590	W 1	
	46	秦野市老人いこいの家ほりかわ荘	堀川 579-1	20		W 1	
	47	市立西幼稚園	並木町 8-1	200	88-2663		R C 2
	48	市立しぶさわこども園	渋沢上一丁目 12-2	270	87-1021		R C 2
	49	市立ほりかわ幼稚園	堀川 109-2	130	88-4821		R C 2
	50	県立秦野戸川公園パークセンター	堀山下 1513	70	87-9020		○
	51	市立堀川公民館	堀川 203-1	270	87-4111		R C 2
上	52	市立上公民館	菖蒲 1587-16	90	87-0212		R C 2
	53	市立柳川児童館	柳川 54-1	20	88-7068	W 1	
	54	秦野市老人いこいの家かわじ荘	八沢 626-1	20		W 1	

番号	風水害時開設避難所	所在地	収容可能 人員	電話	構造	
					木造	非木造
1	市立本町公民館	入船町 12-2	200	84-5100		R C 2
2	市立南公民館	今泉 598	170	81-3001		R C 2
3	市立南が丘公民館	南が丘 4-2	200	84-6411		R C 2
4	市立東公民館	東田原 1538-3	140	82-3232		R C 2
5	市立北公民館	菩提 354-3	270	75-1678		R C 2
6	市立大根公民館	南矢名 3-16-22	250	77-7421		R C 2
7	市立鶴巻公民館	鶴巻 2182	150	76-0463		R C 2
8	市立西公民館	柳町 2-5-2	200	88-0003		R C 2
9	市立渋沢公民館	渋沢上二丁目 9-1	160	87-7751		R C 2
10	市立堀川公民館	堀川 203-1	270	87-4111		R C 2
11	市立上公民館	菖蒲 1587-16	90	87-0212		R C 2

第2号様式

避難所収容者世帯別名簿報告書

整理番号

(避難所名)

報告者

( 年 月 日現在)

秦野市災害対策本部長 様  
(市長)

世帯主氏名		住所				自治会名					
住居被害の程度		全焼 全壊 流失 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水									
住居の状況											
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考	
<適用>											

資-27

・提出を受けた報告書は、アイウエオ順に並べ整理をする。



## 神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程

- 第 1 条 名称 本隊は、神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊と称す。
- 第 2 条 災害発生の場合、必要に応じて、応急救護を行う事を目的とする。
- 第 3 条 隊員は、秦野伊勢原医師会員を充てる。
- 第 4 条 隊の組織は、秦野伊勢原医師会に救護隊支部を、各地区毎に地区救護班を設ける。
- 第 5 条 隊の構成を下記のごとくする。
- 1 支 部 長 1 名 秦野伊勢原医師会長
  - 2 副 支 部 長 2 名 秦野伊勢原医師会副会長
  - 3 支 部 員 若干名 秦野伊勢原医師会員中より支部長が指名する。
  - 4 地 区 隊 長 2 名 各地区（秦野・伊勢原）にて選出する。
  - 5 副地区隊長 若干名 各地区隊長が指定する。
  - 6 地 区 班 長 若干名 各地区隊長が指定する。
- 第 6 条 支部長は、関係諸団体及び神奈川県医師会と連絡を保ちつつ、隊全般の指揮を行うものとする。
- 第 7 条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- 第 8 条 支部に次の各部を置き、支部長の命により活動する。
- 1 総 務 部
  - 2 資材供給部
  - 3 連絡広報部
  - 4 機 動 部
- 第 9 条 各地区救護班の編成装備は、各地区の実情に応じて定める。
- 第 10 条 本規程は、昭和 41 年 3 月 27 日より施行する。

## 神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程施行細則

- 第 1 条 秦野伊勢原医師会支部救護隊規程第 2 条の目的を達成するため、各地区毎に若干の救護班を編成する。
- 第 2 条 救護班は、各地区隊長の命により活動する。必要により、地区隊長の認める補助員を編成することができる。
- 第 3 条 支部長が必要と認めた時は、各地区隊長に要請し、地区救護班の派遣を求める。
- 第 4 条 地区隊長は、その地区に災害が突発して、消防署その他よりの直接連絡（通報）を受けた時は、状況判断により救護班の出動を命じ、まず支部に報告すると共に、関係諸団体と活動上の連絡を密にする。
- 第 5 条 支部長は、県医師会に報告し、必要に応じて隣接郡市医師会救護班の出動を要請する。
- 第 6 条 地区隊長は、地区救護班の構成組織の一覧表を支部長に予め報告する。
- 第 7 条 地区救護班長は、地区隊長の指揮に従って班員を統率し、救護活動を行う。
- 第 8 条 救護活動の迅速適正を期するため、平常より連絡系統を確認すると共に、必要に応じ模擬演習を行う。
- 第 9 条 支部要員各部は下記の職務を分掌する。
- 1 総務部は 庶務一般を処理する。
  - 2 資材供給部は 平常より救護医療資材を確保し、これを各地区に保管を依頼し、災害時の不足に対しこれの補充にあてる。
  - 3 連絡広報部は 支部と各地区、消防署、災害対策本部等との連絡及び広報関係機関との接渉にあたる。
  - 4 機動部は 消防署との連絡を密にするると共に、医療用自動車協会員の協力を得て、平常より災害時の応急態勢をととのえ、災害時には連絡、救護班員及び患者の搬送に協力し、資材供給の運搬にあたる。
- 第 10 条 支部旗、地区隊旗及び腕章等は別に定める。
- 第 11 条 地区隊長は、若干名の連絡員を選び、支部との連絡にあたらせる。
- 第 12 条 地区の救護に要する衛生材料の常備内容は、別に定める。
- 第 13 条 救護隊に要する費用は、別に定める。
- 附 則
- 第 14 条 連絡、報告及び指令に要する電話番号は、別記する。

# 秦野支部組織災害時医療救護班編成表

令和3年度

役 割	氏 名	医院電話番号
支 部 長	関 野 高 弘	84-2580
副 支 部 長	古 閑 俊 浩	88-0030
総 務 部	大 久 保 治 修	81-1230
資材供給部	田 中 克 明	81-3721
連絡広報部	亀 崎 昌 道	81-0056
機 動 部	内 藤 剛 彦	81-0221

(湘南西部災害医療コーディネータ兼務)

対策本部 (市役所) 関 野 高 弘 82-5111

地域医療救護所 ◎隊長

班 名	氏 名	医 院 名	医院電話番号
中央部第一班 (休日夜間急患診療所)	◎ 齊藤 昭 人	さいとうクリニック	84-5222
	上 岡 康 雄	上岡眼科医院	81-0708
	奥 田 憲 三	奥田外科・胃腸科クリニック	82-8118
	小 倉 基 晴	さくら整形外科	84-7774
	川 口 未 央	川口医院	82-3549
	栄 枝 重 典	栄枝皮膚科	81-2886
	島 田 繁	島田内科医院	81-2005
	鈴 木 宗 雄	すずきこどもクリニック	83-3715
	西 田 進	西田医院	81-0819
	平 石 誠	平石整形外科	85-1122
	古 木 隆 元	秦野駅南口診療所	84-3737
	山 口 隆 志	山口内科循環器科	83-3183
中央部第二班 (末広小学校)	◎ 大久保治修	大久保整形外科	81-1230
	安 部 雅 夫	安部内科胃腸科クリニック	83-3700
	生 駒 憲 広	秦野尻皮膚科	81-5512
	亀 崎 昌 道	亀崎医院	81-0056
	小 池 潤	こいけクリニック	81-3377
	齊 藤 雄	齊藤医院	81-0538
	内 藤 剛 彦	内藤医院	81-0221
	堀 武 志	ほり眼科医院	73-8972
	宮 内 雅 晃	みやうち内科糖尿病クリニック	84-1173
	宮 野 龍 介	宮野内科・小児科医院	81-2802
	渡 辺 誠 一	大秦野内科クリニック	83-7788

東 部 班 (大根小学校)	◎丸山博志	丸山クリニック	77-8788
	安部総一郎	あべ整形外科	69-5556
	飯尾 宏	鶴巻ブレストクリニック	78-1101
	石垣玲子	石垣クリニック	77-8055
	柿崎 徹	柿崎クリニック	73-8231
	加藤洋隆	かとう内科クリニック	69-3150
	小林綾子	こばやし眼科クリニック	76-9009
	笹尾 玄	笹尾内科	77-2575
	正山 泰	正山内科クリニック	77-8401
	新川樹一郎	新川クリニック	76-3341
	杉本 敬	杉本眼科医院	69-3133
	鈴木 純子	チャイルドメンタルクリニックとことこ	26-3101
	長島克彦	東海メンタルクリニック	69-5559
	仲野 伸	仲野医院	77-4850
	中村正彦	中村医院	77-0813
	宮崎誠司	学前クリニック	69-3106
	村松 茂	村松内科・胃腸クリニック	77-1515
森 忠三	森腎クリニック	76-1112	
西 部 班 (西中学校)	◎飯沼克博	いいぬまクリニック	89-1555
	石原幸宏	石原小児科	87-8686
	海平淳一	あおば眼科	85-6014
	古閑俊浩	古閑医院	88-0030
	島田 厚	あおば診療所	87-8891
	鈴木弘治	鈴木クリニック	89-0770
	玉置正勝	渋沢内科クリニック	88-7000
	内藤宗生	秦野北クリニック	75-1121
	西本喜胤	西本耳鼻咽喉科医院	88-1120
	稗田圭一郎	鶴巻メンタルクリニック	87-6282
	森田純一	森田医院	88-0808
	八木敬子	はたの渋沢クリニック	89-3181
	山口善文	山口医院	88-0020
	横田良二	横田整形外科	89-2121
助 産 班 (保健福祉センター)	◎平井規之	はだの南レディースクリニック	26-6080
	須藤文子	須藤産科婦人科医院	77-7666
	須藤真功	須藤産科婦人科医院	77-7666
	山門敏志	山門内科クリニック	82-8200

収容施設	(独) 神奈川病院	橋 詰 壽 律	81-1771
	秦野赤十字病院	田 中 克 明	81-3721
	八木病院	山 本 吉 見	81-1666
	鶴巻温泉病院	鈴 木 龍 太	78-1311
自院待機施設	いいぬまクリニック	松 浦 瑞 恵	89-1555
	岩垣小児科	岩 垣 浩 之	78-3650
	駅前神経内科	稲 田 良 宜	85-0900
	及川医院	及 川 功	81-1820
	〃	高 田 格 郎	81-1820
	〃	藤 本 博 行	81-1820
	大久保整形外科	大 久 保 吉 修	81-1230
	奥田外科・胃腸科クリニック	長 峰 由 衣 子	82-8118
	川口医院	川 口 健 一	82-3549
	小松循環器科・内科	小 松 親 義	83-6640
	斉藤医院	齊 藤 彰	81-0538
	栄枝皮膚科	栄 枝 三 佐 子	81-2886
	渋沢内科クリニック	中 山 荘 太 郎	88-7000
	城島医院	城 島 標 雄	82-6650
	新川クリニック	新 川 敦	76-3341
	〃	新 川 真 那 実	76-3341
	須藤産科婦人科医院	須 藤 幾 三	77-7666
	竹内外科・脳外科	竹 内 万 也	77-2617
	鶴巻ホームケアクリニック	中 村 良 一	26-8120
	〃	廣 瀬 茂 和	26-8120
	秦野中央眼科	杉 本 絵 理	81-0081
	秦野南口クリニック	小 倉 裕 幸	85-3201
	平野整形外科	平 野 稔 人	82-0131
	望星大根クリニック	谷 亀 光 則	77-5711
	みかんクリニック	恩 田 美 湖	89-6511
	南が丘クリニック	原 田 衛	82-7606
	山口内科循環器科	山 口 康 夫	83-3183
	秦野老人保健施設 みかん	諸 星 咲 子	84-4165
	〃	諸 星 利 男	84-4165
	ライフプラザ鶴巻	友 清 明	69-3741
	秦野厚生病院	坂 井 喜 郎	77-1108
	秦野病院	笠 原 友 幸	75-0032
みくるべ病院	岡 崎 有 恆	88-0266	
丹沢病院	関 口 剛	88-2455	

## 第1号様式

## 行方不明搜索届出書

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

不明者の	本籍				
	現住所				
氏名					
性別・年齢	性別	男・女	年齢	歳	
身長					
着衣					
特徴 (具体的に)					

上記の通り届出します。

年 月 日

秦野市災害対策本部長 様  
 (市長)

遺 体 処 理 台 帳

処 理 年月日	死体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		遺体収容場所			遺体の 一時 保存料	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関係	名 称	住 所	電 話				
								円	円	円	
計		人						円	円	円	

埋 葬 台 帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との関係	氏 名	棺(付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

## 主な応急教育・保育実施予定場所一覧表

(令和4年3月1日現在)

被災校	主な応急教育実施場所	
本町小学校	本町中学校	本町幼稚園
南小学校	南中学校	南幼稚園
東小学校	東中学校	東幼稚園
北小学校	北中学校	北幼稚園
大根小学校	大根中学校	西幼稚園
西小学校	西中学校	西小学校
上小学校	西中学校	ひろはたこども園
広畑小学校	大根中学校	しぶさわこども園
渋沢小学校	渋沢中学校	すえひろこども園
末広小学校	本町中学校	ほりかわ幼稚園
南が丘小学校	南が丘中学校	つるまきこども園
堀川小学校	西中学校	末広小学校
鶴巻小学校	鶴巻中学校	みどりこども園
本町中学校	本町小学校	東幼稚園
南中学校	南小学校	北幼稚園
東中学校	東小学校	広畑小学校
北中学校	北小学校	西幼稚園
大根中学校	大根小学校	しぶさわこども園
西中学校	西小学校	つるまきこども園
南が丘中学校	南が丘小学校	
渋沢中学校	渋沢小学校	
鶴巻中学校	鶴巻小学校	

## 市内県立学校等一覧表

(令和4年3月1日現在)

学校名	所在地	電話
県立秦野高等学校	秦野市下大槻 113	77-1422
県立秦野養護学校	〃 落合 500	81-0948
県立秦野総合高等学校	〃 南が丘 1丁目 4-1	82-1400
県立秦野曾屋高等学校	〃 曾屋 3613-1	82-4000
県立西部総合職業技術校	〃 桜町 2-1-3	80-3001
上智大学短期大学部	〃 上大槻 999	81-7801

## 市立学校等一覧表

(令和4年3月1日現在)

学校名	所在地	電話	建物 面積 (m <sup>2</sup> )	構造		屋内 運動場
				鉄骨・鉄筋	木造	
本町小学校	秦野市文京町1-5	81-1610	8,268	8,268		913
南小学校	〃 今泉699	81-1630	7,575	7,558	17	763
東小学校	〃 寺山512	81-1620	7,498	7,498		896
北小学校	〃 菩提380	75-1640	7,297	7,297		1,357
大根小学校	〃 南矢名4-29-1	77-1650	8,043	8,043		764
西小学校	〃 並木町8-1	88-0013	8,832	8,832		1,484
上小学校	〃 柳川25-3	88-0274	4,244	4,244		763
広畑小学校	〃 下大槻174-4	77-5445	5,754	5,754		778
渋沢小学校	〃 渋沢上1-12-1	88-7066	8,224	8,204	20	788
末広小学校	〃 末広町6-6	82-5255	7,191	7,191		779
南が丘小学校	〃 南が丘4-1	82-8400	6,751	6,741	10	952
堀川小学校	〃 堀川105-3	88-4809	6,565	6,565		972
鶴巻小学校	〃 鶴巻2240-1	78-3262	7,847	7,847		948
小学校合計 (13校)			94,089	94,042	47	12,157
本町中学校	秦野市富士見町1-1	81-0342	9,346	9,346		1,479
南中学校	〃 緑町16-1	81-0113	9,144	9,144		1,265
東中学校	〃 寺山509	81-0082	7,262	7,262		1,669
北中学校	〃 横野101	75-1717	7,688	7,688		965
大根中学校	〃 南矢名4-28-1	77-0446	7,945	7,945		1,348
西中学校	〃 柳町2-5-1	88-0022	6,927	6,834	93	851

学校名	所在地	電話	建物面積 (㎡)	構造		屋内 運動場
				鉄骨・鉄筋	木造	
南が丘中学校	秦野市南が丘1-6	82-8402	8,046	8,046		758
渋沢中学校	〃 渋沢2030	87-2527	8,514	8,514		1,006
鶴巻中学校	〃 鶴巻2220	78-3769	8,104	8,104		940
中学校合計(9校)			72,976	72,883	93	10,281
本町幼稚園	秦野市文京町1-10	81-0946	1,153	1,153		
南幼稚園	〃 今泉699	81-3606	1,208	1,208		
東幼稚園	〃 寺山509	81-6325	899	887	12	
北幼稚園	〃 菩提375	75-1326	1,017	1,005	12	
西幼稚園	〃 並木町8-1	88-2663	947	926	21	
上幼稚園	〃 柳川37-1	88-1645	657	650	7	
ほりかわ幼稚園	〃 堀川109-2	88-4821	972	972		
幼稚園合計(7園)			6,853	6,801	52	
すえひろこども園	〃 末広町6-35	82-4556	1,580	1,580		
つるまきこども園	〃 鶴巻2248-1	77-3536	1,392	1,392		
ひろはたこども園	〃 下大槻138	77-7105	1,460	1,460		
みどりこども園	〃 緑町16-2	84-1250	1,234	1,234		
しぶさわこども園	〃 渋沢上1-12-2	87-1021	1,729	1,729		
こども園合計(5園)			7,395	7,395		
合計			181,313	181,121	192	22,438

## 4 ライフライン等

## 大規模災害に備えた業務継続マニュアル

東日本電信電話株式会社 神奈川事業部

### 1 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧等について定める。

### 2 災害対策本部の所在地

事業所名	所在地	電話番号
東日本電信電話(株) 神奈川事業部	横浜市中区山下町 198	045-212-8945 夜間・休日 113 番

### 3 平時の対応

- ① 通信の確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の耐震対策を行う。
- ② 防火対策として、不燃化・延焼防止・消化設備の設置などの対策を実施する。
- ③ 水防対策として、建物等を浸水から防ぐため。適切な水防対策を講じる。
- ④ 長時間停電に備え、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- ⑤ 通信網の信頼性向上のため、ネットワークの多ルート化、ケーブルのとう道収容を行う。
- ⑥ 重要通信の確保・通信の途絶防止のため応急復旧用災害対策機器等を配備する。

### 4 発災時の措置

- ① 情報連絡室の設置  
災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。
- ② 災害対策本部の設置  
災害が発生した場合、当該災害の規模及び状況により、災害対策本部を設置する。
- ③ 電気通信設備に被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被災状況に応じた応急復旧を実施します。

電気通信サービスの確保	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するとともに可能な範囲において一般通話を確保することを基本として応急復旧対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。</li> <li>2. 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害用公衆電話（特設公衆電</li> </ol>
-------------	--

	<p>話)からの通話はそ通を確保する。</p> <p>3. 一般電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。</p> <p>4. 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」災害用伝言板「web171」の提供を開始する。提供条件はテレビ・ラジオ等にて周知する。</p>
公衆電話の臨時措置	<p>災害時等における通信手段とし街頭公衆電話の無料化措置を行います。(災害救助法が適用される規模の災害が発生し・広域停電が発生している場所)</p>

## 5 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位(重要通信を確保する機関)に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

第1順位	<p>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関</p>
第2順位	<p>ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体</p>
第3順位	<p>第1順位、第2順位に該当しないもの</p>

## 電力施設災害応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、速やかな復旧を行う。

また、被災状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を市民に広報・周知し、二次災害の防止に努める。

- 1 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電災害等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。
- 2 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに秦野市防災無線等を通じて広報する。
- 3 災害時においては、原則として送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。
- 4 災害時における復旧資材は次により確保する。
  - (1) 現業機関において、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
  - (2) 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図る。
  - (3) 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。
  - (4) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する。

# ガス施設災害応急対策計画

秦野ガス株式会社

## 1 基本方針

都市ガスの安定供給の確保及び災害を防止するため、公益事業の社会的責任のもとに地震対策を推進する。

## 2 構成

- (1) 防災組織体制により、防災訓練を実施する。
- (2) 従業員に対し、災害にかかわる必要事項について教育を実施する。
- (3) 需要家に対し、災害防災上の必要事項について広報し、周知を図る。
- (4) 地震予知情報に基づく警戒宣言が発令された時は、防災応急対策を実施する。
- (5) 災害発生後は、被害を軽減するための措置及び早期復旧対策を実施する。

## 3 事前対策

(従業員について次のとおり行う。)

- (1) 自社の災害対策の基本方針について、全員に周知徹底する。
- (2) 緊急連絡訓練、緊急措置訓練等により防災意識の向上を図る。
- (3) 必要の都度、非常災害時における職務分掌の見直しを行い、徹底する。

(需要家について次のとおり行う)

- (1) 不使用時のガス栓を閉止するよう、チラシ、検針、通知票等により広報する。
- (2) 発震時、直ちにガス栓を閉止するよう、チラシ、広報紙等を利用して広報する。

## 4 防災訓練の実施

- (1) 保安規程に基づく訓練を徹底して、災害発生時の二次災害の防止あるいは災害の拡大防止を図る。
- (2) 大地震発生時を想定した、ガスの受入れの調整及び供給停止訓練を実施する。

## 5 自主防災組織の育成

- (1) 防、消火設備を定期的に点検し、その機能を常時維持する。
- (2) 防、消火訓練を定期的に行い、火災の防止及び火災による被害の拡大を防止する。

## 6 設備、施設の耐震予防策

- (1) 地震による被害程度を想定し、設備、施設について被害の防止又は軽減を図るよう措置する。
- (2) ガスの受入施設、ガスホルダー等は迅速かつ確実にガスを遮断できるよう、常にその機能を保持する。

- (3) 供給設備について、耐震強度を増加又は維持するよう必要に応じ補強対策を実施する。
- (4) 無被害地域の供給を確保し、かつ被害地域の供給施設を早急に復旧し、ガスの供給を迅速に再開するため、ブロック化済みの導管網を活用する。
- (5) 広報設備を充実し、需要家、住民への情報提供を図る。
- (6) 通信連絡設備を充実し、情報の収集、社内外の連絡を密にして、災害復旧活動の円滑化を図る。
- (7) 非常用電源設備を確保して、災害復旧の円滑化を図る。

## 7 防災応急対策

- (1) 警戒宣言が発令された時は、別に定める連絡体制により、全従業員に正確かつ速やかに伝達する。
- (2) 速やかに非常体制をとり、状況に応じてガスの供給の制限、又はその制限が可能な状態を保持するために必要な措置にかかわる設備に要員を配置する。
- (3) (2) の措置にかかわる主要な設備及び緊急連絡設備の点検を行う。
- (4) 応急措置対策に必要な要員及び資機材の緊急輸送体制を確保する。
- (5) 新鮮な飲料水を確保し、非常食糧、薬品及び緊急資機材を点検する。
- (6) 市の広報施設等を通じ、需要家にガス栓の閉止等伝達されるよう、防災関係機関に要請する。

## 8 災害応急対策

- (1) 非常体制を敷き、災害の防止及び被害の軽減を図るとともに、迅速な復旧をなしうる体制を確立する。
- (2) 需要家及び供給施設について被害状況を速やかに調査し、これらの状況を総合的に検討し、供給の制限の措置を決定する。
- (3) (2)の決定に基づき、ガス受入施設、ガスホルダー等重要施設の緊急遮断を行う。
- (4) 需要家にガス栓の閉止等、自社による広報を行うとともに、市に依頼して広報する。
- (5) あらかじめ定められた自主防災組織により、本社供給所の防災活動を行う。

## 交通施設災害応急対策計画

神奈川中央交通(株) 秦野営業所

### 1 災害時の体制

災害発生の場合又は発生の恐れがある場合は営業所長が緊急対策の指揮をとる。

助 役	……全般指揮（所長出勤まで）
運 行 係	……市役所、警察署及び消防署に連絡
会 計 係	……事務所内非常持出し、その他適当なる処置
運 転 士 班 長	……運行係及び会計係の指示に基づき班員を督励し協力する。
整 備 職 員	……必要ある場合は緊急車両の整備をする。

### 2 路線状況の把握

道路管理者との連絡を密にして路線状況の把握に努める。

### 3 輸送現有能力

乗合車両	119台	特定車両	5台	
保有車両				輸送可能人員 7,600人
自家用車両	2台			

ただし、必要と認める場合には隣接営業所、平塚、伊勢原から車両増強の応援を求めることが可能である。

### 4 緊急輸送に従事可能人員

事務職員	運転手	整備職	計
15人	208人	13人	235人

## 秦野市上下水道業務継続計画【概要版】

### 1 計画策定の目的と基本方針

#### (1) 計画策定の目的

「業務継続計画（BCP）」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先して実施する業務を中断せず、施設等の早期復旧を実現するため、平常時から災害に備え、策定・運用を行うものです。

上下水道施設は、市民生活や地域経済活動にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要である

ことから、上下水道の組織統合に合わせて、「秦野市上下水道業務継続計画」（以下「上下水道BCP」という。）を策定・運用します。

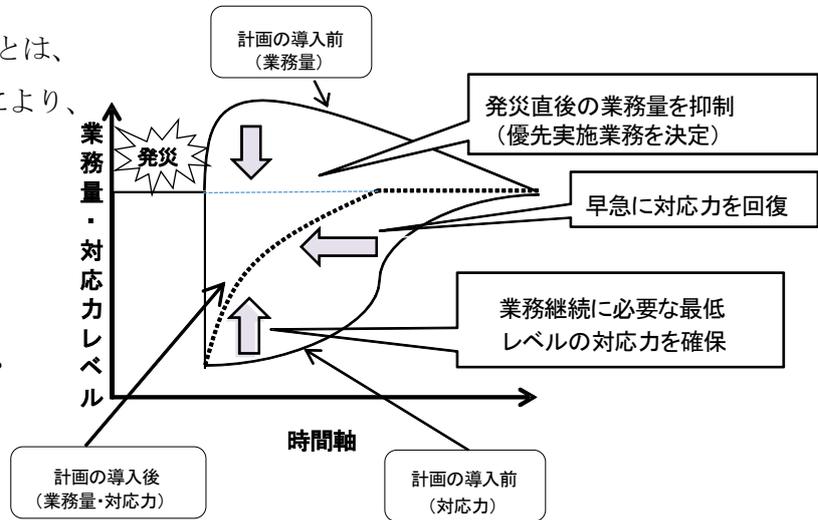


図1 上下水道BCPの効果

#### (2) 計画の位置付け

上下水道BCPは、大規模災害を対象事象とし、秦野市業務継続計画（地震対策編）との整合を図りながら、旧水道局「行動マニュアル」等を反映し、上下水道部門が一体となった計画とします。

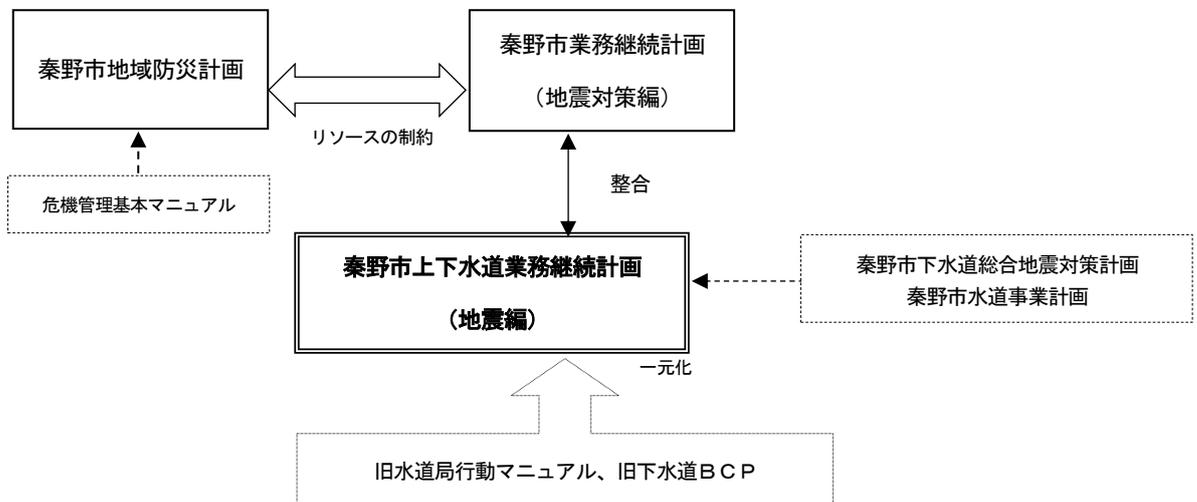


図2 上下水道BCPの位置付け  
資-46

(3) 基本方針

- ア 災害時の業務実施にあたり、市民、職員及び関係者の安全確保を優先します。
- イ 上下水道施設の機能低下を最小限に留めるため、非常時優先実施業務の遂行に努め、機能の維持及び早期復旧を図ります。
- ウ 上下水道施設の応急復旧は30日以内を目標とし、上下水道一体の応急復旧計画により、避難者の早期帰宅に努めます。(図3)
- エ 上下水道BCPは、各種訓練等を通じ、平常時から業務継続の実効性等を評価し、必要に応じて見直しを行います。

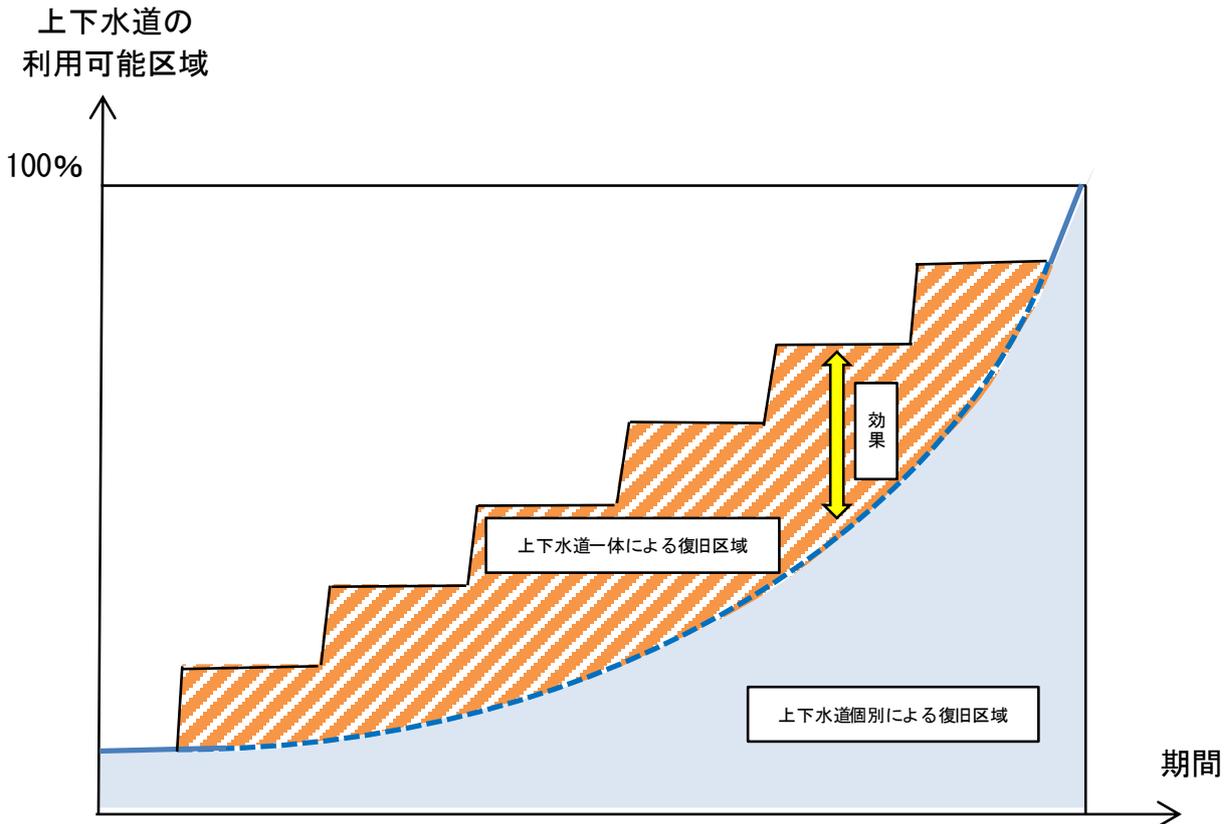


図3 上下水道BCP運用による災害復旧

(3) 運用体制

ア 対象災害と発動基準

震度5弱以上の地震が秦野市内で観測された場合には、自動的に上下水道局の全職員が参集し、初動対応を開始します。

イ 対応拠点（上下水道災害対策本部）

対応拠点は浄水管理センター管理棟（上下水道局庁舎）4階会議室とします。

なお、浄水管理センター管理棟が使用不可能と判断された場合は、水処理施設第2系列に代替拠点を設置します。

ウ 組織と指揮命令系統

災害時における重要事項の意思決定については、本部長、副本部長及び各班長を委員とする会議で協議します。(図4)(表1)

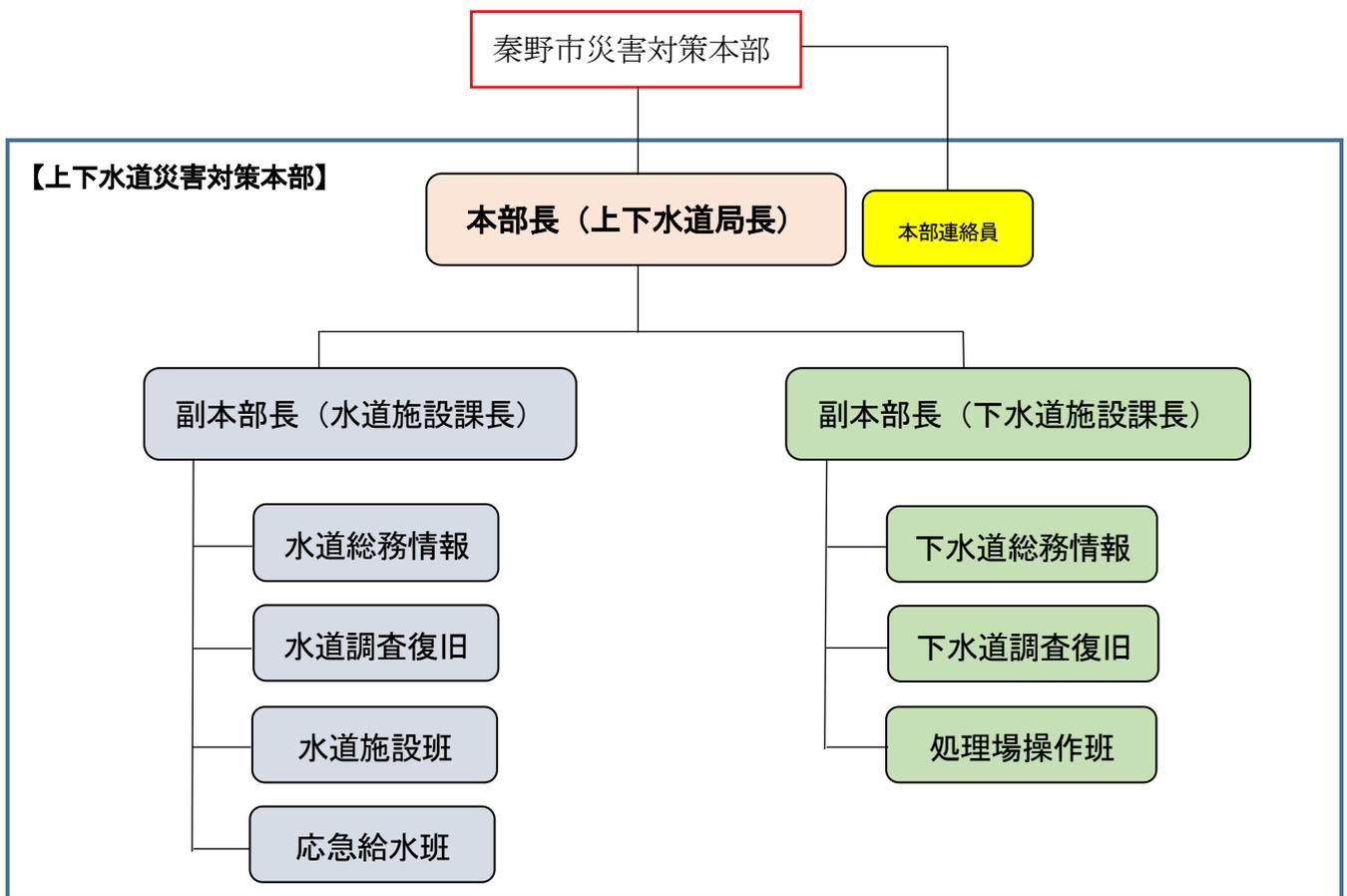


図4 指揮命令系統

表1 災害時の役割

区 分	災 害 時 の 主 な 役 割
本部長	全体統括、意思決定、市長への報告、関連行政部局や支援者等との調整の統括
副本部長（水道）	水道部門の統括
水道総務情報班	相談受付、水道各班との調整、庁内及び関係機関との連絡調整、市民広報
水道調査復旧班	市内水道管路等の調査及び応急復旧
水道施設班	水道施設の調査、応急復旧及び運転の継続
応急給水班	運搬、応急給水、飲料水製造及び広域避難所の情報収集
副本部長（下水道）	下水道部門の統括
下水道総務情報班	相談受付、下水道各班との調整、庁内及び関係機関との連絡調整、市民広報
下水道調査復旧班	市内下水道管路等の調査及び応急復旧
処理場操作班	処理場・下水ポンプ場施設の調査及び応急復旧
災害対策本部連絡員	上下水道災害対策本部と市災害対策本部との情報伝達

## 2 地震規模の設定と被害想定

### (1) 地震規模の想定

上下水道BCPにおける想定地震は、「秦野市地域防災計画」で想定されている地震とします。

マグニチュード	震度
8.2	6弱～7

### (2) 水道の被害想定

水道	水道管路	<p><b>【導・送水管、配水管の被害想定】</b></p> <p>使用中の管路（約685km）を対象に、これまでに起きた大規模地震等の被害実態を踏まえた予測方法に基づき、管種、継手、地盤等の条件を考慮して被害を想定。</p> <p>※被害件数：1, 135件</p>
	水道施設	<p><b>【取水場、浄水場、配水場等の被害想定】</b></p> <p>竣工年度を基に新耐震基準に基づく施設であるか、耐震診断（簡易耐震診断を含む）による調査を基に被害を想定。</p> <p>※応急復旧施設数：43箇所（全施設数：82箇所）</p>
	断水	<p><b>【断水人口の発生率の想定】</b></p> <p>管路の被害想定により、過去の地震災害の事例を基に整理されたモデルに基づき、給水区域内の断水人口を想定。</p> <p>※発災直後の断水人口：162, 794人</p>

### (3) 下水道の被害想定

下水道	下水道管路	<p><b>【幹線、枝線の被害想定】</b></p> <p>使用中の管路を対象に、これまでに起きた大規模地震等の被害実態を踏まえた予測方法に基づき、管種、継手、地盤等の条件を考慮して被害を想定。</p> <p>※被害延長：36km</p>
	下水道施設	<p><b>【処理場、ポンプ場の被害想定】</b></p> <p>竣工年度を基に新耐震基準に基づく施設であるか、耐震診断（簡易耐震診断を含む）による調査を基に被害を想定。</p> <p>※応急復旧施設数：1箇所（全施設数：3箇所）</p>
	機能支障	<p><b>【機能支障人口の想定】</b></p> <p>「神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月）」より</p> <p>※機能支障人口：19, 780人</p>

(注) 機能支障人口には、宅内排水設備の支障人口は含んでいません。

### 3 非常時優先実施業務と対応の目標時間

#### (1) 職員の参集

上下水道局職員を対象に大規模地震が起きたことを想定した図上訓練を実施し、この訓練により算定された参集率を基に非常時優先実施業務の着手時期等を想定します。

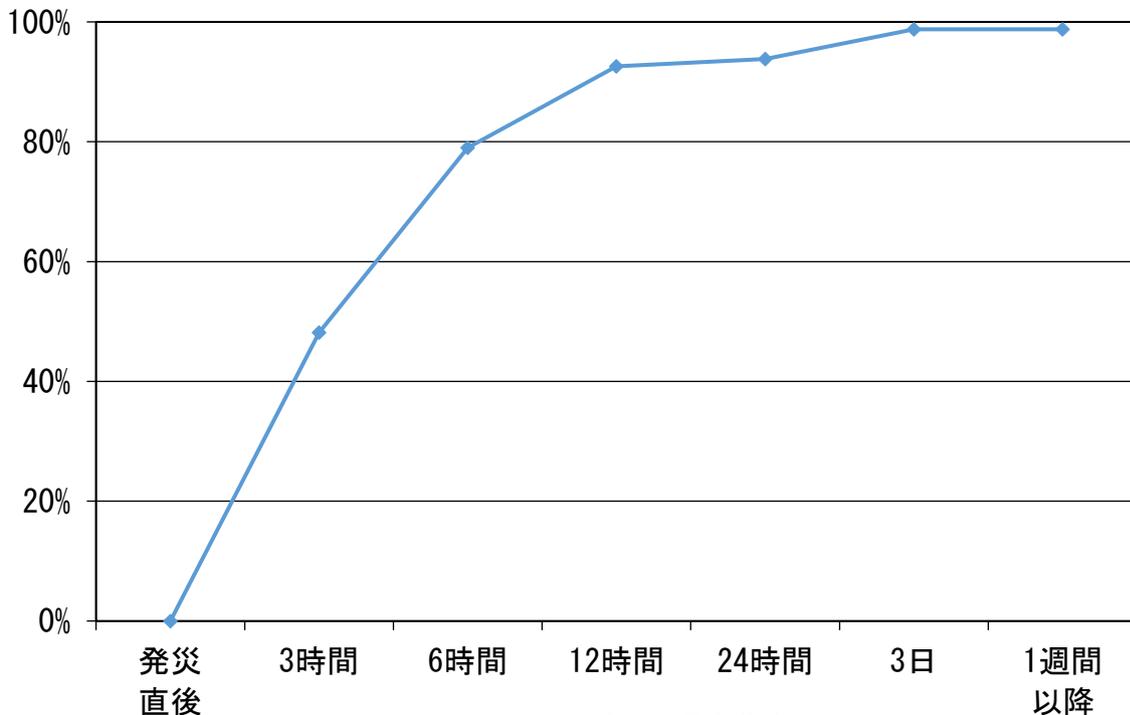


図5 発災後の職員参集率

#### (2) 非常時優先実施業務の選定

発災後の業務には、水道・下水道機能を早期に回復させるために必要な災害対応業務のほか、被災を受けていない施設における運転管理や平常時から継続して実施しなければならない窓口対応等の通常業務もあります。

しかし、大規模地震の発生時には、被害対応に投入できる人員や物資のいずれについても制約を受けることが見込まれるため、各業務について、業務遅延による市民生活や社会経済活動への影響の大きさを基準に非常時優先実施業務を選定します。

#### (3) 着手時期と完了目標時期

非常時優先実施業務を時系列で整理し、着手時期と完了目標時期を設定します。

#### (4) 必要とする応援職員の把握

各非常時優先実施業務に必要な人数を算定し、想定される職員の参集人数から不足人数を把握し、市災害対策本部及び関係機関等に応援職員を要請します。

なお、実際の被害状況や職員の参集状況によって必要人員は変わるため、実情に合わせて各業務の人数を調整します。

表2 非常時優先実施業務一覧

班	発災後					発災後1週間		発災後1ヶ月
	1時間以内	2時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	30日以内
共通	上下水道災害対策本部立上げ			上下水道対策本部の運営				
水道給務情報班	被害状況の受付							
	支援要請・受援体制の確保							
	行政部局及び民間企業等の連絡調整							
	情報発信							
水道調査復旧班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置						応急復旧	
水道施設班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置及び維持管理						応急復旧及び維持管理	
応急給水班	給水計画の作成					応急給水		
下水道給務情報班	被害状況の受付							
	支援要請・受援体制の確保							
	行政部局及び民間企業等の連絡調整							
	情報発信							
下水道調査復旧班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置						応急復旧	
処理場操作班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置及び維持管理						応急復旧及び維持管理	

※30日以降については、本復旧作業を中心に実施していきます。

## 4 事前対策計画

災害時の被害の低減、事業継続及び早期復旧を図るための対策を実施します。

### (1) 地震被害の低減を図る取組み

#### ア 水道事業

「秦野市水道事業計画」に基づき、計画的に施設の耐震化を推進しています。」

- ・水道管の耐震化
- ・水道施設の耐震化
- ・水道施設の更新 など

#### イ 下水道事業

「秦野市下水道総合地震対策計画」等に基づき、計画的に施設等の耐震化を推進しています。」

- ・下水道管の耐震化
- ・処理場施設の耐震化
- ・可搬式ポンプの備蓄 など

### (2) 発災後の事業継続と早期復旧に向けた取組み

#### ア 台帳の整備と定期的なバックアップの実施

平常時から各種台帳等を整備するとともに、災害時においても台帳を使用できるよう、定期的に台帳のバックアップと保管場所の整理を行い、最新性を保ちながら管理します。

#### イ 資機材の調達

災害時に必要となる資機材や燃料等を備蓄します。

#### ウ 関係行政部局との連絡・協力体制の構築

他の地方公共団体等と相互支援を行うための協定を締結します。

また、庁内の関係課とも発災時に調整、協議ができる体制を整備します。

#### エ 民間企業等との協定締結・見直し

災害時に必要となる資機材に関する事など、民間企業等との協力体制を構築するための協定の締結を進めます。

オ 住民への情報提供

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲料水の備蓄</li><li>・上下水道の使用上の注意事項</li><li>・マンホールトイレの設置場所</li><li>・給水拠点の設置場所</li><li>・通報する場合の窓口 など</li></ul>
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報紙やホームページ</li><li>・防災訓練</li><li>・エコスクール など</li></ul>

カ 復旧対応記録の準備

施設の被災に関する情報収集や施設調査、応急復旧等の対応に関する記録について、情報の伝達や共有が効率的に行えるように、様式や担当を事前に定めます。

キ 受援体制の検討

災害時に本市からの支援要請に応じて集結する支援部隊が円滑に活動できるように、受援体制を検討します。

## 5 事後対策計画

大規模災害の発災後、参集した職員により速やかに被害状況を調査し、必要な措置及び復旧作業に向けた対策を計画します。

### (1) 水道施設及び下水道施設

#### ア 被害状況の把握

##### (ア) 水道施設の緊急調査

災害時医療救護所や広域避難所等の重要施設につなぐ管路や県水送水ルート、重要度の高い水道施設について緊急調査を行い、被害状況を把握します。

##### (イ) 下水道施設の緊急調査

広域避難所等の重要施設と浄水管理センターをつなぐ幹線や重要度の高い下水道施設について緊急調査を行い、被害状況を把握します。

##### (ウ) その他調査

緊急調査の対象ではない施設については、緊急調査の実施後、一次調査及び二次調査を実施します。

#### イ 応急給水

##### (ア) 応急給水計画

被害状況調査を踏まえ、給水が必要な施設への給水計画を作成します。なお、資機材や人員が不足する場合は、市災害対策本部等へ支援を要請します。

##### (イ) 拠点給水

緊急貯水槽が設置された広域避難所において給水を行います。

##### (ウ) 運搬給水

災害時医療救護所等の重要施設には、給水車を使用して給水します。

#### ウ 応急復旧計画

##### (ア) 水道施設の緊急措置及び応急復旧

漏水等により道路陥没や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

##### (イ) 下水道施設の緊急措置及び応急復旧

排水不良や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

(ウ) 応急復旧計画

応急復旧計画は、避難者が効率的に早期帰宅できることを念頭に、発災後30日以内での復旧を目途として、避難者の人数、上下水道それぞれの被害状況及び限られた復旧リソース（資機材、人員、体制）を考慮して策定します。

(エ) 地元関係団体及び機器メーカー等への要請

応急復旧計画を着実に実行するため、災害協定を締結している関係団体等へ応急復旧工事を依頼します。

応急復旧工事の施工に際しては、道路管理者の指示に従い、他のライフラインとの調整を図ります。

設備機器類の復旧については、機器類の被害状況を踏まえ、応急運用できるもの、交換等を要するものを把握し、必要に応じて機器メーカーへの対応を要請します。

(2) 住民への情報提供

被害状況や復旧見通し等について、市災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に情報提供し、情報を共有します。

なお、緊急の広報が必要な場合には、広報車等による移動広報を行います。

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害情報</li><li>・上下水道の使用の可否</li><li>・応急給水情報</li><li>・復旧状況、見込み情報 など</li></ul>
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災行政無線</li><li>・報道機関</li><li>・移動広報 など</li></ul>

(3) 通常業務

発災後には、応急復旧など緊急的に対応しなければならない業務が増加しますが、平常時と同様に実施しなければならない業務（窓口、検針業務等）もあります。

この業務については、上下水道災害対策本部と調整を図りながら、上下水道局各課で対応人員等を検討し、運営します。

(4) 受援活動

発災後から支援活動が終結するまでの、受援活動の流れは次のとおりとします。

応 援 要 請	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上下水道災害対策本部で必要な応援要請人員を検討します。</li><li>・ 総務情報班が主体となり、協定を締結している地方公共団体及び関係団体等へ応援要請を行います（市災害対策本部には事前に連絡します。）。</li><li>・ 市長部局で締結をしている協定に基づく応援要請については市災害対策本部と調整を行い、適切に対応します。</li></ul>
支 援 受 入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上下水道災害対策本部で支援部隊の配属を決定します。</li><li>・ 宿泊場所、活動拠点を確保し、受入れる態勢を整えます。</li></ul>
支 援 活 動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各班で指揮命令系統、活動内容の確認等を行います。</li><li>・ 支援部隊は、本市職員と協働し、活動を行っていただきます。</li></ul>
支援活動の記録	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各班で支援活動記録を作成します。</li></ul>
支援活動の終結	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各班で非常時優先実施業務に対応できるレベルになった時点で受援活動を終結します。</li></ul>

## 6 訓練・維持改善計画

業務継続計画は、策定して完了するものではなく、災害時に有効に機能させるため、定期的な点検等を行い、常に実効性のある計画にします。

### (1) 訓練計画

上下水道BCPにおける訓練計画を示します。

表3 訓練実施内容

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期
参集訓練	・地震を想定した職員の非常参集	全職員	新年度当初 (4月～5月)
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡	全職員	毎年10月
	・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ		
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認	各担当班長及び担当者	新年度当初 (4月～5月)
	・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプとの運搬設置		
	・緊急遮断弁の開・閉操作	水道施設課	
	・給水車の操作		
・製包機による飲料水の製造	応急給水班		
情報伝達訓練	・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練	各担当班長及び担当者	毎年9月～11月
	・道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練	水道・下水道 総務情報班	
図上訓練	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順通り行う	全職員	1年に1回
合同訓練	・他事業体や民間企業との合同訓練を実施し、支援、受援体制の訓練	各担当班長及び担当者	数年に1回

(2) 維持改善計画

計画の実効性を高めるため、定期的な点検、評価を実施します。

特に年度当初は変更事項が多いため、点検項目を設けて必要な修正を行います。

表4 年度当初の点検項目

点検項目	
1	人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか
2	関係先の組織変更等により、電話番号やメールアドレスの変更がないか
3	重要なデータや文書のバックアップを実施しているか
4	策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関する文書がすべて最新版に更新されているか

また、秦野市上下水道局BCP推進委員会を設け、訓練の実施結果等を評価することで課題を整理し、必要に応じて計画を見直します。

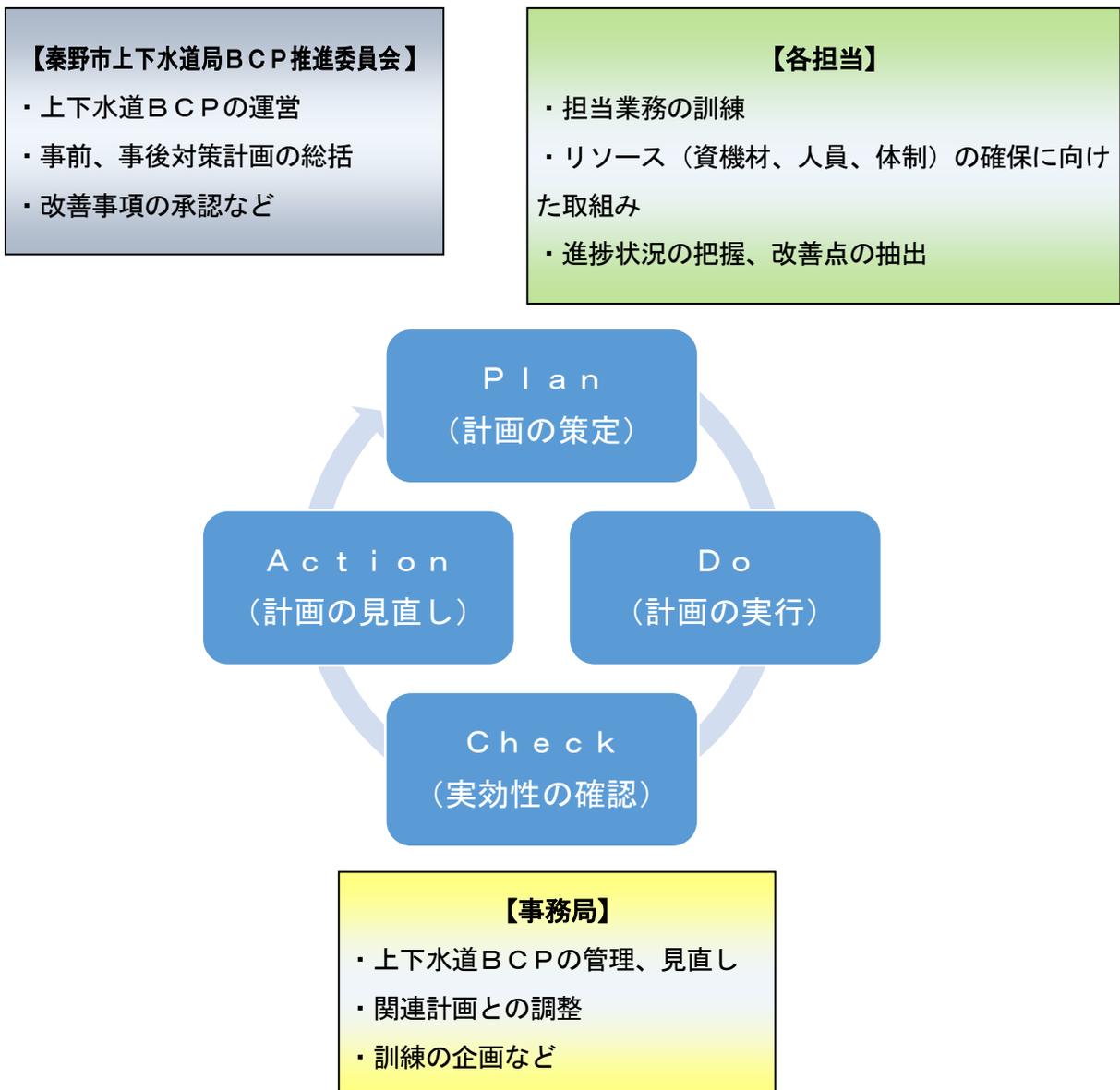


図6 上下水道BCPのマネジメント

## 秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画

### 1 目的

この計画は、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「組合」という。）が実施すべき地震災害計画等について定めることにより組合施設を災害から保護し、被害の拡大を防止し、機能の保持を図るとともに各組合施設利用者等（以下「施設利用者等」という。）や組合職員及び委託事業者等（以下「職員等」という。）の生命、身体を保護することを目的とする。

### 2 組合施設

- (1) はだのクリーンセンター
- (2) 伊勢原清掃工場
- (3) 秦野斎場
- (4) 栗原一般廃棄物最終処分場
- (5) 前各号の施設の附帯施設等

### 3 防災に関する組織

#### (1) 災害対策本部

ア 組合長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、その災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

イ 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は組合長を、災害対策本部副部長（以下「副本部長」という。）は副組合長をもって充てる。

ウ 本部長は、本部の事務を総括し、職員等を指揮監督する。

エ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

オ 本部に、災害対策部長（以下「部長」という。）、災害対策班長（以下「班長」という。）及びそれらを補佐する組合職員を置く。

カ 部長は事務局長を、班長は各課等の長をもって充てる。

キ 部長は、本部長の指揮下において本部の事務を総括し、職員等を指揮監督する。

ク 班長は、各班の分担事項（資料2）に基づき、班員を指揮監督する。

ケ 秦野市及び伊勢原市に災害が発生し、又は発生する恐れがあり両市に災害対策本部等が設置され、上記イによる対応が困難である場合は、組合長は、事務局長を本部長（部長と兼務）に、総務課長を副本部長（班長と兼務）に任命する。

#### (2) 地震災害警戒本部

ア 警戒宣言が発せられたときは、組合長は、地震災害警戒本部を設置する。

イ 組織については、災害対策本部の規定を準用する。

### 4 災害予防対策

- (1) 災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者（組合長）は、災害の発生を未然に防止する等

のため、次の事項を実施する。

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 工具、燃料、資材及び防災用品等の備蓄、整備及び点検

エ 防災に関する施設や設備の整備及び点検

オ 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における防災応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善

(2) 災害予防責任者は、職員等が自己の果たすべき役割を認識し、災害発生の未然防止等に資する防災研修等に参加させ、知識の習得に努めさせるものとする。

ア 地震防災に関する講演会、研修会及び研究会への参加

イ 防災訓練への参加

## 5 災害応急対策

(1) 災害発生時

ア 職員は、業務中、地震災害等が発生したときは、第一に施設利用者等及び自身の安全を確保する。

イ 職員等は、地震災害等が一時的に収まったとき、安全装備をし、事務局長の指示に従い、二次災害として予想される火災被害を防止するため、施設の運転を停止するとともに、火気使用施設及び電気施設への燃料等の供給を遮断する。その後、職員等は、速やかに施設利用者を指示された避難場所に誘導し、自身も避難する。

ウ 本部長は、被害の拡大を防止する必要があると認められたときは、直ちに副本部長に連絡するとともに、部長に連絡し、本部を設置する。

エ 班長は勤務に従事していない職員等へ連絡し、連絡を受けた職員等は、その指示に従い、自己の分担配備に就くものとする。ただし、参集時には、徒歩、自転車又はオートバイ等を使用するものとする。

オ 部長は、職員等の人員の確認を行い、本部長に報告する。

なお、職員等に死傷者があるとき又は欠員が判明したときは、職員等は、部長の指示に従い救助を行うとともに、消防署、医療機関及び警察署に連絡し、救命救急処置を依頼する。また、被災者の住所、氏名及び年齢等の確認並びに家族への連絡を行うものとする。

さらに、職員等は施設利用者に死傷者があるとき、救助を行うとともに、消防署、医療機関及び警察署に連絡し、救命救急処置を依頼する。

カ 部長は、本部長に被災状況を報告する。

キ 班長は、両市関係課に速やかに施設運転停止の旨を連絡する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 本部長は、警戒宣言の発令を受けたときは、直ちに副本部長に連絡をするとともに、部長に連絡をし、地震災害警戒本部を設置する。

イ 職員等は、部長の指示に従い、自己の分担配備に就くものとする。

なお、勤務に従事していない職員等への連絡等については、災害発生時の規定と同様とする。

ウ 部長は、参集した職員等の人数を本部長に報告する。

エ 配備に就いた職員等は、施設等の点検を行うとともに、資機材等の配備状況を確認し、不足しているも

のは補充する。

オ 配備に就いた職員等は、地震発生時における二次災害として予想される火災被害を防止するため、本部長の指示により、施設の運転を停止するとともに、出火発生源となる火気使用施設及び電気施設への燃料等の供給を遮断する。

カ 本部長は、職員等の生命、身体の安全を確保するため、指定された避難場所へ職員等及び施設利用者を避難させる。

キ 班長は、施設の運転を停止したときは、速やかに両市関係課にその旨を連絡する。

ク 本部長は、常に電話、ラジオ及びテレビ等による情報を収集し、部長等に適切な指示を与えるものとする。

## 6 災害復旧

(1) 班長は、職員等に指示し、各施設の損傷及び故障等の被災状況を調査させ、復旧可能なものは修復し、これを本部長等へ報告する。

また、困難なものは業者に連絡し、早期回復に努める。

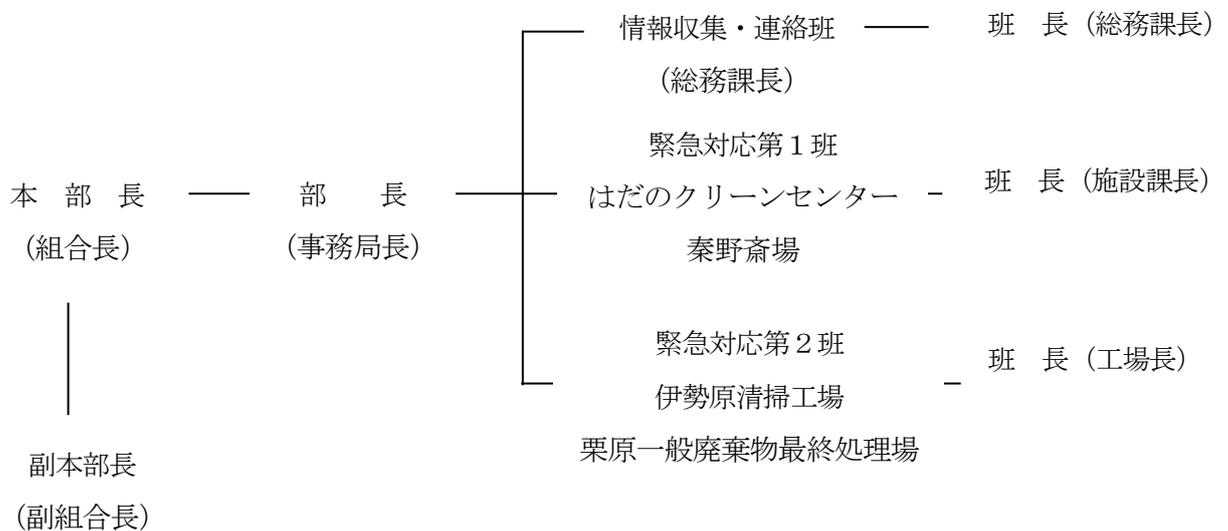
(2) 班長は、各施設の運転が再開したときは、直ちに、両市関係課に連絡する。

## 7 本部の解散

本部長は、災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を解散するものとする。

## 8 資料

資料1 災害対策本部及び地震災害警戒本部機構



資料2 災害対策本部及び地震災害警戒本部組織表

本部長 (組合長)

副本部長 (副組合長)

部長 (事務局長)

班 長	班	分 担 事 項
総務課長	情報収集・連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震予知情報及び関連情報の収集、伝達</li> <li>2 職員等の被災状況の把握及び記録並びに本部への連絡</li> <li>3 組合施設の被災状況の把握及び記録並びに本部への連絡</li> <li>4 組合施設の応急措置状況の把握及び記録</li> <li>5 負傷者の応急手当及び関係機関への連絡</li> <li>6 緊急対応第1班及び緊急対応第2班並びに両市関係課との連絡調整</li> <li>7 本部で使用する防災用品の備蓄状況の点検及び補充</li> <li>8 その他庶務に関すること</li> </ol>
施設課長	緊急対応第1班	<p>(はだのクリーンセンター)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設利用者（見学者ほか）を指定された避難場所へ誘導</li> <li>2 避難した施設利用者への対応</li> <li>3 施設利用者の状況を情報収集・連絡班へ報告</li> <li>4 安全確認後に施設利用者への帰宅補助 (情報周知、帰宅手段等確認及び助言)</li> <li>5 施設等の被災状況を情報収集・連絡班へ報告</li> <li>6 委託業者への指示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設等の調査、点検 (焼却炉等諸設備、施設周囲、取水場ほか)</li> <li>(2) 施設等の被災状況の確認</li> <li>(3) 工具、燃料、資材及び防災用品等の備蓄状況の点検並びに補充</li> <li>(4) 施設等の保全作業</li> <li>(5) 施設等応急修繕及び業者への修繕依頼</li> <li>(6) 施設搬入車両の誘導及び制限</li> </ol> </li> </ol> <p>(秦野斎場)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設等の被災状況及び施設利用者の状況を情報収集・連絡班へ報告</li> <li>2 指定管理者への指示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設等の調査、点検 (火葬炉設備等、斎場周囲、緊急避難通路等ほか)</li> <li>(2) 施設等の被災状況の確認</li> <li>(3) 工具、燃料（火葬燃料、非常用発電燃料）、資材及び防災用品等の備蓄状況の点検並びに補充</li> <li>(4) 施設等の保安作業</li> <li>(5) 施設等の応急修繕及び業者への修繕依頼</li> <li>(6) 施設利用者の車両の誘導及び制限</li> <li>(7) 施設利用者の安全確認、指定された避難場所への誘導</li> <li>(8) 避難した施設利用者への対応</li> <li>(9) 安全確認後に施設利用者へ帰宅補助 (情報周知、帰宅手段等確認及び助言)</li> </ol> </li> </ol>

工場長	緊急対応第2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震予知情報及び関連情報の収集、伝達</li> <li>2 伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場職員等の被災状況の把握及び記録並びに情報収集・連絡班への報告</li> <li>3 負傷者の応急手当及び関係機関への連絡</li> <li>4 情報収集・連絡班及び両市関係課との連絡調整</li> <li>5 防災用品の備蓄状況の点検及び補充</li> <li>6 その他庶務に関すること</li> </ol>
		<p>(伊勢原清掃工場)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設等の被災状況の把握及び記録並びに情報収集・連絡班への報告</li> <li>2 施設等の応急措置状況の把握及び記録</li> <li>3 現業（行2）職員及び委託業者への指示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設等の調査、点検</li> <li>(2) 施設等の被災状況の確認</li> <li>(3) 工具、燃料、資材及び防災用品等の備蓄状況の点検並びに補充</li> <li>(4) 施設等の保安作業</li> <li>(5) 施設等の応急修繕及び業者への修繕依頼</li> <li>(6) 施設搬入車両の誘導及び制限</li> <li>(7) 施設利用者の安全確認、指定された避難場所への誘導</li> </ol> </li> </ol>
		<p>(栗原一般廃棄物最終処分場)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設等の被災状況の把握及び記録並びに情報収集・連絡班への報告</li> <li>2 施設等の応急措置状況の把握及び記録</li> <li>3 委託業者への指示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設等の調査、点検</li> <li>(2) 施設等の被災状況の確認</li> <li>(3) 工具、燃料、資材及び防災用品等の備蓄状況の点検並びに補充</li> <li>(4) 施設等の保安作業</li> <li>(5) 施設等の応急修繕及び業者への修繕依頼</li> <li>(6) 施設搬入車両の誘導及び制限</li> </ol> </li> </ol>

資料3 地震発生時における各施設の操作基準

1 はだのクリーンセンター

施設名	設備名	震度1～3	震度4～5強	震度6弱以上
焼却施設	クレーン	継続運転 外観点検	投入一時停止 外観点検	緊急に停止し、避難する。収まった後点検し、試運転を行い支障のない場合は、運転を再開する。
	焼却設備	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	ポンプ	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	ろ過式集塵器	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	触媒脱硝設備	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	余熱利用施設	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	通風設備	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	灰出し設備	継続運転 外観点検	継続運転 各機器点検	
	投入ゲート	継続運転 作動点検	継続運転 作動点検	
	計量機	継続運転	継続運転	
	破砕機	継続運転 作動点検	継続運転 各機器点検	

2 秦野斎場

施設名	設備名	震度1～3	震度4～5強	震度6弱以上
増築棟 (火葬炉室、 集塵機械室)	主燃炉	継続運転 内外観点検	一時停止し（震度5弱以上で、火葬設備は自動停止）、状況により避難する。収まった後点検し、支障のない場合は、運転を再開する。	避難する（火葬設備は自動停止）。収まった後点検し、支障のない場合は、運転を再開する。
	再燃炉	継続運転 内外観点検		
	排ガス処理設備	継続運転 内外観点検		
	オイル配管	継続運転 内外観点検		
	オイルタンク	内外観点検し、使用継続 急激な油面減少確認の計測	内外観点検し、使用継続 急激な油面減少確認の計測	内外観点検し、使用継続 急激な油面減少確認の計測

3 伊勢原清掃工場

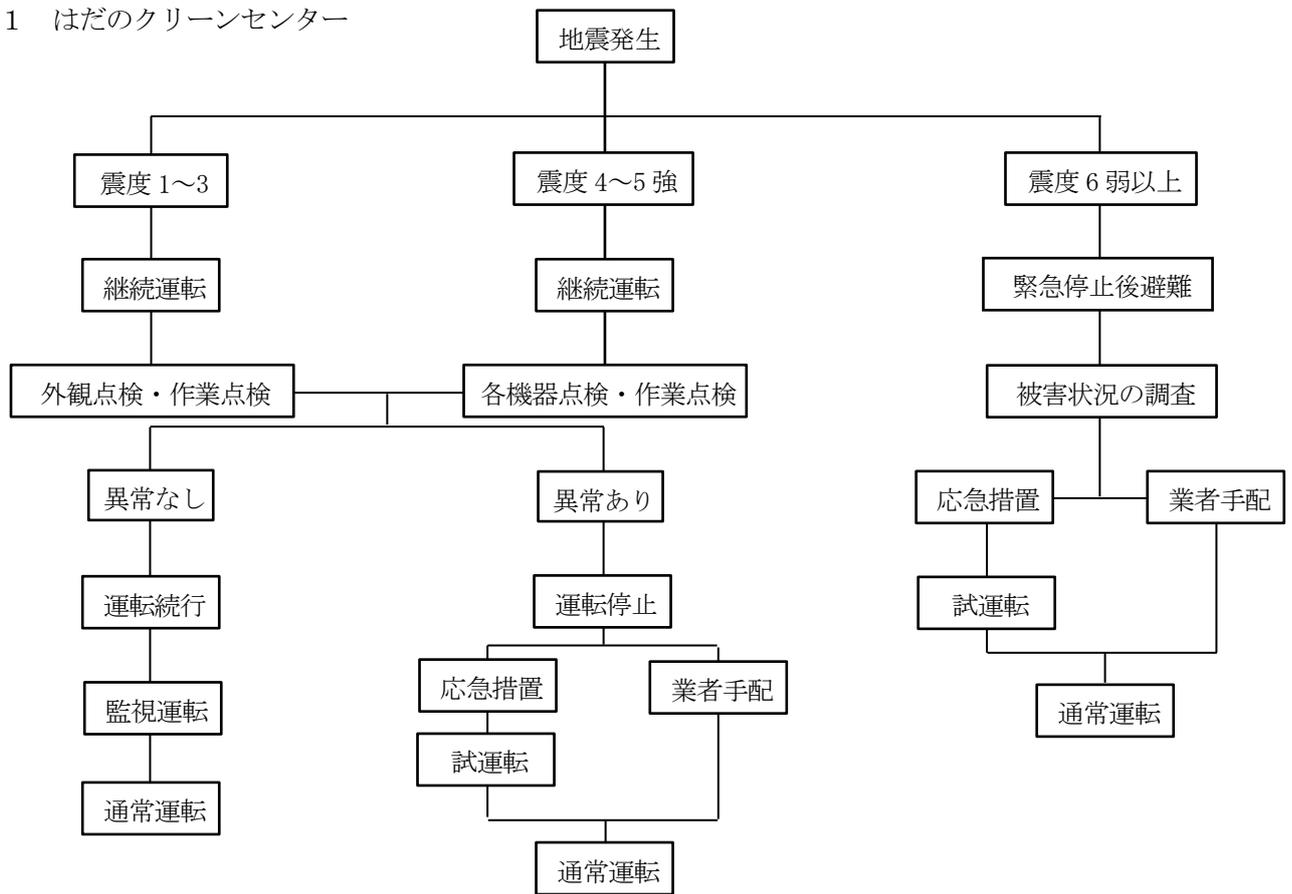
施設名	設備名	震度1～3	震度4～5強	震度6弱以上
焼却施設	クレーン	点検後継続運転	投入停止 バケット安置	緊急に停止し、避難する。収まった後点検し、試運転を行い支障のない場合は、運転を再開する。
	焼却炉	継続運転 外観点検	運転停止	
	ポンプ	継続運転 外観点検	運転停止	
	ろ過式集塵器	継続運転 外観点検	運転停止	
	ガス冷	継続運転 外観点検	運転停止	
	投入ゲート	継続運転 作動点検	ゲート閉扉	
	計量機	車両退避	搬入停止	
粗大ごみ 処理施設	クレーン	点検後継続運転	投入停止 バケット安置	
	手選別 ライン	継続運転 外観点検	運転停止	
	破砕機	継続運転 外観点検	運転停止	
	投入ゲート	継続運転 作動点検	ゲート閉扉	
	作業場	平常作業 外観点検	作業中止	

4 栗原一般廃棄物最終処分場

施設名	設備名	震度1～3	震度4～5強	震度6弱以上
浸出水除外施設	水処理設備	継続運転 外観点検	運転停止	緊急に停止し、避難する。収まった後点検し、試運転を行い支障のない場合は、運転や埋立業務を再開する。
	浸出水貯留設備	継続運転 外観点検	緊急遮断弁閉止	
埋立処分地	埋立地	埋立継続 外観点検	埋立停止 重機安置	

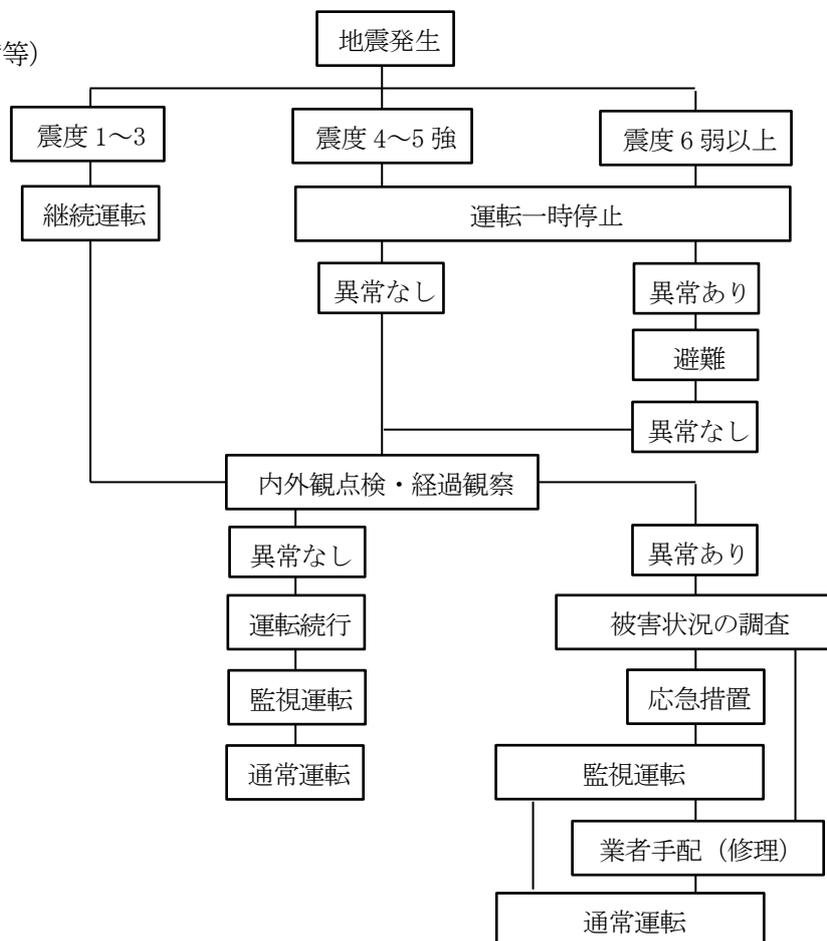
資料4 施設復旧手順

1 はだのクリーンセンター

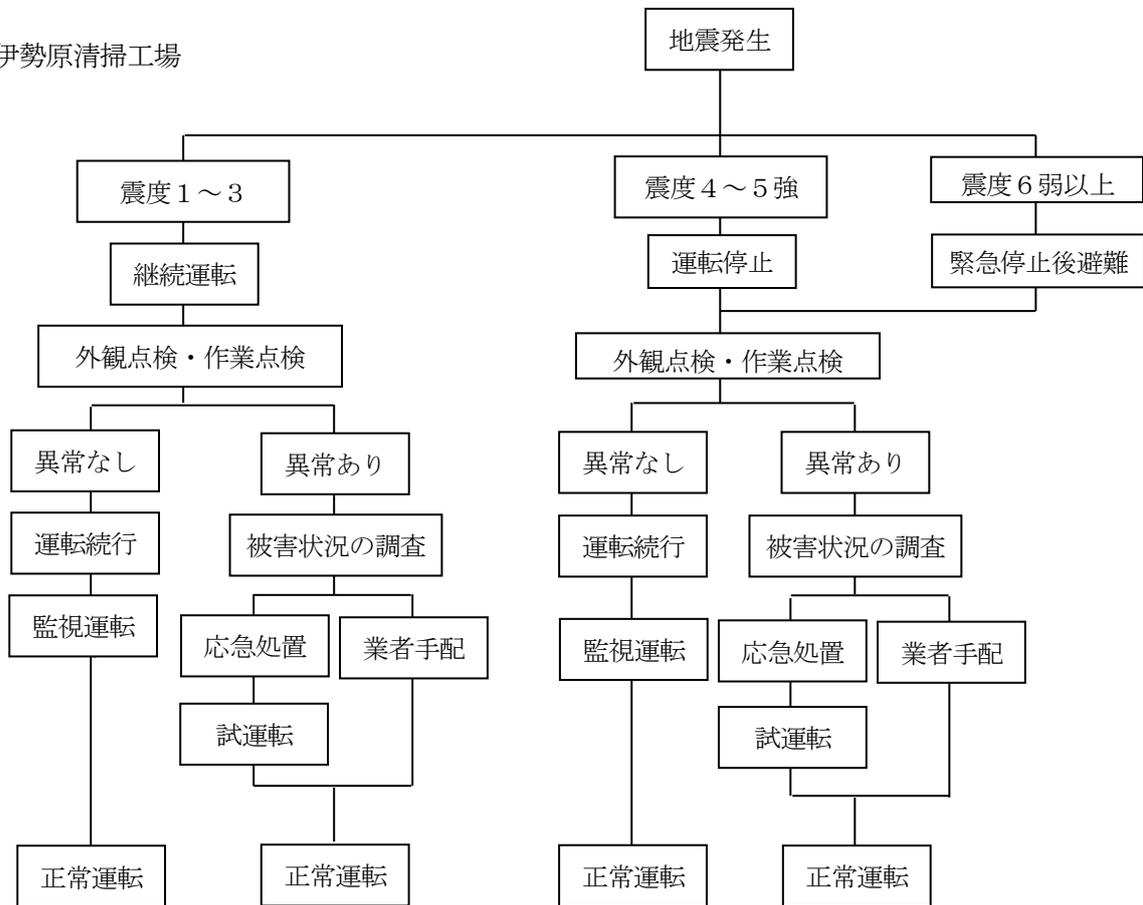


2 秦野斎場

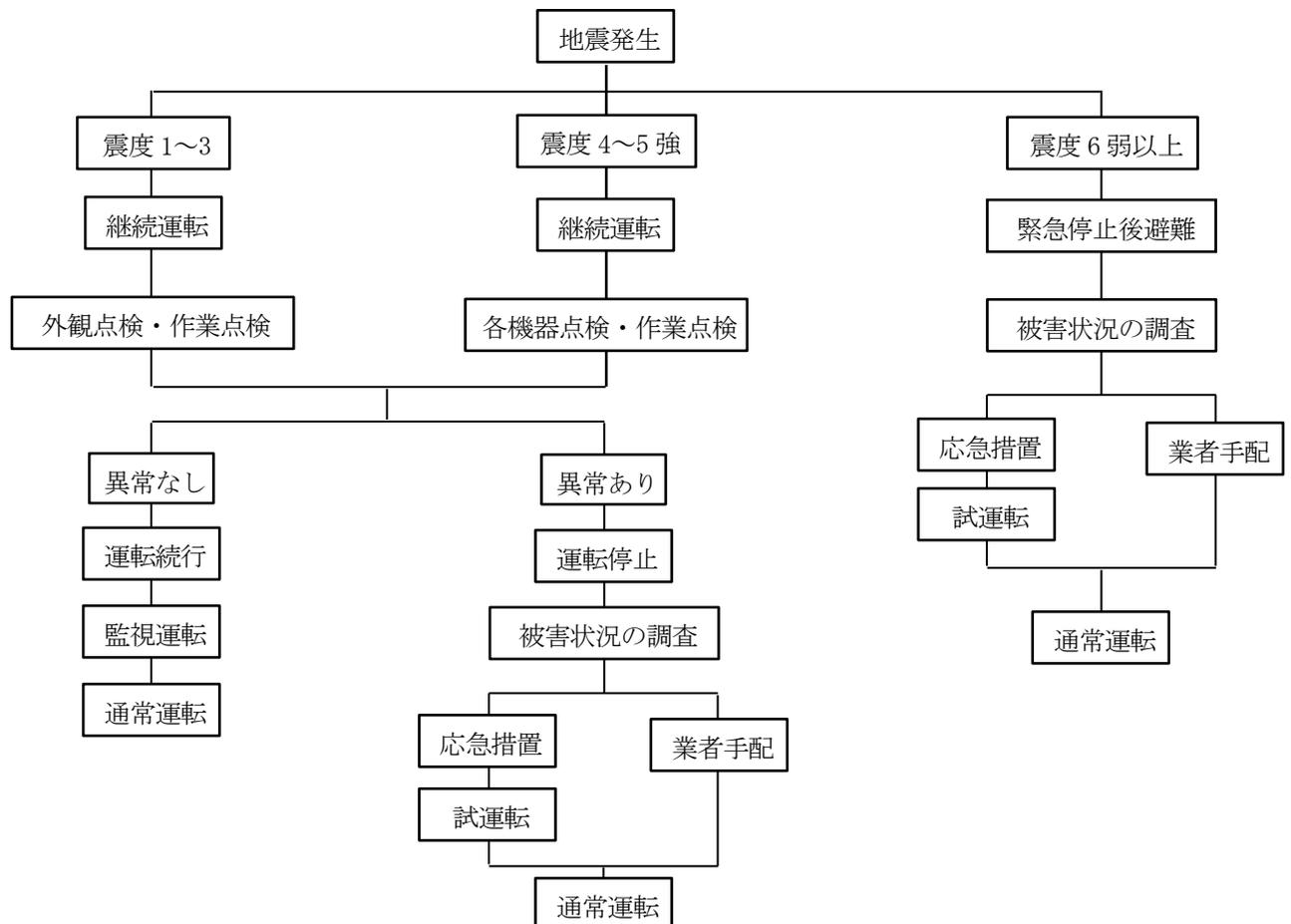
(火葬炉設備等)



3 伊勢原清掃工場



4 栗原最終処分場



## 資料5 防災訓練実施要領

災害の発生及び警戒宣言発令を想定し、その応急対策を迅速かつ適切に行い、職員等の身体、生命及び国 I 財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、防災に関する知識及び技能の向上を図ることを目的とし実施するもの。

### 1 対象者

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員及び関係職員

### 2 訓練内容

#### (1) 避難訓練

ア 事務所及び施設等から指定避難場所への避難訓練

#### (2) 救護訓練

ア 被災職員の救命、救護訓練

#### (3) 設備保安訓練

ア 施設等の設備の運転停止及び外観、作業点検訓練

#### (4) 消火訓練

ア 消火栓による消火訓練

イ 消火器による消火訓練

#### (5) 搬入車両等の誘導訓練

ア 許可、直営及び一般ごみ搬入車両並びにその他の車両

### 3 実施時期

適時

### 4 その他

(1) 防災訓練時の指定避難場所は、組合施設ごとにそれぞれ定めるものとする。

(2) 本部は、本部等の指定した場所とする。

## 資料6 防災備蓄資材

- 1 非常時用品類（ヘルメット、懐中電灯等）
- 2 非常用食品
- 3 救急医療品
- 4 施設用水、飲料水
- 5 自家発電装置
- 6 燃料
- 7 交通用具（車両、自転車等）
- 8 通信機器
- 9 情報収集機材（ラジオ、テレビ）
- 10 施設復旧用機械工具（ガス切断機、溶接機、工具類）
- 11 各施設の応急部品類

## 電力施設の応急活動対策

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

### 1 防災体制

#### (1) 非常態勢の区分

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> </ul>	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li> <li>・大規模な災害が発生した場合</li> <li>・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> </ul>	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> </ul>	第3非常態勢

#### (2) 非常態勢の組織

本社、神奈川総支社及び小田原支社支部が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。

事業所	組織	機能
本社	非常災害対策本社本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社における非常災害対策活動の実施</li> <li>・全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮</li> </ul>
総支社、電力所等	非常災害対策神奈川総支社本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自事業所における非常災害対策活動の実施</li> </ul>

		・自総支社に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関（支社、火力発電所、その他指定事業所）等	非常災害対策支部 （小田原支社支部）	・自事業所における非常災害対策活動の実施

## 2 非常災害対策活動

### (1) 非常災害時における電力設備の運転

- ア 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

### (2) 非常災害時の情報の収集・連絡

#### ア 情報の収集

(ア) 非常災害対策本社本部・小田原支社支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共用するシステム（以下、「災害情報システム」という。）へ登録する。

- ・当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・停電状況（停電件数・停電地域等）、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- ・カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・各設備の被害状況（被災画像等）、設備復旧状況
- ・復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・非常災害対策要員の出勤状況、社員および家族の被災状況
- ・社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関およびお客さま等への対応状況）
- ・公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・その他気象等に関する情報等

#### イ 情報集約

- ・各非常災害対策本部は、災害情報システムにより集計された被害状況を把握する。

### (3) 被害の復旧

#### ア 復旧計画の作成

非常災害対策本社本部・小田原支社支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

## イ 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況及び設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

## ウ 復旧作業上の留意事項

- (ア) 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた所定の手続きを実施する。
- (イ) 復旧作業員には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業員であることを明示する。
- (ウ) 幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- (エ) 河川及び急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

## (4) 広報活動

### ア お客さまに向けた広報

- (ア) 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- (イ) 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が1,000軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、秦野市防災行政無線による広報を依頼する。詳細については、秦野市との協議による。

### イ 報道機関を通じての広報

- (ア) 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故及び電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
- (イ) 報道機関への対応は、原則として小田原支部は行わず、本社本部、神奈川総支社本部が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、神奈川総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。
- (ウ) 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生し広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社本部は、あらかじめ定められた手続きに従い、NHK及び在京ラジオ6社に同時広報を行う。

## 東日本電信電話株式会社神奈川事業部地震防災応急計画

……大規模災害に備えた業務継続マニュアルに定めるところによる。

## 神奈川県中央交通株式会社地震防災応急計画

(目的)

**第 1 条** この計画は、大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言の発令から地震発生時における旅客の生命、身体及び社有財産を保護し、被害の軽減を図るとともに、旅客輸送の早期復旧を図ることを目的とする。

(社内諸規程との関係)

**第 2 条** 前条の目的を達成するために必要な事項は、別に定めがある場合のほか、本計画の定めるところによる。

(防災教育及び訓練)

**第 3 条** 防災教育及び訓練は、次により行うものとする。

- (1) 防災に対する講演、映画、研究会等への参加
- (2) 地域社会での地震防災訓練への参加
- (3) 県、市、町、村の地震防災要綱等で示されている危険箇所、避難場所、避難道路及び緊急指定道路並びに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

(防災用設備及び用品の備蓄)

**第 4 条** 災害発生時に備え、本社及び各営業所は、次に掲げるものを備蓄しなければならない。

- (1) 非常用信号用具（赤旗、発煙筒、懐中電灯等）
- (2) 非常用電池（自動車用バッテリー）
- (3) 救急用医薬品
- (4) 防火用水及び飲料水
- (5) 非常用食料品
- (6) 自転車
- (7) ラジオ
- (8) 消火器

(緊急対策本部)

**第 5 条** 警戒宣言が発令されたときから災害復旧が完了するまでの防災組織は、別表 1 のとおりとし、組織を構成する担当者は、それぞれの職責を熟知していなければならない。

(警戒宣言が発せられた場合の緊急措置)

**第 6 条** 警戒宣言が発せられ、地震発生まで時間的余裕がある場合は、被害を最小限度にとどめるため、次の措置をとらなければならない。

- (1) 災害時優先電話、衛生電話、携帯電話及びラジオによる正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するための電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保（本社及び各営業所）
- (4) 防火用設備、用品の点検
- (5) 現金、有価証券及び重要文書の金庫又は耐火ロッカーへの格納
- (6) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (7) 運行を中止した車両の分散配置
- (8) 地域自治体への協力及び応援要請

（大規模地震が発生した場合の措置）

**第 7 条** 大規模地震が発生した場合は、自らの生命、身体の安全を確保できる範囲内で、前条各号に定める措置を可能な限りとらなければならない。

- 2 運行中に大規模地震を感知した場合、乗務員がとるべき措置については、別に定める「地震発生時における乗務員の措置要綱」によるものとする。

（人命の保護及び救済）

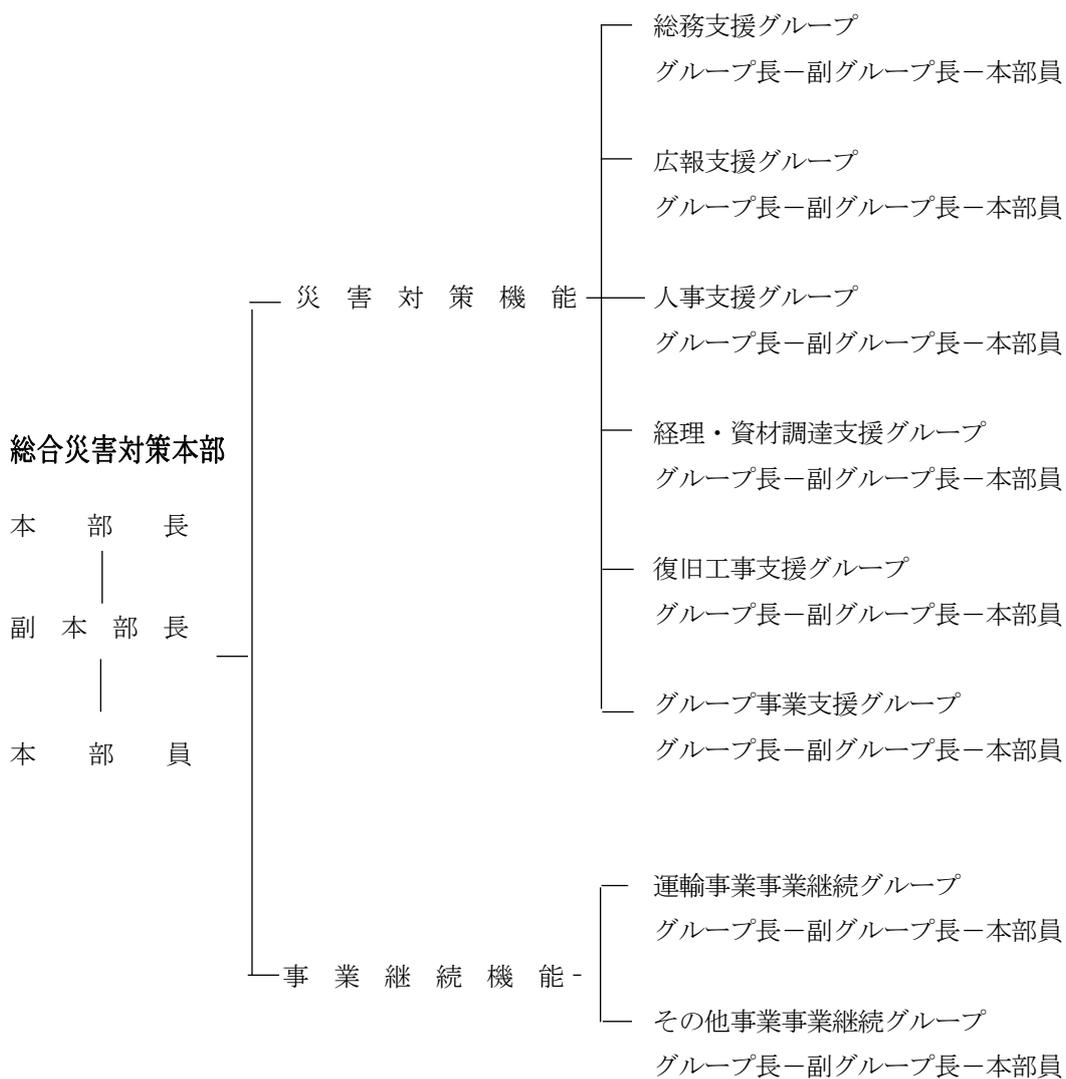
**第 8 条** 旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし医療機関、警察署、消防署への通報、運搬、依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所、氏名、年齢等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

（災害の復旧及び正常な運行の回復）

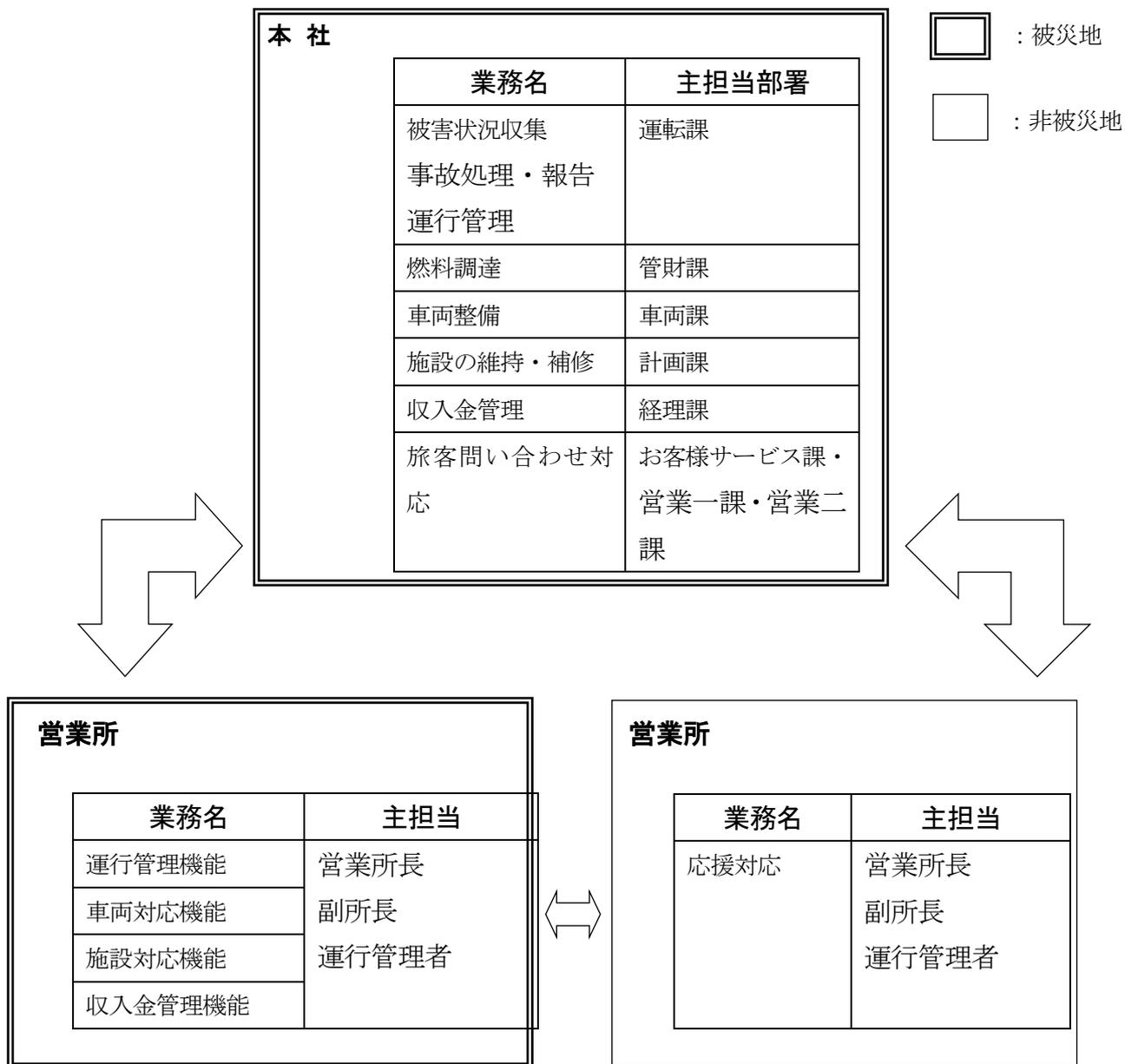
**第 9 条** 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため最善の努力をしなければならない。

- 2 前項の目的を達成するための具体的行動は、総合災害対策本部長の命によるものとする。

災害対策本部の組織体制



運輸事業事業継続グループの組織体制



**神奈川中央交通株式会社**  
**地震発生時における乗務員の措置要綱**

(主 旨)

**第 1 条** この要綱は、運行中に地震が発生した場合、旅客の安全を図るため、乗務員のとるべき措置要領を定めるものである。

(運転中止の措置)

**第 2 条** 運転士は、地震を感知した場合、直ちに運転を中止し道路左側の安全な場所に停車させ、旅客に対し冷静な行動を呼びかける。地震が収まるまではエンジンを切らず、緊急避難等に備える。

2 運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

(停車)

**第 3 条** 停車する場合、次のような場所は極力避けること。また、やむを得ず旅客を乗せたまま近くに移動するときは、その旨を旅客に告げなければならない。

- (1) ガソリンスタンド
- (2) 高圧ガス貯蔵所
- (3) 有害ガスの発生しやすい場所
- (4) 倒壊のおそれのある建物付近
- (5) 電柱、塀の脇
- (6) 高圧線の真下
- (7) 交差点、トンネル、橋の上又は下、急坂、踏切
- (8) 歩道橋の下
- (9) 土砂崩れのおそれのある場所
- (10) 崖崩れのおそれのある場所
- (11) 崩落のおそれのある路肩
- (12) 冠水又は高潮の危険のある場所
- (13) 消火栓等の消防設備の付近、その他危険と思われる場所

(旅客の避難誘導等)

**第 4 条** 旅客の避難誘導にあっては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 旅客の避難誘導は、沈着冷静に行い、安全で機敏な行動をとるよう努める。
- (2) 旅客の混乱制止に努める。
- (3) 旅客の避難場所は、原則として定められた最寄りの場所とする。
- (4) 指定場所への避難が危険又は不可能と判断されるときは、最寄りの安全と思われる場所を指示する。

- (5) 誘導は、負傷者、高齢者、乳幼児、妊婦等を優先して行う。
- (6) 夜間にあつては、車内備付けの非常用信号灯を携行する。
- (7) 現場で警察官又は消防署員等の指示があるときは、それに従い行動する。

(旅客の救護)

**第 5 条** 旅客に死傷者等事故者が生じた場合は、その救護に努め、最寄りの病院に収容又は安全な場所に一時移す等最善の措置を講ずる。

(社有財産の保全)

**第 6 条** 乗務員は、車両、運賃箱、車検証その他重要物品の保全に万全を期さなければならない。

(営業所への連絡)

**第 7 条** 乗務員は、被害状況などにつき、電話その他の方法で連絡可能な限り報告し、指示を受ける。

- 2 被災地外にあつても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努める。

(その他)

**第 8 条** 警察官による交通規制又は公的機関関係者による他の規制、指示等があるときは、それに従うこと。

- 2 誤った情報や流言に惑わされたりしないよう冷静な判断、行動に努める。
- 3 乗務員は、別に定める「災害時乗務員対応マニュアル」を常に携帯し、災害発生時等には、当該規定に従い行動する。

## 小田急電鉄株式会社の災害時及び地震時の対応方法等について

小田急電鉄株式会社

## 【異常気象時の取扱】

## 降雨に対する取扱

## 1 降雨の激しい場合の状況報告

- (1) 駅長は適宜、駅施設の点検を行い、必要に応じ、降雨の状況および旅客の混雑状況を運輸司令所長に報告する。
- (2) 乗務員は運転の途中、必要に応じ、降雨の状況を運輸司令所長に報告する。
- (3) 電車区長・車掌区長は降雨が激しい場合、巡回、添乗等により降雨の状況および線路の状態等を運輸司令所長に報告する。
- (4) 工務技術センター統括所長は必要に応じ、線路警戒の状況等を運輸司令所長に報告する。

## 2 降雨の激しい場合の注意運転

- (1) 乗務員は、降雨が激しい場合、「降雨時の要注意箇所」を通過する際に運輸司令所長から速度規制の指令がない場合においても、線路冠水、土砂崩壊等を予期して運転し、異常を認めたときは、安全な箇所に停止する。
- (2) 乗務員は、前号の「降雨時の要注意箇所」以外の切上、トンネルの出入口、盛土、工事箇所、河川および低地を通過する際にも異常を予期した運転を行い、異常を認めたときは、安全な箇所に停止する。

## 3 運転規制の取扱

- (1) 運輸司令所長は、雨量計の計測値を「地震・気象情報監視システム」により把握し、規定値を超えた場合、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、計測値にあわせた運転規制を指令する。なお、雨量計ごとの運転規制・点検区間は、別に定める「雨量計の運転規制・点検区間」により行う。
- (2) 運輸司令所長は、河川増水の恐れのある橋梁の河川水位を工務技術センター統括所長からの報告および「地震・気象情報監視システム」により把握し、規定水位を超えた場合は工務技術センター統括所長と打合せのうえ、計測値にあわせた運転規制を指令する。
- (3) 運輸司令所長は、線路冠水または、その恐れのあるときは、該当区間の運転規制を指令する。

## 4 降雨量の計測値による取扱

運輸司令所長は、降雨の激しい場合または長雨等により雨量計が規制値を超えた場合は、以下の運転規制を指令する。

## (1) 時雨量 40mm 以上に達した区間

## ① 運転規制

運輸司令所長は、運転士に対し 45km/h 以下の速度規制を指令する。

## ② 線路点検

ア 工務技術センター係員による列車添乗により実施することができる。状況により電気システム管理所係員が同乗し点検を実施する。ただし、工務技術センター統括所長が定めた「降雨時の要注意箇所については、必要により工務技術センター係員が徒歩点検を行う。

イ 線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の解除時機

時雨量が 40mm 未満となり、工務技術センター係員が規制区間を点検し、異常ない場合、運輸司令所長は、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、速度規制を解除する。

④ 時雨量が 80mm 以上に達した区間

ア 運転規制

運輸司令所長は、当該区間の運転見合せを指令する。なお、停車場間の列車は、15km/h 以下の速度で次の停車場まで運転することができる。この場合、旅客扱いは最寄駅までとする。

イ 線路点検

(ア) 時雨量が 20mm 未満となった場合、工務技術センター係員が「降雨時の要注意箇所」を徒歩により点検し、異常ない場合は試運転列車による線路点検を実施する。なお、線路点検者、行路および運転速度などは、運輸司令所長、電気司令所長と工務技術センター統括所長で打合せる。

(イ) 線路点検者は、停車場間ごとの線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

ウ 運転規制の緩和および解除時機

(ア) 時雨量が 20mm 未満となり、線路点検の結果、異常ない場合は、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、45km/h 以下の速度で運転することができる。

(イ) 時雨量が 5mm 未満となり、以後降り続かないと予測される場合で、工務技術センター統括所長が規制区間を点検し異常ないと認めるときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

(2) 連続雨量 300mm 以上になった区間

① 運転規制

運輸司令所長は、運転士に対し 45km/h 以下の速度規制を指令する。

② 線路点検

ア 工務技術センター係員による列車添乗により実施することができる。状況により電気システム管理所係員が同乗し点検を実施する。ただし、工務技術センター統括所長が定めた「降雨時の要注意箇所」については必要により工務技術センター係員が徒歩点検を行う。

イ 線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の解除時機

時雨量が 5mm 未満となり、以後降り続かないと予測される場合で工務技術センター統括所長が規制区間を点検し異常ないと認めるときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

(3) 時雨量 40mm 以上且つ連続雨量 300mm 以上になった区間

① 運転規制

運輸司令所長は、当該区間の運転見合せを指令する。なお、停車場間の列車は、15km/h 以下の速度で次の停車場まで運転することができる。この場合、旅客扱いは最寄駅までとする。

② 線路点検

ア 時雨量が 20mm 未満となった場合、工務技術センター係員が「降雨時の要注意箇所」を徒歩により点検し、異常ない場合は、試運転列車による線路点検を実施する。なお、線路点検者、行路および運転速度などは、運輸司令所長、電気司令所長と工務技術センター統括所長で打合せる。

イ 線路点検者は、停車場間ごとの線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の緩和および解除時機

ア 時雨量が 20mm 未満となり、線路点検の結果、異常ない場合は、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、45km/h 以下の速度で運転することができる。

イ 運転見合わせを実施した後、時雨量が 5mm 未満となり、以降降り続かないと予測される場合で、工務技術センター統括所長が規制区間を点検し、異常ないと認めたときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

5 線路冠水の取扱

線路冠水の基準は、枕木が雨水で隠れた時とする。

(1) 運転士は、線路冠水を認めた場合、列車を当該箇所の手前に停車させ道床を確認する。異常がない場合は、運輸司令所長の指示により 15 km/h 以下の速度で当該箇所を通過することができる。その後の運転規制については、工務技術センター統括所長と運輸司令所長が打合せ実施する。

ただし、地下区間については、地下区間外に列車を進出させた後、同区間の運転を見合わせる。

(2) 線路冠水により道床に異常を認めたとき、またはレール踏面以上に冠水したときは、運輸司令所長は当該区間の運転を見合わせる。

線路点検結果から工務技術センター統括所長が異常ないと認めたときは、運転見合わせを解除する。その後の運転規制については、工務技術センター統括所長と運輸司令所長が打合せ実施する。

(3) 線路点検結果から工務技術センター統括所長が異常ないと認めたときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制および運転見合わせを解除する。

6 河川水位上昇に伴う取扱

工務技術センター統括所長は、降雨の激しい場合または長雨等により河川が増水する恐れのあるときは、「地震・気象情報監視システム」または当該河川の点検により河川の水位を把握し、その状況を運輸司令所長に報告する。

(1) 河川水位の計測値による取扱

① 河川水位が桁下 1.0m に達したとき

運輸司令所長は、当該橋梁を通過する列車に対し 45 km/h 以下の注意運転を指令する。

② 河川水位が桁下 0.5m に達したとき

運輸司令所長は、当該区間の運転見合わせを指令する。ただし、当該区間を運転中の列車においては当該橋梁の安全を確認し 25km/h 以下の速度で通過することができる。

③ 河川水位が桁下 0 m に達したとき

運輸司令所長は、当該区間の運転見合わせを指令する。当該区間を運転中で橋梁を通過していない列車に対して緊急停止を指令する。

(2) 河川水位計設置箇所および運転規制区間

① 金目川橋梁

運転規制区間：当該橋梁

② 第 2 四十八瀬川橋梁・第 3 川音川橋梁

運転規制区間：第 1 四十八瀬川橋梁～第 3 川音川橋梁間

どちらか一方の橋梁の河川水位が規定値を超えた場合、運転規制を適用する。

(3) 運転規制の解除または緩和の時機

運輸司令所長は、河川水位が規定値以下となった場合、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、当該河川の点検結果により「運転規制の解除または緩和を指令する。

## 強風に対する取扱

### 1 強風時の状況報告

- (1) 関係駅区所長は風速が 20m/s 以上となった場合、当該区間の所管施設の点検を行い設備状況等、必要事項を運輸司令所長に報告する。
- (2) 乗務員は列車の運転中に暴風または強風に遭遇した場合、その状況を逐次、運輸司令所長に報告する。特に運転規制の区間を運転中の場合は風速および線路の状況等を確認し異常の有無を運輸司令所長に報告する。

### 2 強風時の注意運転

- (1) 乗務員は、風速が激しい場合、立木の傾斜、架線垂下、および線路内構造物への飛来物等に注意して運転をする。
- (2) 乗務員は、風速が激しい箇所、列車の速度を変化させないように努め、急激な制動操作等の取扱いをしない。
- (3) 乗務員は、列車の運転が危険であると認めたときは、曲線、橋梁などを避け、安全な箇所に停止する。

### 3 強風に関する運転規制区間の指定

風の通り道等で、風により列車に働く空気力が大きくなると予測される区間を「酒匂川区間」「特別警戒区間」「相模川区間」として指定し、運転規制を実施する。

### 4 運転規制および点検の取扱

- (1) 運輸司令所長は、風速計の計測値を「地震・気象監視情報システム」により把握し、風速にあわせた運転規制を指令する。
- (2) 風速計ごとの運転規制・点検区間については、別に定める「風速計の運転規制・点検区間」により行う。
- (3) 運輸司令所長は、風速が規定値を超えた場合、関係駅区所長に対し当該区間の所管施設の点検強化を指令する。

### 5 風速による取扱

#### (1) 風速 20m/s 以上

一般区間：該当区間を通過する全列車に注意運転を指令する。

酒匂川区間：該当区間を通過する全列車に 15km/h 以下の速度規制を指令する。

特別警戒区間：該当区間を通過する全列車に 45km/h 以下の速度規制を指令する。

なお、伊勢原～鶴巻温泉間の速度規制区間には、強風時の安全確保のため 35km/h の速度制

限標を上下線に設置する。

相模川区間：該当区間を通過する全列車に 45km/h 以下の速度規制を指令する。

(2) 風速 25m/s 以上

一般区間：該当区間を通過する全列車に 25km/h 以下の速度規制を指令する。

酒匂川区間：該当区間の運転見合せを指令する。ただし、酒匂川区間の該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

特別警戒区間：該当区間の見合せを指令する。ただし、特別警戒区間の該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

相模川区間：該当区間を通過する全列車に 15km/h 以下の速度規制を指令する。

(3) 風速 30m/s 以上

該当区間の列車に対し運転見合せを指令する。

ただし、該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

注：一般区間とは、酒匂川区間、特別警戒区間、相模川区間以外の区間をいう。

## 6 運転規制の緩和および解除時機

(1) 運輸司令所長は、10 分間連続して風速が規定値以下となった場合、運転規制の緩和または解除を指令する。

(2) 運輸司令所長は、風速 30m/s 以上で運転見合せを実施した場合の解除、または速度規制への切換については、気象状況を勘案し判断する。なお、警戒本部が設置されている場合、運輸司令所長は、警戒本部と打合せを行う。

## 【地震災害対応計画】

### 初動対応

#### 1 救護活動

(1) 所属員は、自らの安全を確保し、相互に協力して、あらかじめ定められた担当任務に従い、旅客・従業員等の救護、避難、消火活動を的確かつ迅速に行う。

(2) 救護、避難、消火活動にあたっては、関係防災機関等との連携に努めるものとする。

(3) 死傷者があった場合、「運転事故応急処理手(死傷者の処置)」に基づき、速やかな処置を行うものとする。

#### 2 非常招集

(1) 所属長は、所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。

(2) 所属長は、請負工事業者、他事業者からの応援を必要と認めた場合、速やかに要請を行う。

(3) 所属員は、所属長の指示により出動する。ただし、就業時間外または休日に、東京 23 区、神奈川県いずれかもしくは両方において「震度 6 弱」以上の地震が発生した場合、所属長と連絡が取れない場合でも、特別の理由がある場合を除き、あらかじめ各部で定めた場所に出動するものとする。

(4) 前項に関し、出動することが困難な場合は、当社線最寄駅や会社施設等の「内線電話使用可能場所」へ出動し、内線電話を使用して所属職場より指示を受ける。ただし、所属職場からの指示が受けられない場合は、

出勤した場所の責任者の指示に従う。

### 3 所属員の安否確認

- (1) 所属長は、勤務中の所属員の安否状況を確認する。
- (2) 所属員は、自己の安否状況および出社の可否を「安否確認システム」等を利用し、所属長に報告する。

### 4 情報の収集と集約・記録

- (1) 運輸司令所長は、地震に関する情報収集と連絡通報に努める。
- (2) 電気司令所長は、電気関係の地震に関する情報収集と連絡通報に努める。
- (3) 駅区所長は、地震に関する必要な情報を運輸司令所長、電気司令所長に報告する。
- (4) 関係各部・駅区所は、地震発生より復旧完了まで、災害状況はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存するものとする。

### 5 地震動停止後における通信設備の取扱

- (1) 関係各部・駅区所は、平時に使用している通信設備の機能確認を行なう。また、状況に応じて代替通信設備の使用準備、使用する場合の打合せを行う。
- (2) 運輸司令所長、電気司令所長は、必要により通信の統制を行う。

### 6 地震動停止後における給電施設の取扱

電気司令所長は、発災直後の二次災害回避と給電施設の機能確認のため、以下のとおり取扱うことを原則とする。

#### (1) 受給電システムの把握

電気司令所長および電気システム管理所長は、東京電力からの受電状況および各変電所の受・配電状況の把握に努めるとともに、受電停止の変電所への給電開始見込について、情報収集を行う。

- (2) 電気司令所長は、電気システム管理所長と協議のうえ、健全変電所からの給電確保に努める。

## 運転取扱および点検取扱

### 1 列車の停止手配

- (1) 運輸司令所長は、地震計の計測値を「地震・気象情報監視システム」により把握し、40ガル以上を計測した場合、全線の列車に対し緊急停止を指令し、全列車の位置を把握する。
- (2) 乗務員は、運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した場合は、直ちに列車を停止させる。ただし、築堤、切取り、トンネル、橋梁あるいは陸橋下のような場所を避け、安全と思われる場所に停止し、運輸司令所長に報告して、その後の指示を受ける。
- (3) 駅長は、強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した時は、列車の出発を見合わせるのと同時に、運輸司令所長に報告し指示を受ける。

### 2 津波情報の取扱

(略)

### 3 列車無線の取扱

(略)

### 4 地震計の取扱

- (1) 地震計は、40 ガル以上の場合における全列車緊急停止、運転規制、点検区間設定等に用いる。
- (2) 運輸司令所長は、地震動停止後、地震計の計測値を関係駅区所長に通報する。

### 5 運転規制および点検の取扱

運輸司令所長は、地震計の計測値による区分に従い、運転規制および点検を指令する。なお、運転規制および点検の区間は、隣接する地震計設置地区の駅までとする。

ただし、区間の重なる場合は計測値の高い方に従い、駅構内の取扱いは、その地区に設置された地震計の計測値によるものとする。

### 6 施設の点検

- (1) 運輸司令所長は、40 ガル以上を計測した場合、関係駅区所長に所管施設の点検を指令する。
- (2) 関係駅区所長は、各施設の点検結果を運輸司令所長に報告する。

### 7 地震計の計測値ごとの取扱

#### (1) 40 ガル～79 ガルの区間

- ① 運輸司令所長は、地震動停止後、運転士に対し 25km/h 以下の注意運転を指令する。
- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長に線路点検を指令する。
- ③ 運転士は、25km/h 以下の注意運転で次の停車場まで運転し、その間の線路等の状態を運輸司令所長に報告する。
- ④ 運輸司令所長は、25 km/h 以下の注意運転により異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。
- ⑤ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長は、線路点検結果および列車の運転規制に関して必要の有無を運輸司令所長に報告する。

#### (2) 80 ガル～99 ガルの区間

- ① 運輸司令所長は、地震動停止後、運転士に対し 15 km/h 以下の注意運転を指令する。
- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長に線路点検を指令する。
- ③ 運転士は、15km/h 以下の注意運転で次の停車場まで運転し、その間の線路等の状態を運輸司令所長に報告する。
- ④ 運輸司令所長は、15km/h 以下の注意運転により異常を認めない停車場間毎に 25km/h 以下の注意運転を指令する。
- ⑤ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長は、線路点検結果を運輸司令所長に報告する。
- ⑥ 運輸司令所長は、線路点検により異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。

#### (3) 100 ガル以上の区間

- ① 運輸司令所長は、駅間に停止した列車の乗務員に対して、旅客を駅または踏切等より線路外まで誘導

することを指令する。ただし、乗務員は運輸司令所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の誘導を行う。

- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長に線路点検を指令する。なお、営業運転中の線路点検は徒歩点検を原則とする。

ただし、工務技術センター統括所長の判断により、線路閉鎖・トロリー使用等の必要手続きを行なった後に、軌道兼用自動車、ATカート等による点検を実施することができる。

- ③ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長は、点検結果を運輸司令所長に報告する。

- ④ 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長による線路点検終了後、150 ガル以上の区間に対し試運転列車による安全確認を指令する。

ただし、100 ガル～149 ガルの区間においても地震発生時までの天候状態を考慮して、必要により試運転列車による安全確認を行う場合がある。

- ⑤ 運輸司令所長は、安全確認終了後、異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。

## 復旧対応

### 1 鉄道対策検討チームの設置

- (1) 総合対策本部が設置された場合、危機管理規則に基づき、総合対策本部内に鉄道対策検討チームを設置する。

- (2) 鉄道対策検討チーム設置に係る緊急連絡

- ① 鉄道対策検討チームを設置する場合の関係部署への連絡ルートは、「鉄道対策検討チーム設置連絡ルート」による。

- ② 鉄道対策検討チーム設置後の情報伝達は、「総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路」による。

### 2 復旧区間の考え方

継続、復旧する区間については、原則として新宿～本厚木間を優先して決定する。なお、継続、復旧区間を決定する際は、被害状況や検車区もしくは車両所を含む区間「運転再開優先区間の選定について」等も勘案する。

### 3 駅滞留者等への対応

駅滞留者の対応は原則以下のとおり行なう

- (1) 改札内への立ち入りは抑止する。
- (2) 最寄の広域避難場所、避難施設を案内する。
- (3) 自治体が一時滞在施設を開設した場合、その施設を案内する。
- (4) 状況に応じて所属長の指示により、備蓄品の配布をする。

## 東海地震に係る地震防災計画

### 計画の目的と位置づけ

#### 1 計画の目的

この東海地震に係る地震防災計画(以下「防災計画」という。)は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年

法律第73号)第7条の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の鉄道事業における地震防災に関する事項について、特別の措置を定めることにより地震防災対策の強化を図り、旅客および従業員の安全確保を図ることを目的とする。

## 2 計画の適用範囲

- (1) この防災計画は、東海地震注意情報(以下「注意情報」という)が発表された時点から行うべき事項および東海地震警戒宣言(以下「警戒宣言」という)が発せられた場合の地震防災体制、旅客の避難誘導、救助、被害の軽減対策、列車の運転計画(以下「応急対策」という)および教育・訓練に関する基本的事項を定めたものである。
- (2) 応急対策の実施に当たっては、関係機関と連携をとり、具体的実施事項を作成する。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の社内体制は、この防災計画のほか、危機管理規則の定めるところによる。
- (4) 発災後は、危機管理規則および鉄道防災計画【地震災害編】(以下「地震災害編」という)の第3部(地震災害対応計画)に定めるところによる。

### 警戒宣言が発せられた場合の強化地域内の列車の運転計画

#### 1 警戒宣言が発せられた場合の列車運転

- (1) 運輸司令所長は、警戒宣言が発せられたときは、次の区間の列車の運転を中止する。

- ① 小田原線 相武台前から小田原間
- ② 江ノ島線 藤沢から片瀬江ノ島間

- (2) 駅間走行中の列車の取扱

駅間走行中の列車の乗務員は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、停車場、停留場に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられたことを告げるとともに、避難場所への避難方を案内し旅客を降車させる。以後の車両の避難留置については、運輸司令所長の指示による。

- (3) 箱根登山線に進入した列車の乗務員は、箱根登山鉄道(株)の地震防災対策による。

- (4) 運輸司令所長は、小田急線と御殿場線の直通運転を中止する。

#### 2 車両の避難留置

- (1) 運輸司令所長は、車両の避難留置について原則として最寄りの車両基地に収容するが、この取扱いによることのできない事態が発生したときは、次の駅に留置するように努める。

- ① 本厚木 2番線および3番線
- ② 伊勢原 2番線および3番線
- ③ 秦野 2番線および3番線
- ④ 新松田 2番線および3番線
- ⑤ 小田原 1～7番線

- (2) 第1節および前項各号の取扱いにより停止した列車の乗務員は、所長に報告するとともに、列車の電源をしゃ断し、転動防止を完全に行う。

### 3 警戒宣言発令後の運転速度

運輸指令所長は、警戒宣言発令後、第1節第1、2項および前節第1項により運転するときの速度は、原則として25km/h以下の速度で注意運転を指令する。

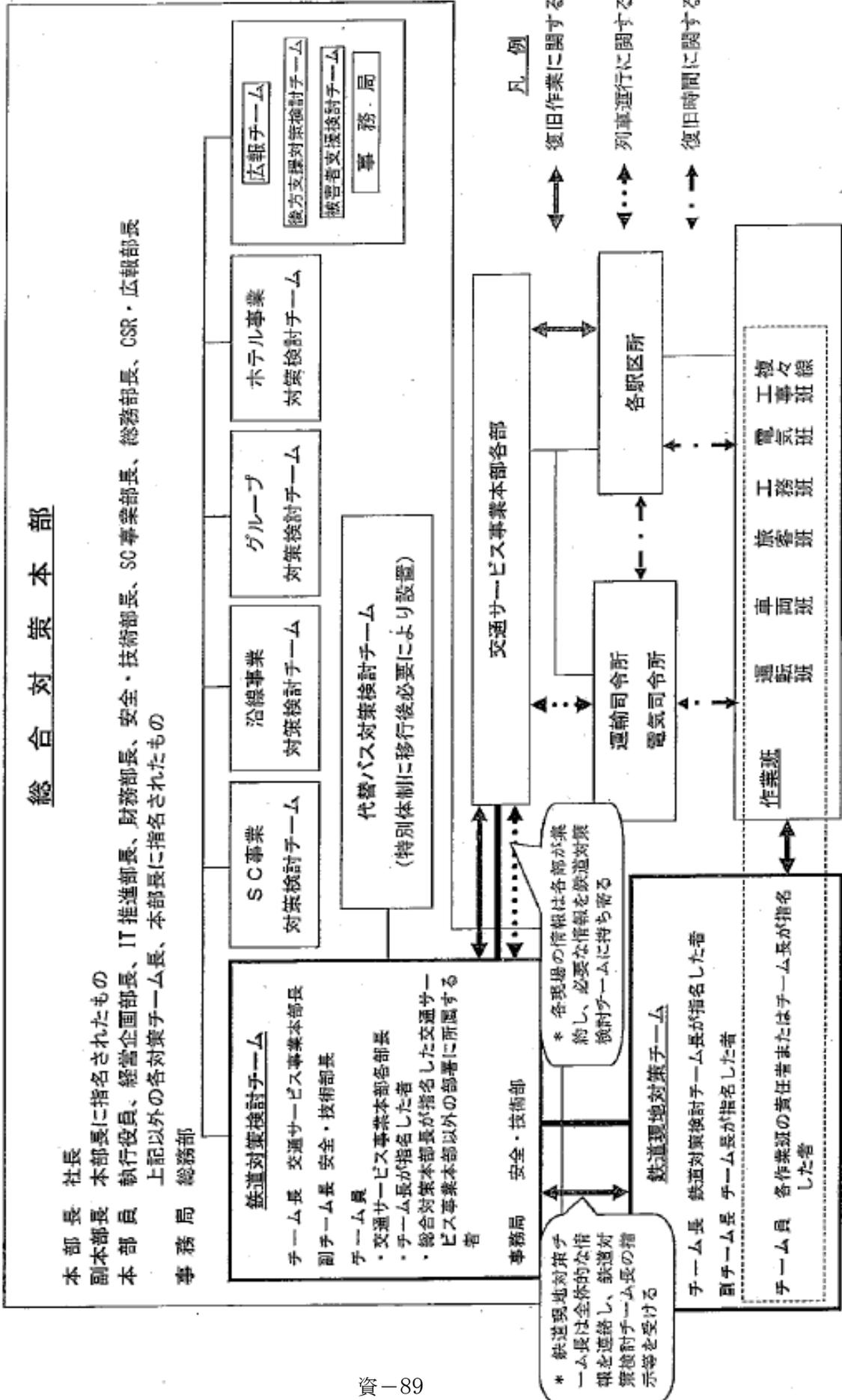
### 4 警戒宣言発令後の配電線、電車線の取扱い

電気指令所長は、警戒宣言発令後、列車の避難留置等所定の処置が終わった後、電車への給電を中止する。

### 5 警戒宣言の解除が発せられた場合の列車運転

- (1) 警戒宣言の解除が発せられたときの列車の運転は、関係駅区所長に対して施設および車両の機能確認を指示する。
- (2) 関係駅区所は、施設および車両の機能確認結果を運輸指令所長に報告する。
- (3) 運輸指令所長は、施設および車両の機能確認結果を鉄道対策検討チーム長に報告し、運転再開の指示を受け、関係駅区所長に対して運転再開の指令を行う。

総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路



## 秦野市災害廃棄物等処理計画（平成30年3月改定）概要版

### 第1章 計画の改定にあたって

#### 第1節 計画改定の目的

わが国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、地震、台風などによる災害が発生しやすく、特に、地震については、世界全体の約1割がわが国とその周辺で発生しているとされており、災害に対する備えは必須となっています。

国は、平成7年の阪神・淡路大震災を受け、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」を策定し、その後、平成23年に発生した東日本大震災の経験や知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定しました。

この指針は、災害廃棄物の処理にあたって、住民の健康や安全・安心な生活を確保するためには、衛生的な生活環境の保持に資する迅速で計画的な対応が不可欠であるという2つの大震災における教訓から、災害廃棄物の処理のための実用的な技術情報を盛り込み、被災した自治体だけでなく、支援する自治体等にとっても実用的なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」及び「秦野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」に基づき、災害への平時の備えの明確化及び発生後の適正かつ円滑な対応による早期の復旧・復興を図るため、平成11年6月に策定した秦野市災害廃棄物等処理計画（以下「本計画」という。）を改定します。

なお、本計画は地域防災計画で想定している地震のうち、発生の切迫性があり、本市に及ぼす災害廃棄物の発生量が最も多いと想定される「都心南部直下地震」を当面の目標とし、被害想定等の見直しを行います。

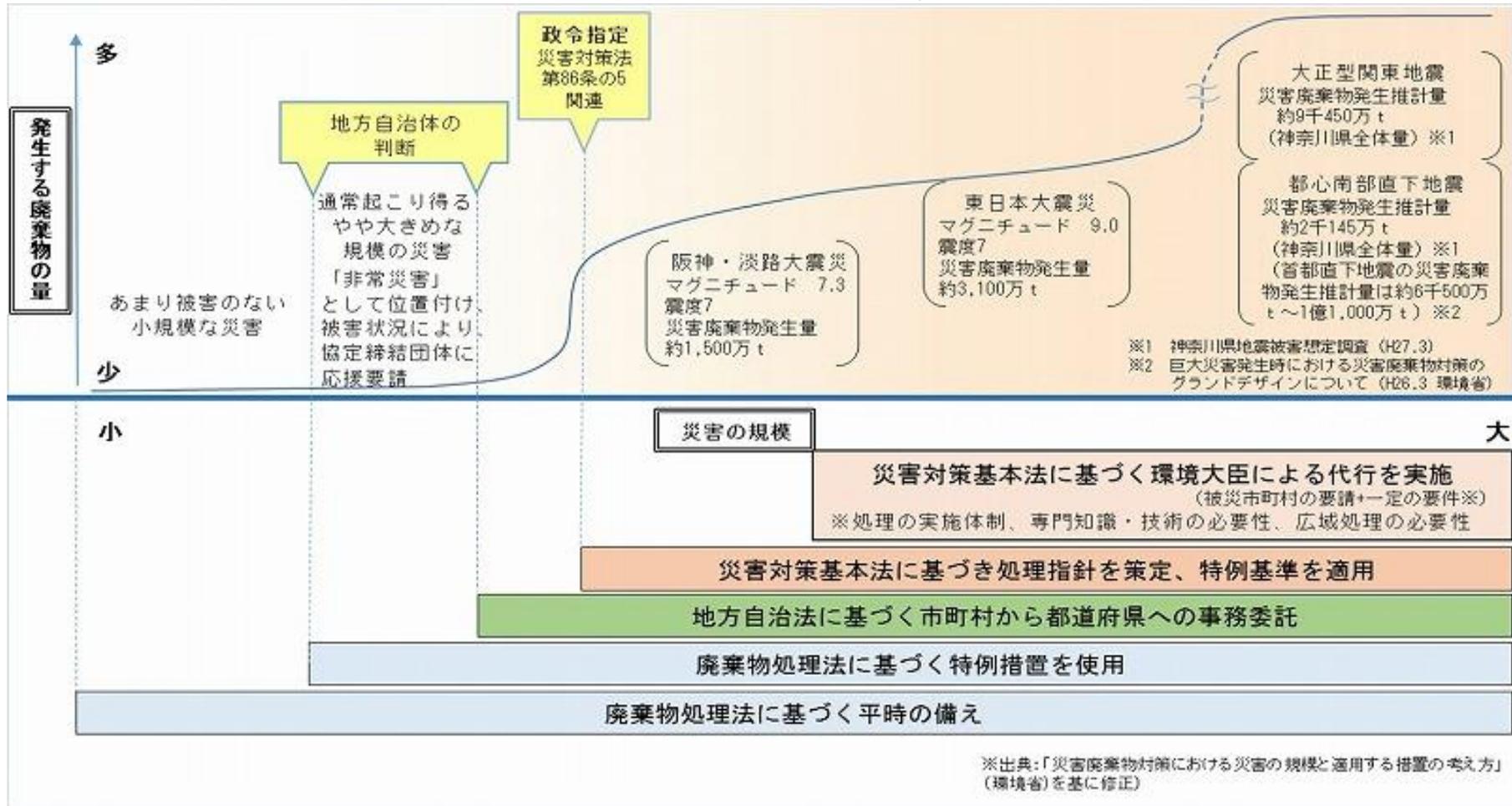
#### 第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の基本方針に基づき改定するものです。

なお、改定にあたっては、災害廃棄物対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画を踏まえ、地域防災計画、秦野市ごみ処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の関連計画との整合を図ります。

### 第3節 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置

災害の規模と適用する措置



本計画は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に対する平時の備えから、発生後の初動対応、応急対応、災害復旧・復興の体制を整備します。また、災害廃棄物の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用するとともに、図のとおり、災害の規模により、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を進めます。

## 第2章 基本的事項

### 第1節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿とします。

#### 対象廃棄物の種類

	種類	内容
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	粗大ごみ	家具、布団類、マットレス、じゅうたんなど
	腐敗性廃棄物	冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	自動車、自動二輪車、原付自転車で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物など
	適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、廃タイヤ、バッテリー等の市で処理が困難なもの
被災者や避難生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	避難所等の仮設トイレからのくみ取りし尿

## 第2節 対象とする災害とその被害の概要

### 1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び大雨や台風等の多量の降雨による洪水、浸水、山崩れ等の風水害、その他自然災害とします。

また、災害廃棄物等の推計にあたっては、地域防災計画で想定する、次の災害を対象とします。

#### (1) 短・中期的目標（10か年以内）

神奈川県地震被害想定調査で想定されている地震のうち、発生の切迫性があり、特に本市における被害が懸念される都心南部直下地震、神奈川県西部地震及び東海地震を対象とし、災害廃棄物等の発生量の推計については、3つの想定地震のうち災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震の発生量を算出します。

#### (2) 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来本市に多大な被害が想定される大正型関東地震を対象とします。

なお、災害廃棄物等の発生量の推計結果から、必要とされる処理能力、仮置場面積、仮設トイレ基数等については、将来的にその確保ができるよう体制整備に努めます。

想定地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率
都心南部直下地震	7.3	南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%
神奈川県西部地震	6.7	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
東海地震	8.0	(南海トラフ地震は30年以内70~80%)
大正型関東地震	8.2	30年以内ほぼ0%~5% (200年~400年の発生間隔)

※ モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」から引用

## 2 被害の概要

### (1) 想定条件

神奈川県地震被害想定調査では、冬の午前5時、夏の正午、冬の午後6時を想定していますが、本計画では、おおむね全ての項目で被害が最大となる次の条件での結果を示します。

想定条件

項目	内容
季節	冬
日	平日
発生時刻	午後6時
風向	北西
風速	1.5m/s

### (2) 被害想定

神奈川県地震被害想定調査による本市の被害想定は次のとおりです。

市内における被害想定

		都心南部直下地震	神奈川県西部地震	東海地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード		7.3	6.7	8.0	8.2
予想震度		震度5弱～6強	震度4～6弱	震度4～5強	震度6弱～7
建物被害	全壊棟数(棟)	300	20	10未満	18,220
	半壊棟数(棟)	2,840	500	160	10,940
火災被害	出火件数(件)	10未満	0	0	80
	焼失棟数(棟)	30	0	0	6,290
死傷者数	死者数(人)	20	10未満	10未満	910
	重症者数(人)	30	10未満	10未満	490
	中等症者数(人)	260	70	40	3,200
	軽症者数(人)	410	110	60	3,360
避難者数	1日目～3日目(人)	5,090	790	250	106,620
	1か月後(人)	5,090	790	250	86,510
帰宅困難者数	直後(人)	6,570	6,570	6,570	6,570
災害廃棄物(万トン)		14	2	1	395

※ 「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」の数値を引用

### 第3節 発生ごみ量の推計

#### 1 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物の発生量、一般廃棄物処理施設での処理可能量などを把握する必要があります。

災害発生後は速やかに被害状況を把握し、災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、一般廃棄物処理施設等の被害状況を踏まえ、処理可能量を推計します。

なお、「短・中期的目標」のうち、災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震と「長期的目標」の大正型関東地震について発生量を算出します。

災害廃棄物の発生原単位（単位：t／棟）

全壊	半壊	焼失 (木造)	焼失 (非木造)
161	32	107	136

災害廃棄物の推計発生量（単位：t）

想定地震	全壊	半壊	焼失 (木造)	焼失 (非木造)	合計
都心南部直下地震	48,300	90,880	2,461	952	142,593
大正型関東地震	2,933,420	350,080	522,267	191,624	3,997,391

#### 2 避難所ごみの発生量の推計

災害時の避難所ごみ発生量は次の方法により推計します。

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難所ごみ発生原単位} \times \text{避難者数}$$

避難所ごみの推計発生量

想定地震	発生原単位	避難者数	避難所ごみ発生量
都心南部直下地震	706.4g／人・日	5,090人	3.6t
大正型関東地震		106,620人	75.3t

※ 発生原単位は、平成27年度家庭ごみ原単位を使用

### 3 し尿収集必要量の推計

災害時のし尿収集必要量及び仮設トイレの必要人数は、次の方法により推計します。

$$(\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③一人1日平均排出量} = \text{し尿収集必要量}$$

し尿収集必要量の推計

項目	都心南部直下地震	大正型関東地震
避難者数	5,090 人	106,620 人
水洗化人口※		161,081 人
総人口※		166,093 人
上水道支障率	1.7%	84.2%
断水による仮設トイレ必要人数	1,328 人	24,283 人
非水洗化区域し尿収集人口	990 人	366 人
汲取人口※		1,021 人
一人1日平均排出量		1.7ℓ
都心南部直下地震	(5,090 人+1,328 人+990 人) × 1.7ℓ = 12,594ℓ	
大正型関東地震	(106,620 人+24,283+366 人) × 1.7ℓ = 223,158ℓ	

※ 平成29年4月1日現在

※ 避難所ごみ及びし尿収集必要量は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-2に基づき推計

し尿希釈投入施設

処理能力	80,000ℓ/日
放流先	金目川

短・中期的目標である都心南部直下地震で想定されるし尿収集必要量は、し尿希釈投入施設の処理能力の範囲内となっています。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後、協定締結団体と連携し、体制整備に努めます。

## 第4節 仮置場

### 1 仮置場の種類

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再生利用を図るため、災害発生後、速やかに仮置場を設置します。

仮置場は、次の用途に分けて設定します。

仮置場の種類	用途
一次仮置場	家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積し、分別保管する置場。
二次仮置場	災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

### 2 仮置場の必要面積の推計

#### (1) 仮置場必要面積の推計方法

災害廃棄物等の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を、次の方法により推計します。

$$\text{①集積量} \div \text{②見かけ比重} \div \text{③積み上げ高さ} \times \text{④} (1 + \text{作業スペース割合}) \\ = \text{仮置場必要面積}$$

① 集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量

【処理量】

災害廃棄物の発生量  $\div$  処理期間

<処理期間> 3年

② 見かけ比重：可燃ごみ 0.4 (t/m<sup>3</sup>)、不燃ごみ 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

③ 積み上げ高さ：5m 以下が望ましい

④ 作業スペース割合：1

(2) 仮置場の必要面積

【都心南部直下地震】

項目	可燃 ごみ	不燃 ごみ	コンクリー トがら	金属 くず	柱角材	合計
発生量(t)	11,137	40,760	82,208	4,312	4,176	142,593
年間処理量(t)	3,712	13,586	27,402	1,437	1,392	47,529
集積量(t)①	7,425	27,174	54,806	2,875	2,784	95,064
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )②	0.4	1.1	1.1	1.1	0.4	—
①÷②(m <sup>3</sup> )	18,563	24,703	49,823	2,613	6,960	102,662
必要面積(m <sup>2</sup> ) ※ (①÷②) の合計÷積み上げ高さ(5m)× (1+作業スペース 1)						41,064

【大正型関東地震】

項目	可燃 ごみ	不燃 ごみ	コンクリー トがら	金属 くず	柱角材	合計
発生量(t)	263,392	1,297,178	2,211,253	127,062	98,506	3,997,391
年間処理量(t)	87,797	432,392	737,084	42,354	32,835	1,332,462
集積量(t)①	175,595	864,786	1,474,169	84,708	65,671	2,664,929
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )②	0.4	1.1	1.1	1.1	0.4	—
①÷②(m <sup>3</sup> )	438,987	786,169	1,340,153	77,007	164,177	2,806,493
必要面積(m <sup>2</sup> ) ※ (①÷②) の合計÷積み上げ高さ(5m)× (1+作業スペース 1)						1,122,597

※ 仮置場の必要面積は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-4 に基づき推計

### 第3章 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

#### 1 計画的な処理

大規模災害が発生した場合は、神奈川県災害廃棄物処理計画に合わせ発災から3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

#### 2 生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

#### 3 衛生管理

生活ごみ、し尿、腐敗性廃棄物等の回収を優先し、避難所等の衛生管理の徹底を図ります。

#### 4 リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

#### 5 関係機関との連携

国、県、他の自治体、民間事業者団体等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

## 第4章 平時の備え

### 第1節 協力・支援体制

災害が発生した場合、その状況により、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するために、協定を締結している自治体との相互援助や民間事業者団体に応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

災害廃棄物等に関する協定一覧

協定名	協定締結者	締結日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 ※	平成11年4月1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	一般社団法人神奈川県建設業協会	平成11年4月1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	平成11年4月1日
災害時における仮設トイレ業務に関する協定書	秦野市環境保全協同組合	平成26年9月1日
災害時におけるし尿の処理業務に関する協定書	有限会社川口清掃社、有限会社秦野サービス社、有限会社秦野新栄社	平成26年9月1日
神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成28年12月20日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	秦野市伊勢原市環境事業協同組合、はだのエコタウン創生協同組合、秦野3R推進事業協同組合、かながわクリーン環境協同組合	平成30年3月1日

※ 平成29年4月1日から「公益社団法人神奈川県産業資源循環協会」に名称変更

## 第2節 仮置場候補地の選定

空き地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ選定します。

### 仮置場一覧

一 次 仮 置 場			
No.	名称	所在地	敷地面積 (㎡)
1	寺山スポーツ広場	秦野市寺山 130	4,579
2	田原ふるさと公園中丸広場	秦野市東田原 999	6,668
3	おおね公園	秦野市鶴巻 940	2,300
4	大根川ポンプ場	秦野市鶴巻 391	380
5	鶴巻排水機場	秦野市鶴巻 355-3	600
合計			14,527

※ (仮称)羽根スポーツ広場(23,000㎡)は、令和4年度末まで民間事業者に貸付のため、令和5年度から位置付け予定

※ おおね公園は、スケーティング場及びゲートボール場の面積

二 次 仮 置 場		
名称	所在地	敷地面積 (㎡)
栃窪一般廃棄物最終処分場跡地	秦野市栃窪 589 番地外	25,379

被害の状況により国有地及び県有地の仮置場としての利用について、国、県と調整していきます。

### 第3節 仮設トイレ等の確保

第2章第3節で推計した「し尿収集必要量」の結果により、次のとおり仮設トイレの必要基数を算出します。

仮設トイレ必要基数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安（78.4人／基）

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレ容量／し尿一人1日平均排出量／収集頻度

仮設トイレの平均容量：400ℓ

し尿の一人1日平均排出量：1.7ℓ

収集頻度：3日に1回の収集

#### 仮設トイレ必要基数

想定地震	仮設トイレ等必要基数
都心南部直下地震	82基
大正型関東地震	1,670基

本市が所有する仮設トイレと各第1次避難所に備蓄している埋設型トイレ及びマンホールトイレにより、短・中期的目標である都心南部直下地震で想定される仮設トイレ等の必要基数は確保できている状況にあります。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後も仮設トイレ等の確保に努めます。

## 第4節 最終処分

災害発生時に迅速な復旧・復興を行うためには、災害廃棄物等の安定処理に向け、平時から万全の最終処分体制を構築する必要があります。

そうした中で、本市の最終処分は、本市及び伊勢原市から排出されるごみの中間処理以降を担う、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が主管となって実施しています。

可燃ごみの焼却処理により発生する焼却灰等は、二市組合が管理運営を行う栗原一般廃棄物最終処分場で埋立処分されるとともに、その一部は圏外の民間施設へ搬出して資源化処理しています。

また、不燃物の中間処理により発生する不燃物残渣は、圏外の民間施設へ搬出して資源化処理及び埋立処分しています。

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間が終了する令和6年度以降は、「秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画」において、全量を圏外の民間施設で資源化処理及び埋立処分することとしています。

災害発生時もこのような平時の最終処分体制に従い、災害廃棄物等の中間処理によって生じる残渣を適正に処理処分します。

なお、二市組合では、栗原一般廃棄物最終処分場や民間施設への搬出が困難となる場合を想定し、地域や処理方法が異なる複数の受入先を確保するなど、大規模災害等に備えた未然のリスク回避に努めています。

## 第5章 災害対応

災害発生後の時期を次のとおりに区分し、時期区分において必要とされる事項を優先して早期の復旧・復興に努めます。

### 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※ 出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

※ 時間の目安は災害の規模や種類によって異なる

### 第1節 初動対応

#### 1 災害廃棄物対策に関する体制の整備

本計画の本編第2章第5節「1 組織体制」で定めた組織体制及び「2 分担業務」の分担による体制を整備して、初動対応にあたります。

## 2 被害情報の収集・連絡

災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行うため、災害対策本部と連携し、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量などについて情報収集を行います。

### (1) 被害状況

- ア ライフラインの被害状況
- イ 避難箇所と避難者数及び仮設トイレ必要数
- ウ 自区内の一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- エ 有害廃棄物の状況

### (2) 収集運搬体制に関する情報

- ア 道路情報
- イ 収集運搬車両の状況

### (3) 災害廃棄物の発生量を推計するための情報

- ア 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
- イ 水害に伴う浸水範囲

## 3 し尿処理業務

### (1) 仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理

収集した被害情報から、避難箇所及び仮設トイレの必要数を推計します。仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理については、「災害時における仮設トイレ業務に関する協定書」及び「災害時におけるし尿の処理業務に関する協定書」に基づき、当該協定を締結している事業者が行います。

### (2) 支援要請

仮設トイレが不足する場合やし尿の収集が困難な場合は、他の協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体に支援を受け、仮設トイレの確保及びし尿収集体制を構築します。

## 4 生活ごみ処理業務

### (1) 生活ごみの収集・処理

収集した被害情報から、避難箇所及び避難者数を把握し、避難所ごみの発生量を推計します。

収集運搬車両については、原則、市の直営車両及び収集運搬委託事業者の車両により収集運搬を行います。

収集運搬ルートについては、災害時には、道路上に散乱した災害廃棄物により、通常の収集運搬ルートを使用することが困難であることが想定されることから、道路等の被害状況を速やかに把握するとともに、地域防災計画で定めた障害物の除去計画及び緊急輸送計画に基づき、収集運搬ルートを検討します。

### (2) 支援要請

収集運搬車両及び人員が不足する場合には、締結している協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体からの支援を受け、収集運搬車両及び人員を確保します。

## 第2節 応急対応

### 災害廃棄物処理業務

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

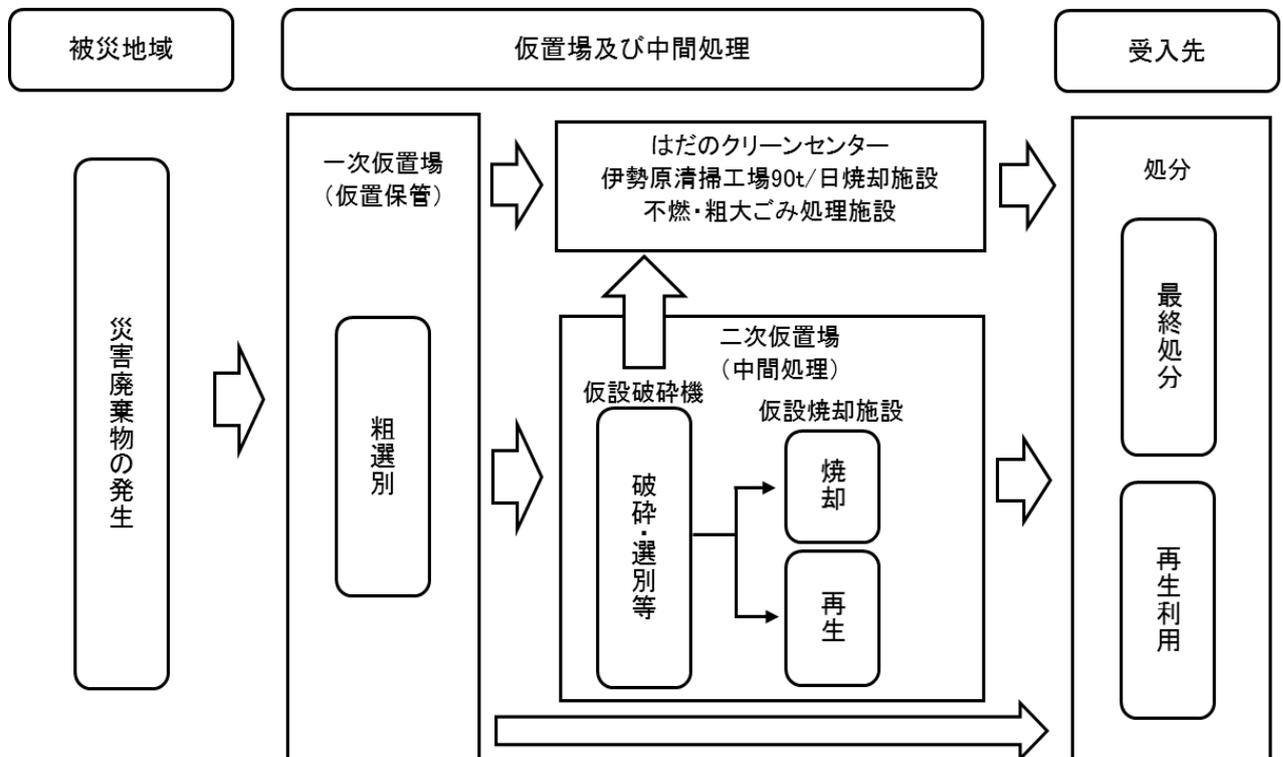
災害発生後、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、本計画をもとに、被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を作成します。

災害発生直後は、災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

(2) 災害廃棄物の処理の流れ

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図5のとおりです。災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行った後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用します。可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

災害廃棄物処理の流れ



※ 参考：神奈川県災害廃棄物処理計画を基に作成

(3) 県への事務委託

被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、本市単独での処理体制では対応できない場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等に関する事務の一部を県へ委託します。

(4) 発生量等の推計

収集した被害情報から、第2章第3節「発生ごみ量の推計」の計算式により、発生する災害廃棄物等の量を推計します。

(5) 収集運搬

本市が所有するごみ収集運搬車両及び本市が委託する事業者が所有するし尿収集運搬車両は次のとおりです。

災害廃棄物の収集運搬体制は、原則として、本市及び収集運搬委託事業者で実施しますが、第2章第3節で推計した災害廃棄物等が発生した場合は、災害規模が大きく、必要な人員、車両が不足することから、図「災害の規模と適用する措置」のとおり、災害規模に応じた協定締結団体への支援要請や県を通じた広域的な支援要請を行うことにより、収集運搬体制を構築します。

ごみ収集車

車種	積載量 (t)	数量 (台)	総積載量 (t)
機械車	2	14	28
深ダンプ車	2	1	2
アームロール車	2	1	2
合計	—	16	32

し尿収集車

車種	積載量 (ℓ)	数量 (台)	総積載量 (ℓ)
バキューム車	7,200	1	7,200
	3,700	3	11,100
	3,000	3	9,000
	1,800	5	9,000
合計	—	12	36,300

(6) 一般廃棄物処理施設

本市から排出される可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設において焼却処理しています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で選別や破碎等の中間処理を行った後、可燃性のものは焼却処理しています。

このうち、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設は、老朽化が進んでいることから、令和7年度末までに、稼働を停止させる予定となっており、稼働停止後の焼却処理は、はだのクリーンセンター1施設体制で行います。

(7) 処理能力

市内処理施設の処理能力

種類	施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	本市割合	本市分年間処理能力
可燃ごみ	はだのクリーンセンター	200t/日	280日	56,000t	60%	33,600t
	伊勢原清掃工場90t/日焼却施設	90t/日	280日	25,200t		15,120t
不燃ごみ	不燃・粗大ごみ処理施設	30t/日	220日	6,600t		3,960t
し尿汚泥 浄化槽汚泥	し尿希釈投入施設	80kℓ/日	365日	29,200kℓ	100%	29,200kℓ

イ 仮置場の運営・管理

仮置場には、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置し、一次仮置場では、搬入された災害廃棄物を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「その他」に粗選別します。二次仮置場では、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行います。

また、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス又は飛散防止ネットの設置、火災予防のための消火器及び防火水槽を設置します。

## 5 物資・復旧資機材



2021.3.1 現在	単位	本町小	本町中	未広小	南小	南中	総合体育館	新が丘	有が丘	東小	東中	北小	北中	大根小	大根中	広小	鶴巻小	鶴巻中	西小	西中	堀川小	沢沢小	沢沢中	上小	合計	
野球場	本	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	0	6000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	69100	
発泡スチロールどんぶり	枚	800	800	1000	1600	1000	800	1000	1000	800	2000	800	800	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	23400	
かまど	台	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2	5	2	0	1	2	47	
サランラップ	本	20	20	20	0	20	40	20	20	0	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	450	
ガスコンロ	台	0	0	0	5	0	0	1	0	0	5	2	0	2	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0	24	
簡易ガスコンロ	台	8	8	8	6	8	10	8	8	8	16	8	16	8	16	8	11	8	8	8	8	8	8	8	203	
ガスボンベ	本	16	8	16	9	9	15	12	9	12	12	22	9	12	25	9	12	10	9	15	15	8	10	15	289	
焼炭用コンロ	台	0	2	2	4	2	1	2	0	0	2	0	2	2	0	2	0	0	1	2	2	2	2	1	31	
焼炭※有・無のみ確認	有・無	無	有	有	無	有	有	有	無	無	有	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	有	有	有	0	
薪※有・無のみ確認	有・無	有	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	0	
火はきみ	本	100	100	80	0	100	1	100	100	100	100	100	100	100	100	40	100	100	100	100	100	100	90	100	100	2011
なべ	個	3	2	2	2	2	3	2	0	2	1	2	0	2	0	2	2	2	1	4	2	2	2	2	49	
ビシヤク	本	2	2	2	4	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	4	2	2	2	48	
やかん	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	69	
救助道具セット	セット	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25	
工具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	
Xジャッキ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
油圧ジャッキ	台	4	4	5	4	4	1	4	4	2	2	2	2	4	4	4	4	4	2	3	2	2	2	2	71	
チェーンブロック	台	0	4	1	2	4	2	2	0	0	2	0	2	2	0	2	2	2	0	0	2	2	2	2	35	
トラロープ	本	15	15	10	10	10	2	10	10	10	10	10	10	10	12	10	10	10	10	10	10	10	7	10	7	228
角スコップ	本	20	19	21	20	20	10	20	14	21	20	24	20	20	20	20	20	22	20	18	20	20	20	20	10	439
利先スコップ	本	25	35	13	34	35	9	35	30	0	32	14	35	35	20	36	36	36	10	18	36	36	36	33	10	610
掛矢	本	2	28	21	0	36	1	24	21	5	24	5	24	24	7	24	4	0	5	24	24	24	24	24	5	355
ハンマー	本	10	33	31	0	34	2	24	24	10	24	12	42	24	18	24	48	23	12	24	48	24	20	6	517	
ツルハシ	本	20	66	40	0	66	10	36	30	0	36	8	36	36	19	36	36	18	18	36	35	40	36	5	663	
大ノコギリ	本	10	10	10	10	11	8	0	0	10	10	7	10	0	10	0	10	0	10	10	11	10	10	0	167	
ノコギリ(75cm)	本	8	12	11	11	12	14	12	4	0	12	0	12	0	12	6	0	12	0	5	12	11	6	11	6	187
ノコギリ(35cm)	本	2	10	11	12	12	9	12	13	0	12	0	12	12	8	12	11	0	0	12	6	12	12	9	204	
鋸	本	1	12	12	12	12	1	12	10	0	12	0	12	12	0	12	7	0	6	10	12	12	12	13	192	
なた	本	5	5	4	10	5	6	5	4	5	5	12	5	5	4	0	4	5	5	5	3	0	5	5	112	
なたのこ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	3	7	0	10	10	10	10	0	7	10	0	169	
鎌	本	15	13	24	3	13	2	19	14	15	18	15	20	24	5	13	24	15	10	24	13	24	12	23	363	
しの	本	1	2	0	0	2	1	0	0	0	5	0	1	0	0	2	0	0	1	0	2	0	2	1	20	
十徳	本	100	100	100	100	100	10	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	10	2120	
ペンチ	本	10	30	35	30	36	7	36	35	12	35	6	30	36	12	36	36	0	15	36	36	36	36	35	619	
ボルトクリッパー	本	10	11	12	12	12	3	12	12	5	12	10	12	12	12	12	12	8	6	12	12	12	11	11	294	
ウォーターバルン	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	24	
ポリタンク	個	20	20	20	14	20	15	15	20	20	21	20	20	20	39	5	15	20	20	20	5	19	20	10	418	
ビニールダンク	個	58	80	80	36	50	10	62	60	60	60	50	60	60	56	59	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1291
給水袋(セイチクリップス)	枚	400	400	400	0	400	800	800	400	400	1600	400	400	400	400	400	400	400	400	400	850	400	400	400	11250	
バケツ	個	20	20	20	20	19	0	20	20	25	20	20	24	20	24	20	0	15	20	25	37	20	20	20	453	
ヘルメット	個	110	80	100	56	60	16	16	52	154	60	50	50	42	10	50	49	50	50	50	110	44	55	38	1347	
軍手	双	88	120	72	84	140	150	26	100	144	86	200	150	158	94	182	103	103	200	100	120	200	112	100	2829	
防護ゴーグル	個	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	6	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	93	
防護マスク	個	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	91	
雨合羽	枚	40	15	72	67	20	0	50	42	0	61	20	45	58	20	35	17	40	15	27	30	79	15	15	783	
ゴム手袋(厚手)	双	100	100	100	90	100	98	98	0	100	100	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2206
ゴム長靴	足	0	0	0	46	15	10	10	7	0	40	20	50	0	0	0	34	0	15	72	30	58	15	62	484	
背負子	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	46	
兼食用テント	張	3	3	2	3	4	0	3	3	2	3	2	3	3	2	2	2	2	1	3	2	2	2	1	53	
ブルーシート	枚	50	49	89	16	60	50	50	39	50	50	50	50	50	45	50	100	50	50	38	36	36	50	50	1173	
土嚢袋	枚	800	100	0	400	400	0	200	500	30	250	0	300	400	120	0	60	400	600	400	500	200	1000	0	6660	
ノーリック自転車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
リヤカー	台	1	1	1	1	2	1	1	2	1	0	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	28	
ノーリックリヤカー	台	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	8	
一輪車【ネコ】	台	2	2	2	1	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	45	
空気入れ	本	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	28	
台車	台	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	3	1	4	4	4	88	
バリケード																										





## 非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表

(令和4年3月1日現在)

設置場所	住所	容量 (m <sup>3</sup> )
鶴巻小学校敷地内	鶴巻2240-1	70
本町小学校敷地内	文京町1-5	70
西中学校敷地内	柳町2丁目5-1	70
東小学校敷地内	寺山812	70
南小学校敷地内	今泉699	70
大根中学校敷地内	南矢名4丁目28-1	70
南が丘小学校敷地内	南が丘4-1	70
堀川小学校敷地内	堀川105-3	70
末広小学校敷地内	末広町6-6	70
総合体育館敷地内	平沢101-1	100
北小学校敷地内	菩提380	60
上小学校敷地内	柳川25-3	60
渋沢小学校敷地内	渋沢1丁目12-1	60
広畑小学校敷地内	下大槻174-4	60

水源種別取水施設一覧表

(令和4年3月1日)

5-6

(秦野市水道)

水源種別	取水施設名	取水量 (m <sup>3</sup> )	備考
地下水 (深井戸)	後田取水場	1,250	
	本町第10取水場	800	
	本町第5取水場	2,200	
	秦野田取水場	1,700	自家発電設備
	前河原取水場	1,250	
	尾尻端取水場	1,100	
	本町第13取水場	1,100	
	諏訪越取水場	200	
	芹沢取水場	500	
	峰開戸取水場	1,100	
	向原取水場	1,400	
	西大竹取水場	1,000	
	久保取水場	500	自家発電設備
	東田原取水場	1,200	
	桐ヶ窪取水場	300	
	中河内取水場	1,150	
	小羽根取水場	730	自家発電設備
	羽根取水場	700	自家発電設備
	馬場取水場	730	
	菩提取水場	500	自家発電設備
	政ヶ谷戸取水場	250	自家発電設備
	横野第2取水場	100	
	戸川取水場	500	
	峰の下取水場	5,000	自家発電設備
	東脇取水場	1,300	
	岩井戸取水場	5,500	自家発電設備
	船道取水場	1,180	
	宮の前取水場	700	
	森戸下第2取水場	1,210	
	沼代取水場	1,000	自家発電設備
	沼代第2取水場	2,160	
	本町第12取水場	1,100	
	本町第8取水場	1,300	
	桜土手取水場	1,100	
	反房取水場	200	
	下河原取水場	1,090	自家発電設備
	小原境取水場	490	自家発電設備
	沢の下取水場	500	自家発電設備
	計 38 施設		

水源種別	取水施設名	取水量 (m <sup>3</sup> )	備考
湧水	滝沢取水場	100	ポンプ有り
	寺山取水場	2,000	
	蓑毛取水場	770	
	横野取水場	160	
	根古屋取水場	100	
	栃窪取水場	100	
	柳川取水場	200	
	大久保取水場	100	
	計 8 施設		
	表流水	猿渡取水場	
深沢取水場		100	
計 2 施設			
伏流水	森戸下取水場	450	ポンプ有り







## 第2号様式

## 物資の調達台帳

業者

住所

氏名

電話

年月日	物資の品目	数量	金額	備考
			円	

災害救助物資として上記のとおり調達しました。

年 月 日

調達責任者 氏名

印

災害対策本部長 様

(市 長)

## 第1号様式

## 応 急 仮 設 住 宅 台 帳

住 宅 番 号 応 急 仮 設	世 帯 主 名 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

(注)

- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

## 住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
		月日	円	
計 世帯				

作 業 員 動 員 台 帳

事業所名	作業員住所	氏 名	場 所					基本賃金		割増賃金		合 計
				日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計												

機 械 器 具 借 上 台 帳

年 月 日	事業所名	要 請 内 容	車 両			そ の 他 器 具			備 考
			種 類	台 数	金 額	種 類	内 容	金 額	
					円			円	
計									





## 義 援 金 品 引 継 書

1 義 援 金

金 \_\_\_\_\_ 円也

2 物 資

品 名	数 量

上記のとおり引継します。

年 月 日

会計課長

印

福祉事務所地域共生推進課 様

No. \_\_\_\_\_

# 領 収 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 義援金として、上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

(ご氏名) \_\_\_\_\_ 様

秦野市会計管理者

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2

TEL 0463(82)9651

取扱者 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

# 領 収 書 (控)

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 義援金として、上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

(ご氏名) \_\_\_\_\_ 様

秦野市会計管理者

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2

取扱者 \_\_\_\_\_

TEL 0463(82)9651